

平成 2 2 年 第 1 回

身延町議会定例会会議録

平成 2 2 年 3 月 5 日 開会

平成 2 2 年 3 月 1 6 日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 2 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 5 日

平成22年第1回身延町議会定例会（1日目）

平成22年3月5日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長施政方針
- 日程第5 教育委員長教育方針
- 日程第6 提出議案の報告並びに上程
- 日程第7 専決処分について承認を求める件
- 日程第8 提出議案の説明

2. 出席議員は次のとおりである。（15名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 野 島 俊 博 | 2番 | 望 月 明 |
| 3番 | 河 井 淳 | 4番 | 望 月 秀 哉 |
| 5番 | 芦 澤 健 拓 | 6番 | 松 浦 隆 |
| 7番 | 望 月 寛 | 8番 | 深 沢 脩 二 |
| 9番 | 日 向 英 明 | 10番 | 草 間 天 |
| 12番 | 川 口 福 三 | 13番 | 渡 辺 文 子 |
| 14番 | 穂 坂 英 勝 | 15番 | 伊 藤 文 雄 |
| 16番 | 望 月 広 喜 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。

- 11番 福 与 三 郎

4. 会議録署名議員（3人）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 14番 | 穂 坂 英 勝 | 15番 | 伊 藤 文 雄 |
| 1番 | 野 島 俊 博 | | |

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	広島法明
会計課	長	佐野治仁	財政課長	笠井一雄
政策室	長	赤池義明	町民課長	秋山和子
税務課	長	依田二郎	身延支所長	望月和永
下部支所	長	小林英雄	教育委員長	山田省吾
教育	長	佐野雅仁	学校教育課長	近藤正国
生涯学習課	長	佐野正美	福祉保健課長	赤坂次男
子育て支援課	長	稲葉義仁	建設課公共土木主幹	藤田政士
産業課	長	串松文雄	土地対策課長	滝戸文昭
観光課	長	熊谷文彦	環境下水道課長	赤池和希
水道課	長	千頭和勝彦		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 遠藤 守
録音係 丸山 優

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（遠藤守君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（望月広喜君）

本日は、大変ご苦労さまでございます。

平成22年身延町議会第1回定例会の開会にあたり、一言あいさつを申し上げます。

明日は二十四節気の1つであります啓蟄で、冬ごもり中の虫が外に出てくるころです。いよいよ寒さも緩み日増しに暖かさが増し、ようやく春の気配が濃くなってまいりました。

議員各位には年度末で何かとお忙しい中、ご出席いただきまして、心から敬意を表する次第でございます。

さて本定例会は、平成22年度の当初予算を審議する最も重要な議会であります。町長から提出されます諸議案は多種多様にわたり、膨大なもので、いずれも重要な内容を有するものでございます。

議事が円滑に進められ、慎重なご審議により適正・妥当な結論を得られますよう、お願い申し上げます。

早春と申しましても、寒暖の差が激しい時節です。各位におかれましてはご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。開会とあいさつとさせていただきます。

なお、福与議員は入院のために欠席との届けがござっております。

皆さま方をお願いいたします。

発言の際は、マイクを自分のほうへ向けていただいて、マイクから声がよく届くように、お願いいたします。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により、執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、

14番 穂坂英勝君

15番 伊藤文雄君

1番 野島俊博君

以上、3名を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2 会期の決定を行います。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、平成22年3月5日から3月16日までの12日間とすることにご異議

ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、会期は平成22年3月5日から3月16日までの12日間とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定に基づき、議長から本定例会に執行部の出席を求めたところ、お手元に配布のとおり出席の通知がありました。

次に議会としての報告事項は、お手元に配布のとおり各種行事等に参加しておりますので、ご了承ください。

次に総務常任委員長より、2月1日・2日に実施されました鴨川市との親善訪問につきまして、報告をお願いいたします。

総務常任委員長、登壇を願います。

○総務常任委員長(日向英明君)

それでは朗読をして、ご報告を申し上げます。

平成22年3月5日

身延町議会議長 望月広喜殿

身延町議会総務常任委員会委員長 日向英明

鴨川市との親善訪問報告書

標記訪問について、総務常任委員会が中心となり、鴨川市との親善訪問を実施するにあたり、全議員に出席をお願いしたところ、賛同を得たので、姉妹都市である千葉県鴨川市との親善訪問を実施した。

訪問内容は、下記のとおりであるので報告する。

1. 訪問日程 平成22年2月1日 月曜日、2日 火曜日
2. 訪問場所 千葉県鴨川市
3. 訪問参加者 20人(議員15人 執行部5人)
4. 訪問内容 親善訪問および行政視察

鴨川市の概要については記載のとおりでありますので、のちほどご一読をお願いいたします。

次に訪問内容ですけど、1日は記念植樹祭(しだれ桜) 歓迎対面式、交流会を開催し、所期の目的である交流を深めた。

2日は、鴨川市北部道路沿道の食用菜の花摘み体験でございましたけど、天候のため、このことは見学のみとなりました。

総合運動施設での千葉ロッテマリーンズの2軍キャンプの見学、鴨川フィッシャーアリーナの見学、最後に鴨川漁港を見学した。

自然と歴史を生かした観光交流都市を目指す本市との交流を図りながら、なお一層の友好と発展に寄与したい。

次に所感であります。本議会は姉妹都市協定書に基づいて、鴨川市との親善訪問を実施した。本市の温かい歓迎を受け、姉妹都市としての絆を改めて感じたところであります。

今後は、これまで育んできた友情をなお一層、深めるとともに、行政・教育・文化・産業・

経済などの各分野におけるさまざまな交流を通じ、これからも末永い交流を図っていくことが必要ではないかと思えます。

なお、平成22年度は鴨川市議会が本町に親善訪問する予定になっているので、その際は心から歓迎したいと思っております。

以上であります。

○議長（望月広喜君）

総務常任委員長の親善訪問報告が終わりました。

続いて2月13日、身延地区で開催されました町民と議会との懇談会につきまして、穂坂英勝君より報告をお願いいたします。

穂坂英勝君、登壇願います。

○14番議員（穂坂英勝君）

お手元に配布してある報告書を、朗読をもって報告に代えさせていただきます。

身延町議会議長 望月広喜殿

身延町議会議員 穂坂英勝

町民と議会との懇談会の報告書

標記懇談会について、下記のとおり実施したので報告する。

1. 懇談会日程 平成22年2月13日 土曜日 午後7時
2. 懇談会会場 身延町総合文化会館 2階会議室
3. 参会者 37名
4. 出席議員 14名
5. 懇談会内容 町民との意見交換

懇談会の目的 この懇談会は議会運営状況や課題の取り組み状況等について、説明責任を果たすとともに、住民からの意見や要望を聞き、住民と意思の疎通を図るため、議会が主体となって住民との連携を図ることを目的に、年に2回実施するという決めがありました。その1回として実施しました。

内容 当日の司会は河井議員が行い、最初にはじめの言葉を望月寛議員が行いました。次に趣旨説明を穂坂議員が行いました。その次に、福与議員が平成21年6月、9月、12月議会の内容を報告しました。続いて、望月秀哉議員が座長となり、意見交換を行いました。意見交換の内容は、次の11に集約にしております。

1つが、身延地区議員の自己紹介と一番力を入れているマニフェストについて、それぞれが述べよという要請があり、それぞれ紹介しました。

2、学校統合問題、福祉推進員、地域医療等の問題についての話がありました。

3つ目、施設ボランティア、公共施設のバリアフリー化についてのご意見がありました。

4つ目、国保の県の指導、議会と町の情報の共有化についてのご意見をいただきました。

5つ目、門内地区の活性化、ゴミの資源化、病院の民営化について、意見がございました。

各項目ごとに意見が混在しているのは、1人の人の意見をまとめて、ここに載せましたので、こういう形になっております。

6つ目、門前町なので仏教の花まつりの開催はどうかというご意見をいただきました。

7つ目、開業した大型店の有効利用についてのご意見がございました。

8、行政改革の推進、リニアについてのご意見をいただきました。

9つ、中部横断自動車道の活性化インターについての早期計画をという、ご意見をいただきました。

10番目、峡南高校・身延高校の統合についてのご意見。

11番目、農産物の販路拡大についてのご意見。

以上を、議会として答えられるものについては回答を行ったということで、午後9時に閉会いたしました。

アンケートをいただきました。アンケートの中身、50歳以下の参加者がまったくありませんのものでしたから、若者の政治離れが随所に表れているように見受けられました。女性の参加者も1人だけで、少ないというか、1人だけでした。今後の開催については、ぜひ開催してほしいが95%でした。

いろいろありまして、議会への期待というのが、回答の26名中22名ありまして、期待していないという人は1名もありませんでしたが、どちらとも言えないという方が2名ありました。

所感といたしまして、地方分権が推進されている今日、議会の役割がますます重要となっている。このような状況の中で、本町議会は議会改革として、開かれた議会、身近な議会、町民と協働する議会を目指しております。新年度も議会報告会を開催し、議会みずからが地域に向いて住民と意思の疎通を図り、町政に対する提言などを住民から直接受けることで、町政の諸課題に柔軟に対応し、地方議会の政策提言機能に資するものと考えられます。

今後、議員一同、力を合わせて取り組んでいきたいという所見でございます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

穂坂英勝君の町民と議会との懇談会の報告が終わりました。

日程第4 町長施政方針。

町長が施政方針を行います。

町長。

○町長（望月仁司君）

皆さん、おはようございます。

一雨ごとに木々の新たな芽吹きが感じられる、大変よい季節になってまいりました。平成22年身延町議会第1回定例会の開会にあたり、提出いたしました案件のうち主なものにつきまして、その概要のご説明を申し上げるとともに私の所信の一端を申し述べ、議員の皆さん、ならびに町民の皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げたいと存じます。

私は、一昨年（2010年）10月24日に町長に就任をし、以来、1年と4カ月が経過をいたしました。私は就任以来、「みんなでつくろう みんなのふるさと」を政治信条に、公正・公平はもちろんのこと、町民の皆さんが「住んでよかった」と実感できる町をつくってまいります。そのことが私の理想としております「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延（まち）」につながりますので、職員の先頭に立ってまいりますと申し上げ、職員ともども努力をしてみたいところでございます。

この間、国においては政権の交代がありました。そのため、特に地方自治体の力が、私どもの力が町の発展や活性化に直結してまいることを実感しております。そして、わが町の人口減

に少しでも歯止めをかけるべく、職員ともども全力で取り組み、身延町の発展のために頑張っ
てまいりたい、この気持ちをなお一層、強くしている今日このごろでもございます。

また、3日の議員全員協議会で報告をさせていただきました、行政改革大綱についてであり
ます。平成17年策定の行政改革大綱は、国から示されたプランをもとに作成し、これに向け
努力をしてまいりました。そして集中改革期間の最終年度にあたりますので、これまでの取り
組み等をふまえながら、わが町の情勢にあった見直しを行政改革推進委員会の答申をいただく
中で改定を行い、引き続き行財政の改革に取り組んでまいります。

改定の主なものは、まず取り組みの期間であります。これについては、首長の任期に合わせ
ることとし、年度ごとに成果と課題を検証し、目標の見直しを行うローリング方式で組み
を進めてまいります。

その中で、改革は私ども職員からを目指し、プロフェッショナルとしての自負を持ち、常に
町民の皆さんの目線で行政ニーズを把握し、前例にこだわらない、柔軟な姿勢で行政に対応し
てまいります。職員全員が、一人ひとりが行政改革の担い手である。このことを再確認し、知
恵を出して、工夫をしながら地域の発展に努めてまいります。

わが国の経済は政権も交代し、また年も改まりましたが、今なお大変な状況下にございます。
今の日本経済のデフレが深刻化しつつある現実を見ると、弱者は悲惨な状況に置かれ、力と金
を持つ者のみが巨大化すると思います。このことがさらに進めば、ますます富は東京に集中し、
地方は衰退すると思われれます。

しかし、明るいニュースもございます。政府は今、「コンクリートから人へ」と言っておりま
すが、わが町では生活基盤の整備は重要な施策でございます。このことをふまえ、県にお願
いをしてまいりました、中ノ倉から中ノ倉トンネル手前までの間の、国道300号の改修につ
きましては、県の大変なご配慮をいただく中で、中部横断自動車道開通時に合わせて、改修を
していただけることが決定をしたところでございます。

この道路の改修がなりますと、観光の町を目指すわが町にとって、今現在、交通の隘路が一
転、観光の名所になるものと期待をしております。そのことが、わが町への入り込み客の増加
につながると、大いに期待をしているところでございます。

次に平成21年第4回定例会以降の主なことについて、申し上げます。

12月22日には、飯富病院定例会と増改築の地鎮祭を行いました。

1月10日には186名の新成人を迎え、身延町成人式を挙行いたしました。

同17日には400余名の団員の参加の中、消防団出初め式を挙行しました。また、その間、
各種団体の新年会、あるいは総会に出席をさせていただいたところでございます。

さて、厳しい経済状況の中、国では国の債務残高が平成21年末時点で、871兆5,104億
円になったと発表いたしました。これは平成20年度比で、24兆8,199億円の増であり
ます。

ちなみに、わが町の地方債残高は平成21年度末見込みで、特別会計も含め182億4,
107万円で、平成20年度末比で5億2,404万円の減であります。町民1人当たりで
は117万9千円で、前年度比2万2千円の減となりました。これは、わが町の人口が平成
21年3月31日比で150名も減ったためでございます。

今後、本町の財政運営において、地方債残高の抑制は不可欠でありますので、地方債の発行
に際しては、対象事業の選択等に十分配慮してまいりたいと思っております。

次に今回、提案させていただいております一般会計補正予算、ならびに特別会計補正予算につきましては、事業の精査により歳入歳出予算科目全般にわたって、減額等の補正をさせていただいております。

まず歳入ですが、平成21年度分の国・県から交付される譲与税および交付金について、本年度の決算額を見込み、減額等をさせていただきました。

また、国・県支出金につきましては、福祉関係事業において年度内の事業量を考慮し、それぞれ負担に応じて、減額等の補正をさせていただきました。ただし、地方交付税につきましては、普通交付税分8,693万4千円および繰越金1億2,568万5千円を追加補正させていただき、今後の財政基盤の強化を図るため、基金に積み立てる予定でございます。

次に歳出ですが、歳入予算で申し上げましたとおり、年度内の各事業量に応じて、それぞれ予算について増減をさせていただいたところでございます。また諸支出、財政調整基金へ3億円の元金積立金を追加補正いたしました。当初、財政調整基金1億5,370万円を取り崩しておりますが、この追加補正により翌年度以降のために積み直しができるものであります。

また補正予算のうち第2表において、国・県の追加補正予算、ならびに事業の進捗状況に伴い、農林業基盤整備事業、道路改良事業、簡易水道事業の繰越明許費補正をさせていただきました。繰越事業につきましては、事業の早期完成を目指し、職員一丸となって取り組んでいきますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に平成22年度の身延町一般会計予算は、総額9億1,080万円で、対前年度比2.8%の増としたところであります。この主な要因といたしましては、子ども手当支給費、ならびに身延小学校大規模改修事業等によるものであります。

特別会計につきましては、身延町国民健康保険特別会計ほか21の特別会計により、総額65億3,196万5千円となったところでございます。

本町の一般財源の主なもの、すなわち地方交付税総額は、地方交付税と臨時財政対策債を合算した49億3,300万円の計上となり、歳入全体の54.7%を占め、国への財源依存度の高さを再認識したところでもございます。

本年度の主な事業につきましては、国の施策に基づきまして、子育て支援事業として子ども手当支給事業1億7,600万円ならびに緊急雇用対策として、ふるさと雇用再生特別基金事業1,300万円余を、緊急雇用創出事業特別基金事業2,600万円余を計上いたしました。またデマンド交通システムの拡充、赤字バス路線の維持や町有バスの運行を行い、町民への交通網の充実を図るため、6,500万円余を計上いたしました。

次に地上デジタル放送移行に伴った、下部地区地域情報通信施設整備運営事業費1億5,600万円余を計上いたしました。この事業のうち、平成21年度から施行しておりましたCATVケーブル張り替え等の建設事業が本年9月に完成をし、10月から民間業者にCATV事業の運営が完全移行される予定でございます。

次に身延小学校大規模改修事業について、1億1,300万円を計上いたしました。これは平成22年4月から旧豊岡小学校との統合により、児童数も増加することと、校舎の老朽化等が著しいため、大規模改修を行い、児童の学習環境を整備するものでございます。

次に、中央公民館新築事業に関わる設計業務等の予算計上でございます。

建設予定地は旧下部支所跡地とし、町民が憩いやすく、さらに集まりやすい場として活躍できるような施設となるよう、事業を推進してまいります。

次に地域基盤整備事業として、町道整備等を継続的に実施し、農林業の基盤整備、有害鳥獣対策経費を充実させました。また身延北部地区において、平成22年度から5年間にわたり実施される中山間総合整備事業が農業基盤の充実を図る上で、大きな期待をしております。またライフライン整備として、引き続き特別会計において簡易水道事業、ならびに下水道事業を推進させたところでもございます。

次に公共下水道への各戸の早期接続をお願いしているところであります。この中で、2月25日現在、中富処理区は加入戸数969戸で、接続率61.2%であります。まだまだ満足できる数値ではございません。さらに身延地区の接続が可能になりましたが、現在9戸の接続であり、早期接続をお願いするところでございます。

結びに「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」の実現に向けて、職員と知恵を出し合いながら、先頭に立ってまいり所存でございます。議員の皆さんや町民の皆さん、格別のご協力をお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(望月広喜君)

町長の施政方針が終わりました。

日程第5 教育委員長教育方針。

教育委員長が教育方針を行います。

教育委員長。

○教育委員長(山田省吾君)

おはようございます。

平成22年度身延町教育委員会の教育方針について、述べさせていただきます。

本町の学校教育および社会教育が関係各位の厚いご支援によって、着実に成果を挙げておりますことに対して、まずもって感謝を申し上げます。

現在、わが国は国際化、情報化、科学技術の進展、少子高齢化など社会環境や構造がこれまでに大きく変化しつつあり、この変化に迅速かつ適切に対応することが求められています。

さて、平成22年身延町議会第1回定例会の開会にあたり、教育委員長として平成22年度の本町の教育方針を述べさせていただきます。

最初に学校教育について、申し上げます。

平成20年3月に新学習指導要領の告示がされ、21年度から小中学校におきましては、その一部について先行実施が進められているところであります。この新しい学習指導要領では、子どもたちの生きる力を育むことを目指し、芸能活動、理数教育、伝統と文化、道徳教育、体験学習などの充実や小中学校における外国語活動が求められております。この学習指導要領は、小学校は23年度から、中学校は24年度から全面实施となり、準備を進めているところであります。

こうした中で、義務教育は一人ひとりの人格を形成するもととなる場であり、国家社会を形成する国民としての必要な資質を身につけるための、すべての教育と学習の基礎となるものです。このため、教育委員を先頭にして関係職員が一丸となり、教育理念をふまえ、生きる力の育成と子どもたちが生き生きと活動できる場づくりを進めていくことに、努力を惜しまない所存であります。

平成22年度の重点項目として、町立小中学校統合前期計画に基づく適正規模・適正配置の

推進、特別支援教育の推進、複式学級の解消および教科専任講師派遣の3点を設定しました。

まず1点目は前期計画に基づき、豊岡小・身延小学校統合が保護者、地域住民、学校関係者のご理解を得、昨年9月議会にてご議決いただき、3月20日に閉校式典が挙行される運びとなりました。また下山中学・身延中学の統合につきましては、昨年12月議会にてご議決をいただき、平成23年に統合されることになり、統合準備委員会および実行委員会を立ち上げているところでございます。

また静川小・西嶋小学校については、平成23年4月統合に向けて、現在、保護者の理解を得るべく、説明会を開催しているところであります。

本町の現状を認識した上で、未来を担う子どもたちを育む教育環境を整備し、活力ある学校づくりを目指すため、小中学校の適正規模・適正配置を保護者や地域の理解を得、関係者が一体となって、新しい学校づくりという共通認識を持ちながら、学校統合の前期計画を推進していきます。

次に2点目は学習障害、多動性障害、自閉症等、障害を持った児童生徒が増加傾向にあり、学級経営が困難な状況に陥るケースがあります。このため特別支援学級を開設し、特別支援教育支援員を配置し、チームティーチングの活用などにより個々の障害の状態、発達段階や特性に応じた特別支援教育の推進に努めます。

このほか、いじめ、不登校、暴力行為等の未然防止と問題発生時の早期対応のため、全中学校および一部の小学校にスクールカウンセラーを設置し、道徳教育の充実を図ります。

次に3点目は、児童生徒数の減少は本町においても例外ではなく、山梨県の学級編成基準に満たない学級を持つ学校が誕生することから、19年度から複式学級解消のための財政措置を講じておりますが、このまま推移すると対象校は次第に増加し、この対策に奔走しなければならないのは明らかであります。

本年度も町採用教員により複式学級解消の措置を講ずるため、学校統合計画と整合させ、適正な規模を持つ学校の適正配置を進めることが求められています。また、特色ある学校づくりのため、引き続き教科専任講師派遣の財政措置を講じます。

このほか図書教育の充実、情報教育の推進、国際理解教育の推進、食育教育の推進、教職員の資質向上のための研修、学校の安全、児童生徒の安全等についても、それぞれの学校現場において、多様な特色ある取り組みを積極的に推進できるよう、教育環境をつくっていく所存です。

このため、各学校においては国や県が示した教育に対する方針や施策を深く認識しながら、特色ある教育課程の編成を工夫し、学習意欲を高める指導と評価の工夫・改善を図り、創意ある教育活動に努めることが必要であります。

教師は授業の内容や指導方法について絶えず研修し、みずからの資質の向上に努めなければなりません。幸い、本町には教育研修センターが設置されておりますので、その機能を最大限に発揮し、教科指導、児童生徒指導のほか、教育活動全般を支援するよう配慮します。

学校は常に家庭、地域社会と連携し、それぞれが持つ教育力を発揮して、生きる力を育む教育を目指し、教育活動を展開していかなければなりません。同時に自己点検・自己評価を行いながら、地域に開かれた、地域から信頼される学校づくりに努める必要があります。

これからの学校教育は、学校、家庭、地域が一体となって、地域ぐるみで子どもを育てる仕組みが求められ、学校応援団モデル事業を推進します。

次に社会教育について、申し上げます。

急激な社会構造の変化に対処しながら、郷土への誇りと明日への活力を培う文化づくりを進め、創造と活力を生む生涯学習社会構築のために、次の3点を重点目標として事業を展開していきます。

1点目は、青少年の健全育成の推進であります。

次代を担う青少年の健全育成のために、学校、家庭、地域社会が一体となって、育成活動の推進と指導体制の確立と充実に努めます。

まず、青少年育成を地域ぐるみで推進するために、青少年育成身延町民会議の活性化を進め、育成会や子どもクラブ等の活動を活発にして、青少年が地域活動に主体的に取り組むようになります。そのため、指導者の育成や指導体制の充実に努め、中富青少年自然の里など町内各施設を活用し、青少年の育成に努めます。

また子どもたちの安全確保のため、地域の子どもは地域で守り育てるとの方針のもと、地域を挙げての取り組みに努めるとともに、声掛けあいさつ運動、早寝・早起き・朝ご飯の運動を推進して、たくましく心豊かな青少年の育成に努めます。

2点目は、町民1人1スポーツ運動の推進と生涯スポーツ振興の推進であります。

健康で生きがいのある人生を送るために、健康づくりへの関心が高まっている中で、明るく豊かで活力に満ちた社会を形成するため、町民1人1スポーツ運動を推進し、体育指導員を中心として、みんなで楽しくできる運動や誰もが身近に楽しむことができる軽スポーツ教室を開催し、健康づくりと体力づくりを目指しています。

また体育協会の活性化を図るとともに、体育指導員を中心として各種大会を開催するとともに、指導者の育成、スポーツ少年団の育成、支援などに努めます。

3点目は、芸術文化の振興と文化保護の推進であります。

総合文化会館、なかとみ現代工芸美術館を生涯学習および文化活動の拠点として、町民1人1芸運動を推進します。また、これらの施設は優れた芸術文化との触れ合いの場を提供するとともに、人と人の交わりを広げ、自主グループづくりの支援体制を推進します。

次に芸術文化は、人々に感謝や生きる喜びをもたらす、豊かな人生を送る上での大きな力になります。また国史跡、中山金山のガイダンス館である湯之奥金山博物館の活動等を通じ、文化財を活用して郷土の豊かな歴史や文化に触れる機会を創出し、ふるさとへの意識や郷土愛を育む取り組みを進めてまいります。

以上、前段は学校教育について、後段は生涯学習について、それぞれの事業の概要を申し上げながら、平成22年度の教育方針といたします。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

教育委員長の教育方針が終わりました。

日程第6 提出議案の報告、並びに上程を行います。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第2号）について）

議案第2号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例について

議案第3号 身延町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第 4 号 身延町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 5 号 身延町職員給与条例及び身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 号 身延町湯町開発基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 号 身延町勤労青年センター条例の制定について
- 議案第 9 号 身延町簡易水道事業の設置等に関する条例及び身延町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 身延町勤労青年センターの指定管理者の指定について
- 議案第 11 号 富士川町の設置に伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の減少について
- 議案第 12 号 山梨県市町村自治センターの解散について
- 議案第 13 号 山梨県市町村自治センターの解散に伴う財産の処分について
- 議案第 14 号 富士川町の設置及び山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更にについて
- 議案第 15 号 平成 21 年度身延町一般会計補正予算（第 9 号）について
- 議案第 16 号 平成 21 年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 17 号 平成 21 年度身延町老人保健特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 18 号 平成 21 年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 19 号 平成 21 年度身延町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 20 号 平成 21 年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 21 号 平成 21 年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 22 号 平成 21 年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について
- 議案第 23 号 平成 21 年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第 5 号）について
- 議案第 24 号 平成 22 年度身延町一般会計予算について
- 議案第 25 号 平成 22 年度身延町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 26 号 平成 22 年度身延町老人保健特別会計予算について
- 議案第 27 号 平成 22 年度身延町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 28 号 平成 22 年度身延町介護保険特別会計予算について
- 議案第 29 号 平成 22 年度身延町介護サービス事業特別会計予算について
- 議案第 30 号 平成 22 年度身延町簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第 31 号 平成 22 年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算について
- 議案第 32 号 平成 22 年度身延町下水道事業特別会計予算について
- 議案第 33 号 平成 22 年度身延町青少年自然の里特別会計予算について
- 議案第 34 号 平成 22 年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算について
- 議案第 35 号 平成 22 年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第 36 号 平成 22 年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第 37 号 平成 22 年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算について

- 議案第 38 号 平成 22 年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第 39 号 平成 22 年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第 40 号 平成 22 年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第 41 号 平成 22 年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第 42 号 平成 22 年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について
- 議案第 43 号 平成 22 年度身延町西嶋財産区特別会計予算について
- 議案第 44 号 平成 22 年度身延町曙財産区特別会計予算について
- 議案第 45 号 平成 22 年度身延町大河内地区財産区特別会計予算について
- 議案第 46 号 平成 22 年度身延町下山地区財産区特別会計予算について
- 議案第 47 号 町道路線の認定について
- 請願第 1 号 核兵器廃絶の課題で日本政府に対し、唯一の被爆国として具体的努力を求める意見書の採択を求める請願について
- 請願第 2 号 日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の調査・公表・破棄を求める意見書の採択を求める請願について
- 請願第 3 号 「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書の採択を求める請願について

以上、50 議案を上程いたします。

なお報告第 1 号、議案第 2 号から議案第 47 号まで、また請願第 1 号から請願第 3 号までを区切り上程いたしますので、ご協力お願いいたします。

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

議案のプリントの修正・追加をお願いしたいと思います。

議案第 38 号の平成 22 年度身延町第二日影みそね沢及び石原外外とありますけども、外を一字削除。

そして議案第 41 号の追加ということで、のちほど修正したものをお示ししますけども、議案第 41 号は平成 22 年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について、これを追加するという事です。

○議長（望月広喜君）

よろしいですか。

（ な し ）

暫時休憩をとります。

再開は、10 時 15 分からといたします。

暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 00 分

再開 午前 10 時 15 分

○議長（望月広喜君）

休憩前に引き続き、再開をいたします。

日程第7 報告第1号 専決処分の承認を求める件を議題といたします。

報告第1号について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（望月仁司君）

ただいま議長より指示をいただきましたので、報告第1号 専決処分の承認を求める件について、提案理由の説明を申し上げます。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成22年3月5日 提出

身延町長 望月仁司

処分事項

1.平成21年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第2号）

次に専決処分について、申し上げます。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分をする。

平成22年2月22日に専決をさせていただきました。

処分事項

平成21年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第2号）

理由でございますが、下部奥の湯温泉の揚湯ポンプの修繕を行うための補正でございます。

そのために専決処分をさせていただきました。

以上でございます。詳細につきましては、下部支所長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご承認をいただけますよう、お願いを申し上げます。

○議長（望月広喜君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に担当課長より、詳細説明を求めます。

報告第1号について、下部支所長。

○下部支所長（小林英雄君）

報告第1号 平成21年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分につきまして、説明をさせていただきます。

今回の専決処分の内容につきましては、緊急に奥の湯温泉の揚湯ポンプが不調となりまして、入れ替えの修繕が生じたところでありまして、現有予算の修繕費では対応できなかったため、今回の補正をして、この費用に充てさせていただいたものでございます。

それでは、まず歳入予算ですが、予算書の6ページをご覧ください。

3款繰入金、1項基金繰入金、1目下部奥の湯温泉事業基金繰入金の88万6千円の増額ですが、これは揚湯ポンプの入れ替え修繕費用に充てるため、基金から繰り入れたものでございます。

次に7ページ、歳出予算をご覧ください。

1 款温泉事業費、1 項温泉管理費、1 目温泉管理費の 1 1 節需用費の増額 1 4 1 万円ですが、これはポンプの入れ替え費用の修繕に充てさせてもらったものでございます。

また 1 3 節委託料の減額 5 2 万 4 千円ですが、これはメンテナンス等、委託事業の予算額と実績額の差額が出ましたので、この減額分 5 2 万 4 千円を修繕費のほうに充てさせていただき、8 8 万 6 千円と合わせ、修繕費 1 4 1 万円に充てさせていただいたものでございます。

以上、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 8 8 万 6 千円を追加させていただき、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 , 1 1 1 万円としたものでございます。

なお、今回のポンプの修繕は、この 1 4 1 万円と当初予算で計上してありました修繕費のうちの 4 0 万円を合わせて、合計で 1 8 1 万円の執行となっております。

以上、報告第 1 号の詳細説明とさせていただきます。どうか、ご承認のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

担当課長の詳細説明が終わりました。

ここで、報告第 1 号について質疑を行います。

質疑はございますか。

穂坂英勝君。

○1 4 番議員（穂坂英勝君）

1 つだけ、質問させていただきます。

揚湯ポンプの修繕ということで、合計修繕費 1 8 1 万円かかったということなんですけども、新サービス開始から数年も経っていないので、揚湯ポンプというのは、そういうふうな短い期間で取り替えが必要になるようなものかどうなのか。そうすると、やっぱり、これから先にいろいろ関係してくるということで、そんなに早く壊れるものかどうか。あるいは修繕に必要なことが、今後もそういうふうに出てくるものであれば、専決でなくて、きちっと。今回は致し方ないにしても、予定が立てられるはずなんだけど、その点についてお聞きします。

○議長（望月広喜君）

下部支所長。

○下部支所長（小林英雄君）

この揚湯ポンプは、平成 1 8 年ですか、使っていて、専門業者等のお話を伺うと、温泉のポンプというのは、3 年から 5 年だというような話を聞いております。それで、普通の真水ではなく、温泉成分、やっぱり当然ありますので、それによって、かなり負荷もかかるということで、3 年から 5 年というようなことを聞いておまして、今回は 2 月に入りまして、突如、揚湯量の変化が出ましたので、メンテナンスを委託している業者に見てもらおう中でどうかと、もう少しもつのかということも検討する中で、見る期間を延ばしてもいいけども、止まったら、もうポンプは終わりだよと。オーバーホールもきかなくなってしまうということの中で決断をしました。そのような、本当に緊急の中で、こういう措置をさせていただきました。どうか、ご了承をお願いします。

○議長（望月広喜君）

他に質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

次に討論を行います。

報告第1号について、討論を行います。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

次に報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、採択を行います。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員でございます。

よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算(第2号))については、承認することに決定をいたしました。

日程第8 議案第2号から議案第47号までについて、町長より提案説明を求めます。

町長。

○町長(望月仁司君)

ただいま議長より、議案第2号から議案第47号までについて、一括提案の指示をいただきましたので、個々について順を追って、提案理由を申し上げます。

まず議案第2号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例について。

身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成22年3月5日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由

身延町地域公共交通総合連携計画に基づき、地域交通サービスの充実と均一化を図るため、身延町町営バス設置条例の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に議案第3号 身延町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

身延町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提出日、ならびに町長名は同一でございますので、省略をさせていただきます。

提案理由

平成22年度も引き続き、特別職の給与を減給するため、身延町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第4号 身延町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

身延町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

平成22年度も引き続き、特別職の給与を減給するため、身延町教育委員会委員長の給与の特例に関する条例の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第5号 身延町職員給与条例及び身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一

部を改正する条例について。

身延町職員給与条例及び身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

労働基準法の一部改正等に鑑み、身延町職員給与条例及び身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に議案第6号 身延町湯町開発基金条例の一部を改正する条例について。

身延町湯町開発基金条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

本町の財政状況に鑑み、身延町湯町開発基金条例の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第7号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

社会体育施設の用途廃止により、身延町社会体育施設条例の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由でございます。

議案第8号 身延町勤労青年センター条例の制定について

身延町勤労青年センター条例の全部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

身延町勤労青年センターに指定管理者制度を導入するにあたり、身延町勤労青年センター条例の全部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由であります。

議案第9号 身延町簡易水道事業の設置等に関する条例及び身延町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

身延町簡易水道事業の設置等に関する条例及び身延町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

提案理由

身延町簡易水道事業の給水区域の拡張に伴い、身延町簡易水道事業の設置等に関する条例及び身延町簡易水道事業給水条例の一部を改正する必要性が生じた。

これが、この議案を提出する理由でございます。

議案第10号 身延町勤労青年センターの指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり、指定する。

1. 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称 身延町勤労青年センター

所在地 身延町宮木1705番地

2. 指定管理者となる団体の名称・主たる事業所の所在地および代表者の氏名

団 体 の 名 称 身延町観光振興協議会

主たる事業所の所在地 身延町梅平2483番地36

代 表 者 名 会長 加藤基道

3. 指定の期間

2010年(平成22年)4月1日から2013年(平成25年)3月31日まで

提案理由

身延町勤労青年センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決が必要である。

これが、この議案を提出する理由でございます。

議案第11号 富士川町の設置に伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の減少について

富士川町の設置に伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の減少に関する議案を提出する。

記

増穂町および鮎沢町が平成22年3月7日をもって、山梨県市町村自治センターを脱退し、富士川町が平成22年3月8日から山梨県市町村自治センターに加入するので、山梨県市町村自治センターを設置する地方公共団体の数を減少する。

提案理由

富士川町の設置に伴い、市町村の合併の特例に関する法律第14条第1項の規定を適用し、山梨県市町村自治センターが富士川町の区域における事務を従前の例により行うとしたことについて、地方自治法第286条第1項の規定により、山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数を変更する必要があるが生じた。

なお、この変更に関わる協議には地方自治法第290条の規定により、議会の議決が必要であります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

議案第12号 山梨県市町村自治センターの解散について

山梨県市町村自治センターの解散に関する議案を提出する。

記

平成22年3月31日をもって、山梨県市町村自治センターを解散する。

提案理由

山梨県市町村自治センターが平成22年4月1日から、山梨県市町村総合事務組合と統合することに伴い、地方自治法第288条の規定により平成22年3月31日をもって、山梨県市町村自治センターを開催する必要があるが生じた。

なお、この解散に伴う協議には地方自治法第290条の規定により、議会の議決が必要でございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

議案第13号 山梨県市町村自治センターの解散に伴う財産の処分について

山梨県市町村自治センターの解散に伴う財産の処分に関する議案の提出を申し上げます。

記

山梨県市町村自治センターの財産は、すべて山梨県市町村総合事務組合に属する。

提案理由

山梨県市町村自治センターが平成22年3月31日をもって解散することに伴い、地方自治法第289条の規定により、財産処分について定める必要があるが生じた。

なお、この財産処分に関わる協議には、地方自治法第290条の規定により、議会の議決が必要でございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

議案第14号 富士川町の設置及び山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合同規約の変更について

富士川町の設置及び山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う、山梨県市町村総合事務組合同規約の変更に関する議案を提出する。

提案理由

富士川町の設置に伴い、市町村の合併の特例等に関する法律第14条第1項の規定を適用し、山梨県市町村総合事務組合が富士川町の区域における事務を、従前の例により行うものとしたこと。および山梨県市町村総合事務組合が、平成22年4月1日に山梨県市町村自治センターと統合することにより、山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、山梨県市町村総合事務組合同規約を変更する必要が生じた。

なお、この規約の変更については、地方自治法第290条の規定により議会の承認が必要でございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

議案第15号 平成21年度身延町一般会計補正予算(第9号)

平成21年度身延町の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,983万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億609万6千円とする。

2、以下につきましては、省略をさせていただきます。

議案第16号 平成21年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

平成21年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,092万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,624万1千円とする。

以下は、省略をさせていただきます。

議案第17号 平成21年度身延町老人保健特別会計補正予算(第3号)

平成21年度身延町の老人保健特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ250万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ378万1千円とする。

以下は、省略をさせていただきます。

議案第18号 平成21年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)

平成21年度身延町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,747万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,223万7千円とする。

以下は、省略をさせていただきます。

議案第19号 平成21年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)

平成21年度身延町の介護保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ374万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,982万7千円とする。

以下は、省略をさせていただきます。

議案第20号 平成21年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

平成21年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,715万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,331万6千円とする。

以下につきましては、省略をさせていただきます。

議案第21号 平成21年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第4号)

平成21年度身延町の農業集落排水事業等特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ571万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,367万円とする。

以下は、省略をさせていただきます。

議案第22号 平成21年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第5号)

平成21年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,174万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,442万5千円とする。

以下は、省略をさせていただきます。

議案第23号 平成21年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第5号)

平成21年度身延町の青少年自然の里特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ210万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,981万8千円とする。

以下は、省略をさせていただきます。

議案第24号 平成22年度身延町一般会計予算

平成22年度身延町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ90億1,080万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項間の流用でございます。

以下は、省略をさせていただきます。

次に議案第25号 平成22年度身延町国民健康保険特別会計予算。

平成22年度身延町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億6,780万1千円と定める。

2、以下につきましては、省略をさせていただきます。

議案第26号 平成22年度身延町老人保健特別会計予算

平成22年度身延町の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ117万3千円と定める。

以下は、省略をさせていただきます。

議案第27号 平成22年度身延町後期高齢者医療特別会計予算

平成22年度身延町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億8,444万7千円と定める。

以下は、省略させていただきます。

議案第28号 平成22年度身延町介護保険特別会計予算

平成22年度身延町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億5,759万4千円と定める。

以下は、省略をさせていただきます。

議案第29号 平成22年度身延町介護サービス事業特別会計予算

平成22年度身延町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ593万8千円と定める。

以下は、省略をさせていただきます。

議案第30号 平成22年度身延町簡易水道事業特別会計予算

平成22年度身延町の簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億7,096万5千円と定める。

以下は、省略をさせていただきます。

議案第31号 平成22年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算

平成22年度身延町の農業集落排水事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,686万7千円と定める。

以下は、省略をさせていただきます。

議案第32号 平成22年度身延町下水道事業特別会計予算

平成22年度身延町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億5,235万2千円と定める。

以下は、省略をさせていただきます。

議案第33号 平成22年度身延町青少年自然の里特別会計予算

平成22年度身延町の青少年自然の里特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,354万1千円と定める。

以下は、省略をさせていただきます。

議案第34号 平成22年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算

平成22年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ658万9千円と定める。

以下は、省略をさせていただきます。

議案第35号 平成22年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算

平成22年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31万7千円と定める。

以下は、省略させていただきます。

議案第36号 平成22年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算

平成22年度身延町の広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ73万4千円と定める。

以下は、省略をさせていただきます。

議案第37号 平成22年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
平成22年度身延町の第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19万4千円と定める。

以下は、省略をさせていただきます。

議案第38号 平成22年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

平成22年度身延町の第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23万1千円と定める。

以下は、省略をさせていただきます。

議案第39号 平成22年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算

平成22年度身延町の大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49万円と定める。

以下は、省略をさせていただきます。

議案第40号 平成22年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算

平成22年度身延町の仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42万3千円と定める。

以下は、省略をさせていただきます。

議案第41号 平成22年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算

平成22年度身延町の姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ73万4千円と定める。

以下は、省略をさせていただきます。

議案第42号 平成22年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

平成22年度身延町の入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51万円と定める。

以下は、省略をさせていただきます。

議案第43号 平成22年度身延町西嶋財産区特別会計予算

平成22年度身延町の西嶋財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47万9千円と定める。

以下は、省略をさせていただきます。

議案第44号 平成22年度身延町曙財産区特別会計予算

平成22年度身延町の曙財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18万2千円と定める。

以下は、省略をさせていただきます。

議案第45号 平成22年度身延町大河内地区財産区特別会計予算

平成22年度身延町の大河内地区財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17万5千円と定める。

以下は、省略をさせていただきます。

議案第46号 平成22年度身延町下山地区財産区特別会計予算

平成22年度身延町の下山地区財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22万9千円と定める。

以下は、省略をさせていただきます。

次に議案第47号でございます。町道路線の認定についてでございます。

下記の路線を町道として認定をしたいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めます。

路線番号、路線名、起点、終点、延長、幅員の順で申し上げます。

M-3の203、門野湯平線。身延町門野401番2地先から身延町大城1287番1地先、220メートルの5.0から13.0メートルでございます。

S-1098、出口常葉線でございます。身延町常葉3181番5地先から身延町常葉2591番5地先、760メートル、4.15から8.35メートルでございます。

S-1099号、常葉川久保線でございます。身延町常葉804番2地先から身延町常葉1315番2地先、520メートル、3.75から5.50でございます。

最後にS-1100番でございます。波高島若宮線。身延町波高島31番4地先から身延町波高島162番3地先、333メートル、3.5から7メートルでございます。

提案理由を申し上げます。

一般県道大城小田船原線、国道300号、一般県道栃代常葉線、主要地方道市川三郷身延線の改築に伴う道路区域の見直しにより、地域住民の利便性を維持するため、町道として引き受ける必要があるため、町道として認定するものであり、これがこの議案を提出する理由でございます。

以上、端折りましたが、46件につきまして提案理由を申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご議決をいただけますよう、お願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長(望月広喜君)

町長の提案理由の説明が終わりました。

これより、担当課長から詳細説明を受けるわけですが、説明の順序は条例関係、補正予算関係、当初予算関係、町道路線の認定の順に詳細説明をお願いいたします。

なお、議案第11号から議案第14号までと、議案第35号から議案第46号までの16件につきましては、詳細説明を省略させていただきます。

また、本議会は各常任委員会の開催を予定しておりますので、詳細説明は簡略をお願いいたします。

まず議案第2号について、政策室長。

○政策室長（赤池義明君）

議案第2号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例について、詳細の説明をさせていただきます。

本町のバス事業は、合併後も旧3町での運行形態が継続され、特に町営バスについては料金が統一されないなど、均一的なサービスの提供の観点からも利用されます町民にとって分かりにくい状況が続いてきました。このような状況を見直し、統一された分かりやすく利便性の高い公共交通を目指すことが急務の課題とされてきました。

町長の提案理由にもございましたが、平成20年5月に制定されました身延町地域公共交通総合連携計画に掲げられました目標の各項目を実現するための一環として、去る1月28日に身延町地域公共交通会議、身延町地域公共交通活性化協議会を開催し、町営バス2路線の廃止、町有バスの有償運行への移行、これは町営バス化でございます。料金の統一、乗り合いタクシー、中富エリアにおける利用できる曜日の制限の廃止と下部南部と併せての運行エリアの拡大などについて協議していただき、原案のとおり承認されました。

それでは、提案いたしました条例改正案の内容について、条を追って説明いたします。

議案をお開き願います。2ページでございます。

まず第3条でございますが、現行の運行路線中、甲斐常葉新早川橋線と上田原大塩岩間線、これにつきましては、以下2路線という表現をさせていただきます。それを廃止し、町有バスを有償運行に移行し、町営バス中富南線として追加するものでございます。

次に第4条では、運行車両台数を現在4台以内と規定していますが、2台を減じ、1台を追加し、3台以内とするものでございます。

次に第5条では、各路線ごと運行回数を規定していますが、第3条の一部改正により2路線を廃止し、中富南線、1日3往復以内として追加するものでございます。

次に3ページでございます。

7条でございますが、本条は各路線の車庫および停留場の位置を規定しています。同条第1項は、各路線の車庫の位置を規定しています。

第2号および第3号を削る。いわゆる2路線を廃止することにより、第4号を第2号に繰り上げ、第3号として中富南線、身延町切石350番地を加えるものでございます。

次に同条第2項から第5項までは、各路線ごと停留場の位置を規定しています。改正本文は第3項および4項を削る。いわゆる2路線を廃止することにより第5項を第3項に繰り上げ、第4項として中富南線の停留所を西嶋神社から切石郵便局までの37カ所として設定し、付け加えるものでございます。

次に第9条でございます。旅客運賃の納入方法を規定していますが、第1項は上田原大塩岩間線を廃止し、中富南線を付け加え、第2項は運賃が200円に統一されますことから、整理

券は不要となりますので、本項は削除。第3項は甲斐常葉新早川橋線が廃止となりますので、削除するものでございます。

次に第11条は、乗車券の種類を規定しています。同条の第1号は、普通乗車券を規定していますが、現状、使用していないことから削除し、高校生以下を無料とすることから、通園定期を削除するものでございます。通学定期を残すのは、大学生等の利用を想定しております。また第1号を削ることにより、第2号以下を1号ずつ繰り上げることを規定しています。

次に第13条は、利用者の遵守事項を規定しています。

同条第1号では、乗車整理券の所持を義務付けていますが、運賃が統一されることにより不要となりますので、文言の整理のため、全文を改正するものでございます。

次に第16条であります。本条には町営バスの運営に関し、調査・審議するため、身延町営バス運営協議会を置くことが規定されていますが、本協議会に代わる組織として道路運送法および同法施行規則に基づき、身延町地域公共交通会議設置要綱、ならびに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、身延町地域公共交通活性化協議会規約が制定され、それぞれ身延町地域公共交通会議、身延町地域公共交通活性化協議会が設置されましたことから、本条を削除したいというものでございます。

次に別表第8条関係でございますが、各路線ごと、旅客運賃体系が違っていたものを全6線、200円に統一するものでございます。

次に備考欄でございますが、備考欄の1、2および4から6までについて、文言の整理をさせていただきます。

内容は、まず備考1では高校生以下を無料とすることとしていますが、高校生は見た目では判断できないことがあることから、無料で乗車しようとするときは、学生証を提示することと規定しました。

次に備考2でございますが、身体障害者、知的障害者、精神障害者の運賃について、現状の説明文が難解でありますことから、簡潔にするため、号立てで整理をさせていただきます。

次に4ページでございます。

備考4でございますが、現行、通学・通園定期運賃を規定していますが、高校生以下の無料化により必要ないため、通園定期を削除、通学定期を規定することは大学生等の利用があったときを想定しています。

次に備考5は身体障害者、知的障害者、精神障害者の方々の定期運賃を規定していますが、第2号中、通園定期は無料化のため、削除するものでございます。

次に備考第6は回数券運賃を規定していますが、今回、前号を見直し、全路線の旅客運賃を200円に統一することにより、200円の6枚綴りを1千円。運賃が半額となります身体障害者、知的障害者、精神障害者と、その介護人の方々用といたしまして、100円の6枚綴りを500円と設定するものでございます。

次に附則でございますが、第1項は住民への周知期間を3カ月間とりたいというふうなことで、施行日を平成22年7月1日といたしたいというものでございます。

第2項につきましては、改正条例の施行日前になされた処分や手続き等の行為につきましては、改正後の条例によりなされた行為等とみなすことを規定しています。

次に5ページでございます。

第3項は廃止となる2路線および料金統一に伴い、差額等が生じた購入済みの定期券や回数

券について、払い戻しを規定しています。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお申し上げます。

○議長（望月広喜君）

次に議案第3号から議案第5号までと議案第10号の4件について、総務課長。

○総務課長（広島法明君）

それでは議案第3号 身延町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての詳細説明をさせていただきます。

この議案につきましては、町の財政状況に配慮するという事で、身延町長の給与及び旅費条例で、町長の給料の月額が69万1千円というのを、この特例により平成21年4月1日から22年3月31日までを10%カットの62万2千円にするというものですけども、平成21年度にしたものを平成22年度もお願いするものです。

次に議案第4号につきましても、町長と同じく教育長についても同様に、身延町教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の第3条、教育長の給料の月額は51万7千円にするというものを5%カットの49万2千円にということで、それも21年度お願いしたのを、町の財政状況に配慮するという事で、平成22年度もお願いするものです。

次に議案第5号 身延町職員給与条例及び身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてということで、先ほど町長の提案理由にもありましたけど、この件につきましては上位法である労働基準法の一部改正に鑑み、所要の改正を行うものであります。

具体的には、本文のほうは省略させていただきます、概略は月60時間を超える超過勤務にかかる時間外勤務手当の支給割合を100分の125から100分の150に引き上げ、また、この支給割合100分の150と本来の支給割合100分の125との差額分、100分の25の支給に変えて、代休時間を指定することができるという内容の改正です。

次に議案第10号ですけど、これにつきましては、のちほど議案第8号の身延町勤労青年センター条例の制定についてというところでも説明があろうかと思いますが、身延町勤労青年センターを身延町観光振興協議会に指定管理者として、指定することをお願いするものです。これにつきましては、町長が委嘱しました身延町公の施設の指定管理者選定委員会におきまして、委員の皆さんに町長から今回の件につきまして諮問をしまして、2月17日に委員会を開催し、町長のほうにこの件につきましては、可決ということで返事をいただいております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお申しいたします。

○議長（望月広喜君）

次に、議案第6号について。

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは議案第6号 身延町湯町開発基金条例の一部を改正する条例について、詳細の説明をさせていただきます。

今回の改正は、湯町開発基金の中に、第2条としまして1,500万円以上を毎年積み立てることになっているところがございます。本町の基金条例の中で、積立金の金額が明示されているものは、この基金以外ございません。金額を謳っているものにつきましては、中山間ふるさと水と土保全対策基金、あるいは地域福祉基金、土地開発基金等の果実運用型基金に保有する基金の総額として、金額が明示されているものはございますけども、毎年、積み立てる額が

明記されている基金は、ほかにないわけであります。

身延町の財政状況が大変厳しく、一般財源を捻出するのが大変なわけであります。また、この基金の、ほかの基金と均衡を保つ意味から1,500万円を予算で定める額にして、基金への積立金を予算で定めることができるよう、改正をお願いいたします。

簡単であります、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第7号、議案第8号の2件について、生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

それでは議案第7号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

18ページをお開き願いたいと思います。

本条例改正は、下部地区町民テニスコートの用途変更および大須成地区町民プールの廃止に伴い、身延町社会体育施設条例の一部を次のように改正したいものでございます。

まず第2条第2号の表中、これは名称および位置の関係でございますけれども、身延町身延地区町民テニスコート、身延町梅平2651番地、身延町下部地区町民テニスコート、身延町市之瀬1865番地の5、これを身延町身延地区町民テニスコート、身延町梅平2651番に改めまして、同条中第3号、町民プールの関係でございますけれども、これを削り、第4号、体育館の部分です。それを第3号としまして、第5号、弓道場から第8号の遅沢スポーツ広場までを1号ずつ繰り上げることになります。

また別表1につきましては、テニスコートの夜間の使用料の関係です。

それから別表の2、同じく昼間の使用料の関係ですけれども、身延町下部地区町民テニスコートの項を削りまして、さらに別表3、同じくプールの使用料の関係です。大須成地区町民プールを削ることとさせていただきたいと思います。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上の改正でございます。よろしくをお願いいたします。

次に議案第8号について、詳細の説明をさせていただきます。

勤労青年センター条例の制定について。

本条例の改正につきましては、勤労青年センターに指定管理者制度を導入したく、大幅な改正が必要となります。その全部改正をしたいというものでございます。

まず20ページから21ページですが、現状の規則で定められていました5条関係の休館日、6条関係の利用時間、7条関係の利用の許可、第8条関係の許可の取り消し等、この部分を条例に移行したものでございます。また従来の条例の部分に、21ページの第14条、指定管理者による管理の部分でございます。それから22ページの第15条、第16条、第17条、第18条の利用料金の減免、または還付までの指定管理者に対応できる関係部分を加えまして、既存の制度そのものの基本を維持するとともに、その形式的な存続を図りながら具体的内容を全面的に改めたものでございます。

なお、23ページにございます第10条関係、別表の使用料についてですけれども、これは従来の使用料とは変わりはありません。

以上、附則としまして、この条例は平成22年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第9号について、水道課長。

○水道課長（千頭和勝彦君）

それでは、議案第9号の身延町簡易水道事業の設置等に関する条例及び身延町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についての詳細説明をいたします。

当町の水道事業は、合併前のそれぞれの水道事業等を引き継いで運営されており、現在の簡易水道事業は町営が10カ所、組合管理が15カ所で小規模水道は町営が4カ所、組合経営は34カ所で、すべてを合わせると63カ所の水道事業が存在します。この水道事業のうち地域における組合管理、ならびに組合経営の水道事業では高齢化が進み、水道施設の維持管理が難しくなっている現状です。

このような状況下で、下部地区の波高島区、身延地区の上八木沢区、ならびに下八木沢区、中富地区では遅沢区の三ツ石地区、ならびに飯沼区の上飯沼地区から兼ねてより水道を町有化にと要望がありました。町ではこれらの要望を受け、町の財政状況、ならびに環境の変化に鑑みながら、下部簡易水道の区域に波高島・上下八木沢地区を、中富南部簡易水道に遅沢区の三ツ石地区と飯沼区の上飯沼地区を、相又簡易水道区域に清子地区を取り込む給水区域拡張の計画をしているところでありますが、当町の実情からして、国の支援なくして事業を行うことは不可能でありますので、補助対象にすべく、国の事業認可を取得するにあたって、町的意思決定を証する書類が必要となっています。

このたび、身延町簡易水道事業の設置等に関する条例および身延町簡易水道事業給水条例の一部を改正する必要が生じたため、当議案を提出させていただきました。本文は省略させていただきます。

以上をもちまして、当議案の詳細説明は終わりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第15号について、財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは議案第15号 平成21年度身延町一般会計補正予算（第9号）につきまして、詳細説明をさせていただきます。

先ほどの提案理由で町長からもございましたが、今回の第9号の補正予算は、21年度の事業精査により、歳入歳出予算の全科目にわたりまして、減額等の補正をさせていただいたものが主なものでございます。

それでは、8ページをお開き願いたいと思います。第2表 繰越明許費の補正でございます。

まず追加でございますが、6款1項農業費でございます。中山間地域総合農地防災事業109万7千円。それから、農村地域活性化農道整備事業45万9千円。このいずれも県営事業負担金で、県が繰り越しをいたしますので、これに伴いまして、本町でも繰り越しをいたすものでございます。

次に2項の林業費でございます。環境公益林整備支援事業380万3千円。それから、里山エリア再生事業250万円。これにつきましては県の補助事業でございます。県の補正予算で追加されたため、本町でも補正をし、繰り越しをいたすものでございます。

8款2項道路橋梁費でございますが、本町富山橋線道路改良事業でございます。1,030万

円。平成21年度の用地交渉分でありますけども、3月31日までに終了する見込みがございませんので、繰り越しをするものでございます。

次に変更でございますけども、4款3項簡易水道運営費でございます。

簡易水道特別会計で、追加の繰越明許費を計上いたしてございます。この財源に充てるため、繰出金を明許繰越するわけでございますけども、一般会計ではすでに水道会計へ繰り出しをいたします繰出金を12月の補正で、追加をしておるところでございます。

したがって、今回、この追加をした金額を変更いたすものでございます。変更前の金額は1,569万円。変更後2,314万7千円でございます。

次に9ページ、第3表 地方債補正でございます。

変更でございますけども、過疎対策事業債、限度額を1億2,320万円でございますが、変更後1億2,120万円ということで、200万円減になります。これにつきましては防火水槽の施行工事、差金等の部分の起債充当分が200万円減ったため、過疎債を変更するものでございます。

それから、一般公共事業債1,270万円を、変更後といたしまして1,420万円ということで、150万円増額をいたします。ため池事業、あるいは農地防災事業が増額されたため、一般公共事業債が増額をされたということに伴うものでございます。

総額といたしまして、8億3,500万円を8億3,450万円にするものでございます。

それでは、12ページをお開きください。

1款1項1目町民税の個人分でございます。今回、不況下で個人取得が減っているため、2,800万円の減額でございます。それから2目の法人分につきましても、法人との修正申告によるものでございますけども、640万円の減額をいたすものでございます。

それから4項の1目町タバコ税でございますが、700万円の減額でございます。これにつきましては、タバコ税は平成22年の10月に改正予定でございますけども、今回700万円減額をさせていただきます。

次に3款1項1目子割交付金でございますが、100万円の減額でございます。ここから3款、4款、5款、6款、8款でございますけども、それぞれ国税や県税で徴収したものの一部を市町村に交付していただくものでございますが、景気等の悪化によりまして、それぞれ減額をしております。中では7款、次の13ページになりますけども、7款の1項1目ゴルフ場利用税交付金につきましては、200万円の増額ということでございます。

10款1項1目地方交付税8,693万4千円、増額をさせていただきます。普通交付税分でございます。

12款1項1目分担金及び負担金の部分でございますけども、民生費の負担金、児童福祉費の負担金、保育料等の負担金でございますが、223万6千円の減額でございます。保育単価の改正に基づく減額でございます。

次の14ページをお願いいたします。

13款1項5目、それから8目各施設の使用料を精査し、増減をしたものでございます。

それから続きまして、14款1項1目民生費国庫負担金でございますけども、一番下になりますが、3節保険基盤安定負担金109万4千円。国保会計の繰り出す部分でございますが、国の部分ですけども、増額でございます。

それから4節から8節まで、それぞれ児童手当の国の負担金でございます。実績に伴い、減

額等をしてございます。

続きまして、2項の国庫補助金でございますけども、一番下になりますが、6目総務費国庫補助金でございます。1節でございますけども、地域活性化公共投資臨時交付金1,343万5千円の増額でございます。これは国の一次補正で、インフラ整備のため交付されるわけでございますけども、当該年度に充当先がございません。起債事業等がありませんので、充当するような事業がございませんので、基金に積み立てて、来年以降の事業に充当をさせるものでございます。

次の16ページをお願いいたします。

15款1項1目民生費の県負担金でございますけども、3節保険基盤安定負担金732万7千円の増額でございます。これは国保特別会計、あるいは後期高齢者の基盤安定の国の負担金でございます。

それから下のほうにまいりまして、2項の県補助金でございます。

2目民生費県補助金でございますが、1節社会福祉費総務費補助金の中の一番下、重度心身障害者医療費対策事業補助金ということで、805万円の増額でございます。これにつきましては、窓口無料化等によって、医療費が増額をされた部分のものでございます。

なお、3節の児童福祉費補助金につきましても、ひとり親、それから乳児医療等の助成金がございますけども、こちらも窓口無料化のために増額をされております。

それから3目の衛生費県補助金でございますが、1節の新型インフルエンザのワクチンの接種事業補助金ということで、802万3千円の減額でございます。これにつきましては、当初2回の接種というようなこともございまして、補助金を多く計上していた部分もありますので、減額の補正をするところでございます。

それから4目の農林水産業費県補助金でございますが、1節に新たな水田農業確立支援事業費補助金ということで、75万7千円の増額でございます。これにつきましては、手打沢の農事組合でパイプハウス等を建設することにつきまして、県の補助金が下りたということで、県費50%が付くということで、増額でございます。

それから2節の911万7千円でございますけども、この中の里山エリア再生交付金、それから環境公益林整備支援事業交付金、森林整備地域活動支援交付金と県で増額をされました。それぞれ増額部分を補正してございます。

それでは、18ページをお願いいたします。

17款1項2目指定寄附金でございます。この中で、地域福祉基金にかかる寄附金ということで38万円をいただきました。これにつきましては和田の片田義光さん、2万円。波高島の磯辺嘉国さん、6万円。甲府市の望月隆さん、20万円。世田谷区の佐野元さん、10万円。合計38万円でございます。それから、教育施設整備基金にかかる寄附金ということで、神戸市の深澤栄治さん、5万円。それから、(株)セルバ身延店から7万円をいただきました。合計12万円でございます。それぞれ善意のご寄附でございますので、基金へ積み立てて利用したいと考えております。

それでは18款2項4目でございますが、福祉教育学校就学奨励金が、本年度4名しかおりませんので、60万円の減額をいたします。

それから5目の湯町開発基金繰入金でございますけども、既設源泉影響調査費の調査の費用が168万円、少なくなったわけでございますので、それに伴って繰入金も減額をいたしてお

ります。

それから19款の1項1目繰越金でございますけども、1億2,568万5千円を増額させていただきます。

それから20款4項1目でございますけども、3節デマンド交通運営委託金でございますが、2千万円の減額でございます。地域公共交通活性化協議会の負担金でございます。

それから4節につきましては、窓口無料化によるそれぞれの重度心身障害者医療費、それからひとり親家庭、それから乳児医療費等の助成金の部分でございますが、これは窓口無料化になりましたので、窓口で、実は高額療養費を本来は役場へ来て、支払いを要求するわけでございますけども、この高額療養費部分も窓口で無料になってしまっているわけでございます。

したがって、連合会から、それら的高額にかかる部分について返してもらうということで、連合会から181万9千円をいただく部分でございます。

それから雑入の一番下でございますけども、20節農地有効利用支援整備事業交付金ということで、国の経済対策で充当されました交付金が山梨県土地改良団体連合会から本町に交付されるものでございます。300万円の増額でございます。

以上で、歳入を終わらせていただきます。

20ページをお願いします。

各款項目で財源組み替えがございます。これにつきましては、平成21年の6月にご議決をいただきました経済危機対策交付金、実績に合わせてそれぞれ交付金を充当させたため、財源組み替えがございます。これが主な財源組み替えの理由でございますので、ご承知おき願いたいと思います。

2款1項1目の一般管理費、11節需用費でございますけども、42万円の計上でございますが、これは会計課等の系統の、エアコンの室外機の修繕、壊れてしまったということで42万円の計上でございます。

それから4目企画費でございますが、次の21ページでございますが、19節負担金補助及び交付金でございますが、120万円の減額でございます。県の土地開発公社への事業負担金でございますが、地元との合意がとれていないために、今回、予算から減額をさせていただきます。

一番下、7目のバス運営費、バス運行対策費でございます。13節に2千万円の減額でございます。乗り合いタクシーの新車購入分や、システムの構築分等の委託料を地域公共交通活性化協議会が委託料等を商工会等に直接、支払ったための減額でございます。その分で、入ってくるほうも、先ほど説明いたしました、減額を2千万円させていただいております。

次の22ページをお願いいたします。

4項3目、4目、それぞれ町会議員選挙、それから衆議院議員選挙、終了いたしましたので、減額の補正となっております。

次の24ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費の28節繰出金でございますけども、967万2千円、国民健康保険への繰出金でございます。

それから3目の高齢者福祉費でございますけども、12節役務費8万5千円。それから18節備品購入費へ63万2千円、予算計上をさせていただきました。これにつきましては、来年度から下部・中富地区が配食調理をすこやかセンターで行うために、12節の8万5千円につき

ましては、下部の配食を作る場所からオープンをすこやかセンターまで移動する手数料でございます。また備品購入費につきまして、63万2千円につきましては、調理台や保温容器等の購入費でございます。それから28節の繰出金68万4千円につきましては、介護保険特別会計の繰出金でございます。

4目老人医療費につきましても、28節繰出金、老人保健特別会計繰出金、それから後期高齢者の医療費の特別会計繰出金減額分、537万8千円の減額でございます。

それから続きまして5目の障害福祉費でございますが、次の26ページをお願いいたします。

28節の繰出金に1,715万円。国民健康保険の特別会計の繰出金を予算計上させていただきました。この繰出金につきましては、窓口の無料化に伴いまして、医療費が増加するわけでございますけれども、国庫の負担金等を減額されるペナルティがあるわけでございますが、このペナルティにかかる部分につきまして、県が2分の1を出しまして、国保会計へ繰り出しをいたすものでございます。先ほど説明をした繰出金、社会福祉総務費のほうの通常の繰出金とは違う部分でございます。

それから2項の1目児童福祉総務費の23節でございますが、償還金43万9千円を補正させていただきました。これは平成20年度、最後になりましたけれども、子育て応援手当がございました。それを支給して、残りの金額を予算措置して、国へ返す部分でございます。もらい過ぎた部分をお返しするという部分でございます。

あと2目の児童措置費につきましては、児童手当にかかる精算分でございます。

それから先は、各目に各保育所等の減額の補正がございます。

次の28ページをお願いいたします。

4款1項2目予防費でございます。13節委託料1,069万9千円の減額でございます。新型インフルエンザ等の接種の部分でございます。

次の29ページをお願いいたします。

29ページの中ほどになりますけれども、3項簡易水道運営費ということで、1目簡易水道運営費がございますけれども、19節の負担金補助及び交付金49万8千円の増額の補正でございますけれども、小規模簡易水道事業の補助金でございます。小山簡易水道の漏水修繕に33万1千円。福原簡易水道事業の給水管の敷設工事に16万7千円の補助金をということで、予算計上をさせていただきました。

その下の28節繰出金につきましては、478万5千円の減額。簡易水道特別会計への繰出金でございます。

それでは次のページ、30ページをお願いいたします。

6款1項3目農業振興費でございますけれども、19節負担金補助及び交付金の中に新たな水田農業確立支援事業補助金75万7千円を計上させていただきました。これにつきましては、歳入で説明いたしましたが、手打沢の農事組合へのパイプハウス1棟建設に対する補助金でございます。

次に、2項の2目林業振興費でございます。13節委託料に220万円、里山エリア再生事業、それから19節負担金補助及び交付金の中に820万6千円ということで、森林整備地域活動支援交付金201万4千円。それから環境公益林の整備支援事業交付金ということで、619万2千円を予算計上させていただきました。これは県で、補正予算で予算が付いたということで、予算の計上で、それぞれ森林組合や林業公社等へ委託および交付するものでござい

ます。

それから、32ページでございます。

ちょうど真ん中になりますけれども、8款2項1目道路橋梁維持費でございますけれども、14節に28万3千円、重機借上料を計上させていただきました。これにつきましては2月2日、18日の降雪の分の計上でございます。

それから5項の1目住宅管理費でございますけれども、11節53万2千円、修繕費を計上させていただきました。これにつきましては上沢北団地、それから東団地等のトイレの便槽の取り替え等の修繕でございます。

33ページ、真ん中より下でございますけれども、6項の1目下水道総務費で28節繰出金4,381万4千円の減額でございますけれども、これにつきましては下水道特別会計と農業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

34ページをお願いいたします。

9款1項2目消防施設費でございますけれども、工事請負費506万6千円の減額でございます。これにつきましては大炊平、寺沢、豊岡の3カ所に60立方メートルの防火水槽を建設いたしましたけれども、差金等の減額でございます。

続きまして、36ページをお願いいたします。

10款の教育費、1項1目教育委員会費でございます。19節の負担金補助及び交付金の中でございますけれども、峡南地区中学校夏季総合体育大会の優勝旗の購入負担金ということで19万円、予算計上をいたしました。これは峡南地区の大会の優勝旗、連合の優勝旗ということで作成する負担金でございます。

それから2項1目学校管理費でございますけれども、これにつきましては小学校の共通の費用が載っているところでございますが、11節の需用費、各学校の電気料等が余りまして、150万円の減額の補正。

それから14節使用料及び賃借料につきましては、事務機リース料254万3千円の減額補正。これは購入をいたします予定で、新しくリースを組む予定でございましたけれども、再リースで済んだために、減額の補正でございます。

それから11目の教育振興費でございますが、これにつきましては、生徒、児童の各学校の共通の経費が載っております。14節使用料及び賃借料につきましても事務機のリース、652万3千円の減額でございます。これについても、再リース等でございます。

次のページをお願いいたします。38ページ。

3項1目の学校管理費、これは中学校費でございますけれども、これも各学校の管理運営につきまして、共通経費を学校管理費として載せております。ここでも14節使用料及び賃借料につきまして、事務機のリース代が再リースで済んだということで、298万2千円の減額でございます。

次のページにいきまして、7目の教育振興費でございますけれども、これにつきましては、14節で298万7千円事務機のリース料の減額。この事務機につきましては、児童用のパソコンの再リースでございます。

それでは、次のページをお願いいたします。

40ページでございますけれども、4項の社会教育費の1目社会教育総務費の部分でございますけれども、28節繰出金につきましては、青少年自然の里への繰出金264万8千円の減額で

ございます。

それから41ページ、6目開発センター運営費でございますけども、開発センター、電気料等の減が150万円の減額でございます。

それから5項の1目文化財保護費でございますけども、1目につきましては、木喰の微笑館や歴史民俗資料館等の経費が減額されております。また、それぞれの施設で減額の補正をしているところでございます。

45ページをお願いいたします。一番下になりますが、13款1項1目財政調整基金費でございます。

これにつきましては積立金を3億2万6千円、予算計上をさせていただきました。当初1億5,370万円を、すでに取り崩しております。したがって、差し引きをすれば1億5千万円程度の積み立てということになりますけども、今後の財政基盤の安定を図りたいということで、合併以降、ずっと取り崩していた基金でございますけども、今回3億円程度、予算計上をさせていただきました。

それから公共施設整備基金、4目の公共施設整備基金の部分でございますけども、25節積立金に1,343万5千円を積み立てるものでございます。これにつきましては、先ほど歳入で、15ページで説明をいたしましたけれども、地域活性化公共投資の臨時交付金を国からいただいております。これはインフラ整備ということで、起債事業に充当するものでございますけども、本町におきましては、今年度、起債を充当する事業がございませんので、来年度へ基金を積み立てて、来年度、使っていきたいということで、基金へ積み立てるものでございます。

それから46ページ、次のページでございますが、11目地域福祉基金、38万円。これは寄附金でいただいた部分を積み立てる積立金、それから同じく17目の教育施設整備基金につきましても、12万円を寄附金でいただいたものを積み立てる部分でございます。

以上、雑駁でございますけども詳細説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

議事の途中ですが、昼食のために暫時休憩いたします。

再開は、午後1時15分といたします。よろしくをお願いいたします。

休憩 午後12時15分

再開 午後 1時15分

○議長（望月広喜君）

休憩前に引き続き、再開をいたします。

なお、先ほど申し上げてありますが、詳細説明は簡略にお願いいたします。

それでは、再開いたします。

次に議案第16号から議案第18号まで、3件について町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

それでは議案第16号 平成21年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の詳細説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては平成21年度の国庫支出金、療養費給付金、療養費給付費交付金、県支出金等の歳入部分の決定による補正となっております。

8ページをお開きください。

歳入ですが、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、ならびに2目退職被保険者等国民健康保険税、1節から3節については、平成21年度より国民健康保険税率改正実施に伴う調定変更に伴う増額となっております。

1目の4節から6節、2目の4節については、過年度滞納の徴収率が上がったための増となっております。全体で、2,604万円の増額補正となるものです。

9ページをご覧ください。

4款1項1目療養給付費等負担金について、1節療養給付費は国が国保財政の基盤安定の確立と事業の健全運営に資するために、療養費にかかった経費から基盤安定負担金を除いた経費の100分の34を国が交付するもので、今回、支給見込みから計算し、1億7,846万5千円を減額するものです。

3目高額療養費共同事業負担金、1節については、国保連合会に納付する拠出金の減により327万5千円を減額するものです。

4目特定健康診査等負担金、1節については特定健診実施による健診委託料の決定等により296万1千円を減額補正するものです。

2項1目財政調整交付金、1節および2節については医療給付費の減額によるもので、普通調整交付金は302万1千円および特別調整交付金については、125万円減額するものです。

5款1項1目療養給付費交付金、1節については支払い基金よりの交付金であり、退職者保険者分の674万6千円が増額されるものです。

7款1項については、国庫補助金等に関連した補正となっております。

10ページをお開きください。

2項1目国保老人医療対策費補助金、1節については、県負担金老人医療費のうち国保分療養給付費に徴収率を掛け、その数値の5分の3を補助するもので、今回20万2千円の増額補正をするものです。

11ページをご覧ください。

11款繰入金、2項基金繰入金、1目1節補正額は1億3,684万2千円となっております。これについては、療養費の不足による基金の取り崩しとなっております。

13ページをお開きください。歳出になります。

1款1項1目一般管理費になります。13節については、レセプトの共同電算処理枚数の減による減額となっております。

2款保険給付費から15ページ、7款共同事業拠出金については、歳入で説明させていただきましたが、実績見込みによりそれぞれ補正するものであります。

15ページをお開きください。

8款1項1目特定健康診査等事業費、13節については健診実績による委託料の378万円の減額となっております。

次に議案第17号 平成21年度身延町老人保健特別会計補正予算(第3号)について、説明させていただきます。

本会計については、平成20年4月より後期高齢者医療制度がスタートしたのを受け、レセプト点検結果による過誤調整のための補正となっており、当初予算から250万円を減額した予算となっております。

6ページをお開きください。

歳入ですが、1款、2款、3款、4款等については、歳出の医療給付費および医療費支給費の見込み減による科目の収入減となっております。

7ページをご覧ください。歳出になります。

2款については、歳入で説明させていただきましたが、支払い見込みの減として、250万円の減額をさせていただいております。

次に、議案第18号をお願いします。

議案第18号 平成21年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)の詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。

歳入ですが、1款1項1目特別徴収保険料、1節については、保険料の2月調定数値による2,230万円の減額となります。

3款繰入金については、後期高齢者広域連合への負担金の決定による繰入金の減額補正となっております。

7ページをご覧ください。

歳出ですが、1款1項については、後期高齢者広域連合納付金の決定等に伴い、90万円を減額するものです。

2款につきましても、後期高齢者医療保険、分担金等の負担金決定に伴う減額補正となっております。

以上で、3特別会計に伴う詳細説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長(望月広喜君)

次に議案第19号について、福祉保健課長。

○福祉保健課長(赤坂次男君)

それでは議案第19号 平成21年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)の詳細説明をさせていただきます。

7ページをお開きください。

歳入、1款1項1目第一号被保険者保険料、1節特別徴収保険料168万3千円の減額と2節普通徴収保険料311万5千円の減額は、65歳以上の被保険者の保険料で死亡等による被保険者の減により精査し、減額をさせていただきました。3節80万円につきましては、見込み額と当初計上した差額の分を計上させていただきました。

4款1項1目介護給付費負担金、1節につきましても、歳出の2款の保険給付費のルール分であり、20%分の減額をさせていただきました。

2項1目調整交付金、1節現年度分ですけれども、966万4千円の増額につきましては、歳出の5款地域支援事業費の1項1目の介護予防特定高齢者施設事業費で、14万8千円の需用費の減額になりましたので、25%分を減額させていただきました。

それから2項1目の調整交付金ですけれども、1節の現年度分966万4千円の増額につきましては、歳出の2款保険給付費の9%の増額分であります。

2目の地域支援事業交付金、1節の3万8千円の減額につきましては、先ほど申しました、歳出5款地域支援事業費の1項1目の介護予防特定高齢者施設事業費、需用費の14万8千円の減額に伴います25%分の減額であります。2節の包括的支援事業任意事業43万2千円の

減額につきましては、2項1目の介護予防マネジメント事業と2目の任意事業、事業費108万1千円の減額の40%分の減額であります。

次のページをお願いいたします。

5款1項1目介護給付費負担金、1節の618万2千円の減額につきましては、歳出2款の保険給付費のルール分であり、30%の減額分であり、

2目の地域支援事業支援交付金、1節の4万6千円の減額につきましては、5款の地域支援事業費、1項1目の介護予防特定高齢者施設、先ほどの需用費14万8千円の減額に伴い、30%分の減額分であり、

次に6款1項1目介護給付費負担金、1節の340万7千円の減額と2項1目地域支援事業補助金、1節介護予防補助金1万8千円の減額と2節の包括支援事業任意事業補助金21万7千円の減額は、先ほど4款国庫支出金で説明したのと同じように、それぞれルールにより12.5%と11%の減額によるものでございます。

7款1項1目利子及び配当金、1節の3万1千円の減額は基金利子の減額分であり、

それから8項1目介護給付費の繰入金、1節の現年度分の186万円の減額補正につきましては、歳出2款介護給付費の12.5%の増額分であり、

それから2目の地域支援事業繰入金、1節の介護予防事業費繰入金1万8千円の減額と2節包括支援事業任意事業費の繰入金21万7千円の減額は、先ほどの6款の県支出金と同じように、それぞれルールによりまして、12.5%と20%の減額によるものであります。

それから3目その他一般会計繰入金、2節の事務費繰入金45万1千円の減額につきましては、広域行政組合負担金の額の確定による減額分でございます。

それから2項1目の給付準備基金繰入金、1節の給付準備基金繰入金1,162万7千円につきましては、歳出2款の保険給付費、1項5目の施設介護サービス給付費に充当するものでございます。

次に10ページをお開きください。歳出に移らせていただきます。

1款1項1目一般管理費の、19節負担金補助及び交付金45万1千円の減額につきましては、広域行政組合の額の確定による減額でございます。

それから2款1項1目の居宅介護サービス給付費から、11ページの9目居宅介護サービス事業計画給付金まで、合計で1,990万円の増額補正。2項1目の介護予防サービス給付費、5目の介護予防福祉用具購入費の合計で、352万円の減額。それから4項1目の高額介護サービス費150万円の増額補正。5項の1目高額医療費合算介護サービス等費300万円の減額補正は、いずれも19節負担金補助及び交付金でありまして、各給付費の事業量の精査による増額および減額補正となっております。

次に、12ページをお願いいたします。

4款1項1目の給付準備基金積立金、25節積立金900万円につきましては、給付費が伸びたこと、保険料収入が減額になったため、900万円の減額をさせていただきました。

2目介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金、25節3万2千円は積立金の利子でございます。

それから5款1項1目介護予防特例高齢者施設事業費の12節、13節につきましては、事業の精査による減額でございます。

次に2項1目の介護予防マネジメント事業費ですけれども、同じように9節、13節、19節

につきましても、事業の精査による減額でございます。

2目の任意事業費、20節扶助費68万5千円の減額につきましては、介護用品等の扶助ということで、要介護4、5の住民税非課税世帯の対象の方がなりますけども、紙おむつ、あるいは尿とりパットの増額補正として、16万5千円を計上させていただきました。

次の在宅介護者等の介護見舞金ですけども、支給が終了したため、寝たきり高齢者の介護見舞金45万円、9人分の減額と認知症高齢者介護人見舞金40万円、8人分の減額をさせていただきました。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第20号について、水道課長。

○水道課長（千頭和勝彦君）

それでは議案第20号 平成21年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算について、詳細説明をさせていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 繰越明許費の補正ですが、2款2項の身延中央簡水配水管布設工事費920万3千円につきましては、今年の1月に角打旧村地域で水圧不足の苦情が発生しましたので、送水ポンプ設置を計画しましたが、この時期ですので、標準工期がとれないことにより、繰り越しをご承認いただいたのちに発注等を計画しておりますので、このたび繰越明許費とさせていただきました。

3項の下部統合簡水、配水管布設工事費2,388万円につきましては、工事個所が常葉駅周辺でありまして、つい先ほどまで、常葉川において県の河川改修工事が実施されておりました。このことから、改修工事中は通行規制等による周辺住民への影響を考慮して、河川改修工事が終了したのちに発注することとしておりましたので、これから発注するわけですが、年度内完成は到底無理ですので、このたび繰越明許費とさせていただきました。

続いて第3表 地方債補正ですが、簡易水道事業債ならびに過疎対策事業債の限度額を2億6,600万円に設定しておりましたが、身延中央簡易水道事業の一部見送りと湯町簡易水道事業費の減に伴いまして、限度額を3,660万円減額いたしまして、簡易水道事業債ならびに過疎対策事業債、併せて2億2,940万円に設定変更するものでございます。

続きまして、歳入から説明させていただきます。8ページをお開きください。

1款1項1目中富簡易水道使用料については、現年分、水道使用料として128万4千円の減額補正でありまして、理由としては給水量の減少等によるものであります。

2款1項1目身延簡易水道負担金につきましては、当初、和田地区の一部、ならびに小田地区の一部の加入負担金を60戸分、予定しておりましたが、小田地区の一部の給水開始を平成22年度としたため、13戸分にあたる68万2千円の減額補正でございます。

また3目中富簡易水道負担金につきましては、平成20年度に供用開始した上大島地区の新規加入者が大半、21年度に加入したため、123万9千円の増額補正であります。

3款1項3目中富簡易水道手数料につきましては、1節の加入手数料として設計審査手数料、ならびに完成検査手数料が8件ありましたので、3万5千円の増額です。

2節の給水装置工事業業者指定手数料が2件ありましたので、1万円の増額。合わせて4万5千円の増額補正です。

4款1項1目身延簡易水道国庫補助金については、国の追加要望の確定が遅れたため、事業の一部見送りを行いましたので、1,220万5千円の減額補正です。

また2目の下部簡易水道国庫補助金については、工事の事業見直しによる事業費の変更に伴う288万3千円の減額補正です。

5款1項2目身延簡易水道一般会計繰入金については、建設費充当分479万5千円の減額と維持費工事充当分40万7千円の減額、合わせて520万2千円の減額補正です。

3目下部簡易水道一般会計繰入金につきましては、建設費充当分148万3千円の増額補正であります。

4目中富簡易水道一般会計繰入金につきましては維持費、人件費充当分106万6千円の減額補正であります。

8款1項1目身延水道事業債につきましては、身延中央簡易水道事業の一部見送りに伴い、簡易水道事業債2,400万円の減額補正です。

2目下部水道事業債については、湯町簡易水道事業費の減に伴い、1節の簡易水道事業債630万円の減額と2節の過疎対策事業債630万円の減額で、目、合計1,260万円の減額補正です。

次に、歳出を説明します。10ページをお開きください。

1款1項1目簡易水道管理費、11節需用費のうち印刷製本費については、検針票代として6万1千円の減額で、光熱水費については使用水量の減少により、各水道施設電気料102万8千円の減額で、11節の需用費、計108万9千円の減額補正です。

3項1目簡易水道管理費の2節につきましては、人件費ですので省かせていただきます。

11節需用費の印刷製本費としては、検針票代として1万9千円の減額で、光熱水費については各水道施設電気料の90万円の減額で、11節の需用費、計91万9千円の減額補正です。

15節の工事請負費につきましては、北部簡水水量器取り替え工事の契約差金が発生したため、14万7千円の減額補正です。

2款2項身延簡易水道建設費、1目簡易水道建設費、15節工事請負費につきましては、小田配水池築造工事、ならびに小田配水池電気工事分の4,100万円の減額をするものです。この4,100万円につきましては、昨年の9月議会にて増額の補正をご承認いただいたところではありますが、国の追加要望の確定が遅れたため、当工事の執行を断念いたしまして、22年度の執行にと方針を変更いたしましたので、このたびの減額補正です。

3項下部簡易水道建設費、1目簡易水道建設費、13節委託料につきましては、湯町簡易水道第2配水池調査設計業務の内容見直しにより、300万円の減額補正です。また財源組み替えとして、国庫支出金31万7千円を減額とし、地方債20万円と繰入金11万7千円を増額としました。

15節工事請負費につきましては、下部統合簡易水道給配水管布設工事を1,100万円増額し、湯町簡易水道給配水管布設工事を1千万円減額といたしまして、差し引き100万円の増額補正です。また財源組み替えとして、国庫支出金241万3千円と地方債140万円を減額し、繰入金381万3千円を増額としました。

17節公有財産購入費については、湯町簡易水道第2排水用地の購入費100万円の減額補正です。また財源組み替えとして、国庫支出金1万7千円と繰入金338万3千円を減額し、地方債340万円を増額としました。

19節負担金補助及び交付金については下部統合簡易水道、県道本復旧工事負担金1,100万円の減額補正です。また財産組み替えとして、国庫支出金13万6千円と地方債180万円を減額し、繰入金193万6千円を増額としました。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第21号、議案第22号の2件について、環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池和希君）

それでは議案第21号 平成21年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第4号）について、詳細の説明をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

まず第2表 地方債補正であります。市町村設置型浄化槽の整備のため、当初28基、整備するための財源として地方債を充当したところでありますが、浄化槽の大きさの変更と設置の取り消しにより事業費の変更が生じたため、特定地域生活排水処理施設整備事業債60万円を減額し500万円に、過疎対策事業債を60万円減額して500万円にして、合わせて限度額を1千万円とするものであります。

次に、歳入であります。

1款1項1目戸別浄化槽整備事業費分担金につきましては、設置基数の変更等により12万5千円の減額であります。

2款1項1目から3目までの使用料につきましては、実績見込みによる1万1千円の追加でございます。

次に3款1項1目汚水処理施設整備交付金につきましては、交付対象事業費の確定により77万9千円の減額であります。

8ページをお願いします。

4款1項3目戸別浄化槽整備事業繰入金につきましては、事業費および維持管理費等を精査し、373万7千円を減額するものであります。

6款1項1目戸別浄化槽整備事業、雑入につきましては、駐車場型浄化槽を希望される世帯の特別工事負担金等で、11万9千円の追加でございます。

7款1項1目戸別浄化槽整備事業債につきましては、事業費の変更により下水道事業債、過疎対策事業債、それぞれ60万円を減額し、合わせて120万円の減額であります。

次に歳出であります。9ページをお願いいたします。

歳出の主なものは、3款1項2目戸別浄化槽整備事業建設費の13節委託料313万5千円の減額につきましては、大塩地区において当初29基の市町村設置型浄化槽の申請に基づきまして、調査設計業務の委託を計画いたしました。設置場所の条件や家庭の事情等によりまして、17基の取り下げ分であります。

15節工事請負費217万2千円の減額と、16節原材料費38万6千円の減額につきましては、大炊平地区の設置基数の変更および大きさの変更によるものでございます。

以上、議案第21号の詳細説明は終わらせていただきます。

次に議案第22号 平成21年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第5号）についての詳細説明をさせていただきます。

予算書の4ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正であります。県代行事業費の変更により特定環境保全公共下水道事業債を1,200万円減額し、限度額を5,490万円に。それから過疎対策事業債を950万円減額し、限度額を1億3,620万円にして、今年度発行予定の地方債の限度額の総額を3億1,350万円と設定するものであります。

次に、歳入であります。7ページをお願いいたします。

1款1項1目中富下水道事業分担金として、当初、加入世帯数を6世帯、見込んでいましたが、13世帯の加入増により138万8千円の追加。

次に4目身延下水道事業分担金としては、当初加入世帯を90世帯、見込んでいましたが、32世帯の加入増により295万円、追加するものであります。

2款1項使用料の主なものにつきましては、1目中富下水道事業使用料の実績見込み額293万3千円の追加。4目身延下水道事業使用料については、大野地区の一部が6月、梅平・身延地区の一部が10月供用開始され、順次、接続の手続きが進んでいますが、宅内工事の遅れにより使用開始に至っておりませんので、今回179万6千円の減額とするものであります。

次に3款1項1目身延公共下水道事業国庫補助金266万5千円の追加と、下部下水道事業国庫補助金266万5千円の減額につきましては、補助事業費の総枠の中で精算するものであります。

8ページ、4款1項一般会計繰入金につきましては、1目から6目まで、それぞれの事業費および維持管理費等を精査し、合わせて4,007万7千円を減額するものであります。

次に6款1項1目雑入の1,441万8千円につきましては、消費税還付金の追加であります。

9ページ、7款1項町債につきましては、先ほど地方債補正で申したとおり、県代行事業費の変更により、1目中富下水道事業債800万円を減額。3目下部下水道事業債1,350万円を減額するものであります。

次に歳出であります。10ページをお願いいたします。

1款1項2目中富下水道事業総務管理費につきましては、実績見込みにより32万8千円を減額するものでございます。

2項1目中富下水道事業建設費の15節工事請負費190万円の減額につきましては、国道52号、手打沢地内の歩道への下水道管布設であったが、今年度は歩道拡幅工事が行われなかったため、布設ができないための減額でございます。

次に19節負担金補助及び交付金887万円の減額につきましては、中富浄化センター終末処理施設増設県代行事業、町負担金の変更によるものでございます。

2目身延下水道事業建設費の主なものにつきましては、11節需用費の消耗品費150万円の減額につきましては、工事等の入札にあたっての見積もり用の設計図書を紙からフロッピーに変えたための減額でございます。

15節工事請負費471万円の追加は、下水道管渠布設工事の追加でございます。

11ページの19節負担金補助及び交付金147万円の減額は、県からの県道舗装本復旧工事の確定に伴う負担金の減額であります。

次に3目下部下水道事業建設費の主なものは、15節工事請負費500万円の減額につきましては、本年度で管渠布設工事は一部の地区を残し終了いたしますが、工事請負費の精査により減額するものでございます。

19節負担金補助及び交付金1,317万9千円の減額の内訳につきましては、下部処理区
県代行事業の変更により1,225万円の減額と、県からの県道舗装本復旧工事の確定に伴う
負担金92万9千円の減額であります。

3項維持管理費につきましては、1目から12ページの4目まで、各下水道事業維持管理費
を精査し、合わせて1,174万7千円を減額するものでございます。

4項公債費につきましては一般会計の繰入金で賄うところ、消費税還付金を充てたところ
によります財源組み替えと精査の結果、合わせて138万1千円の減額とするものでござい
ます。

以上で、議案第22号の詳細説明は終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第23号について、生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

それでは議案第23号 平成21年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第5号）の
詳細説明を行います。

6ページをお開きください。

歳入ですけれども、1款1項1目施設の使用料67万4千円の増額でございます。これにつ
いては、宿泊利用者の増により食事数が増加したものでございます。食堂利用でござい
ます。

2款1項1目青少年自然の里補助金、県補助金でございますけれども、13万円の減額でござ
います。これは講師を必要とする体験活動を行う団体の減少によりまして、その講習料の減額
分でございます。

4款1項1目一般会計繰入金、減額の264万8千円。この主なものは、平成20年度まで
は職員が2名体制、臨時職員を含めて行っておりました。平成21年度、1名の体制というこ
とで、臨時職員分の減額でございます。

7ページをご覧ください。歳出に入ります。

1款1項1目一般管理費でございます。3節の職員手当等、これは宿日直手当でござい
ますけれども、宿泊利用者の回数の増によりまして、宿日直が多く出たためでございます。

4節、7節の共済費・賃金関係は共済費39万円の減額、賃金が277万5千円の減額で
ございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、臨時職員の1名減分の減額でござ
います。

11節の需用費8万4千円の増でございます。これにつきましては燃料費、重油の単価が安
くなりましたので、減額の15万1千円。

それから印刷製本費としまして、パンフレットが不足してございました。その部分の23万
5千円の増額でございます。

12節の役務費、これは手数料の11万8千円の減額でございます。これは飲料水の水質検
査等の手数料の減額でございます。

13節委託料28万8千円の減額。これにつきましては、6月補正で経済対策臨時交付金を
いただきまして、配水池の改修工事をさせていただきました。その完成に伴いまして、これ
まで砂を入れ替えていたわけなんですけれども、それが不要になったための減額でござ
います。

2款1項1目体験施設運営費、8節の報償費でございますけれども、26万円の減額。これ
につきましては体験活動の講師料でございますけれども、やはり外部講師を必要とする利用団体
が減ったためでございます。講師等の謝礼の減額です。

それから、3款1項1目食堂事業費でございますけれども、158万6千円の増額でござい
ま

す。これにつきましてはメニュー等の追加によりまして、食堂利用料の増額によるものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第24号について、財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは議案第24号 平成22年度身延町一般会計予算の詳細説明をさせていただきます。まず、8ページをお願いいたします。第2表 地方債でございます。

過疎対策事業債でございますが、1億1,790万円、限度額をいたしました。これにつきましては、三石山林道の開設に伴う県の負担金2,880万円。それから道路の新設改良6,650万円。本町富山橋、それから古関丸畑線等でございます。それから、消防施設の2,260万円。ポンプ車の購入や防火水槽の建設の部分でございますけども、合計1億1,790万円でございます。合併特例債につきましては1億3,200万円で、中山間総合整備事業の負担金3千万円。それから、身延小学校の大規模改造に1億200万円でございます。一般公共事業債930万円については、中山間農地防災事業等の負担金でございます。

それから、臨時財政対策債7億円でございます。これにつきましては、去年5億円でございましたけども、今年、国の許可額は7億円になっております。それから、同じ臨時財政対策債の中で、平成17年に北小建設でお借りをいたしました2億6,730万円。これにつきましては起債の借り換え、平成23年3月31日に5年経過をしたということで借り換えをいたしますので、予算計上をしてございます。

それでは、歳入からご説明をいたします。11ページをお願いいたします。

1款1項1目、2目町民税の個人分、それから法人分でございます。合わせて前年から8,493万3千円の減額になっております。これにつきましては、個人につきましては所得の減少、それから法人分については修正申告等の部分がございませう。

それから固定資産税につきましては、前年度よりも約500万円の増になっております。それから軽自動車税、CO₂の削減等で軽自動車が増えておりますので、100万円増額して3,140万円。それからタバコ税がやっぱり減っておりますので、1,300万円の減、6,500万円でございます。

それから11ページの一番下、2款の地方譲与税、2款から11款までは、いずれも県の市町村予算説明会で示された金額でございます。13ページの中ごろになりますけれども、10款地方交付税でございますけども、普通交付税が40億3,300万円。特別交付税が2億円ということで、合計42億3,300万円ということでございませう。

それから、12款分担金補助及び負担金でございます。それぞれの事業で、個人が負担をする負担金が予算計上をされております。

1目では児童福祉費関係でございますれば、保育料、それから次のページにいきまして、14ページでございますけれども、簡易水道の滅菌器の購入の組合の負担金。それから3目につきましては、学校給食の費用等でございます。

13款使用料及び手数料につきましては、1目の総務費使用料、1節のコミュニケーションテレビ使用料でございますけども、これにつきましては、10月からPFI事業で本格的に実施をするということで、4月から9月までの6カ月間の使用料を予算計上してあります。

それから次の2目の町営バス使用料につきましても、上田原・岩間線が3カ月、それから甲斐常葉・新早川橋線が3カ月の予算計上でございます。

その他、2目、3目、4目、5目と民生関係は門野の湯の使用料、それから働く婦人の家やお茶工場等の使用料でございます。

15ページの7目の土木使用料につきましては住宅の使用料、それから8目の教育使用料につきましては、木喰の微笑館や歴史民俗資料館、それから湯之奥金山、それから総合文化会館やなかとみ現代工芸美術館等の使用料等が予算計上されております。

2項の手数料につきましても、戸籍の手数料や狂犬病の予防注射の手数料等が予算計上されているところでございます。

16ページにまいります。

14款国庫支出金でございます。1項の国庫負担金でございますけれども、当然、国が負担すべきものが、個々に予算計上をされております。障害者保護関係や保育所関係、それから児童手当の関係でございます。9節の子ども手当負担金ということで、1億3,923万3千円、子ども手当の負担金を計上させていただきました。

それから平成22年度は、子ども手当が全部ではなくて、2カ月間、児童手当分も支給されるということで、児童手当分も残されております。4節から8節までです。

それから、2項の国庫補助金でございます。4目の消防費国庫補助金につきましては、耐震性の貯水槽40立方メートル、市之瀬に1基、それから60立方メートルを上八木沢、下田原、身延地区に3基、建設する費用が1,451万9千円、計上をさせていただきました。

17ページのちょうど中間、真ん中あたりになりますけれども、15節県支出金にまいります。

1項1目でございますけれども、次のページ、18ページになりますけれども、一番最後のところになりますけれども、子ども手当の負担金、これは国ではなくて県でございますけれども、各児童手当の中の子ども手当部分ということで、1,813万3千円計上をいたしました。

それから2項の県補助金でございますけれども、2目の民生費県補助金につきましては、それぞれ社会福祉、老人福祉、児童福祉につきまして、県のそれぞれの補助金が予算計上をされておるところでございます。

3節の一番下に、安心子ども基金保育サービス等充実事業補助金ということで45万円、予算計上させていただいておりますけれども、これについては、子どもサポート事業ということで、去年もやっておりますけれども、保育園に行っていない子どもを一時預かりをする。土曜日に一時預かりをするという事業でございます。

それから4目の農林水産業県補助金でございますけれども、1節の一番下になりますけれども、19ページの上から3番目、アグリビジネスモデル確立支援事業補助金ということで、JAふじかわの南天の栽培推進販路拡大事業ということで、50万円、予算を計上させていただきました。

それから5目の商工費県補助金でございますけれども、1節の商工費補助金に、ふるさと雇用の再生特別基金事業補助金、それから緊急雇用創出事業臨時特例基金と事業補助金ということで、3,963万円を予算計上させていただきました。これにつきましては、ふるさとのほうはふるさと定期便、本栖湖のキャンプ場の交流事業、それから特用林産事業等に充当いたします。それから緊急雇用のほうは、観光資源の環境保全ということで、ゴミ拾いや草刈りの事業、それから防犯灯の設置台数等の整備台帳の作成、それから遺跡の調査事業、この3つでこ

ざいます。

それから19ページの、真ん中よりちょっと下ですけども、3項の県委託金でございます。1目の総務費県委託金の中に2節国勢調査費委託金、業務の委託金が931万8千円。来年、平成22年度は国勢調査がございますので、予算計上をさせていただきます。

それから4節の選挙費委託金でございますけども、来年度、山梨参議院議員選挙費委託金、これは7月ごろ予定をしておりますけども、それから山梨県の知事選の委託金、これは来年の1月になろうかと思いますが、予定をされておりますので、予算計上をさせていただきます。

次の20ページへまいりたいと思います。

16款財産収入でございます。これにつきましては、1目では身延支所や身延町の町有地を貸し付けている部分の貸付収入が予算計上されております。それから2目につきましては、基金の利子等が予算計上をされております。

21ページ、ちょうど真ん中ぐらいになりますけども、18節繰入金でございます。大きいものは財政調整基金から1億円取り崩して、平成22年度の予算を作成しております。

それから5目の農村連絡施設等整備基金の繰入金でございますけども、これにつきましては農村連絡施設等の整備基金の繰入金を、下部地区のCATVケーブルの張り替え等の建設事業と維持管理費に充当するために繰り入れるものでございまして、1億5,062万6千円でございます。

次のページ、22ページでございます。

19款繰越金でございますが、今年度よりも6,240万円減額になります、1億9,560万円の予算計上でございます。

それから、そのページの真ん中あたりになりますけども、20款諸収入でございます。これは個人や国、県からの収入以外のもので雑入ということで、それぞれデマンドバスの活性化協議会から入ってくるお金3,440万3千円とか、そういうものが予算計上されております。

23ページの一番上になりますが、8節でございます。地域新エネルギー省エネルギービジョン策定等事業補助金ということで、これは独立行政法人 新エネルギー産業技術総合開発機構 NEDOから570万円をいただいて、省エネルギービジョンの策定をするということでございます。この策定をしておかないと、環境関係の新しい事業の補助金が受けられないということで、作成をする予定になっております。そのほかには、金山の売店の売り上げや和紙の里の売り上げ等が入っております。

21節、一番下のほうの雑入の中の雑入でございますけども、489万7千円につきましては、細かい雑入の積み上げで、例えば新宇野尾トンネル、これは市川三郷町と半分ずつ負担するというので、市川三郷からもらう部分、それからオペラコンチェルトのチケット代、あるいは職員の健診の負担金、保育士の給食の負担金等、そういう細かいものが積み上がって489万7千円になります。

それから一番下でございますが、21款町債でございます。これにつきましては、先ほどの第2表の地方債のところの説明をさせていただきますので、省かせていただきます。

それでは続きまして、25ページから歳出へまいりたいと思います。

今年度につきましては、歳出の中で、法令外負担金が昨年度までは総務費の一般管理費に予算計上をし、町村会で一括、町に請求がありまして、総務費で支払っておりました。しかしな

がら、これから町村会のほうで事務がなくなりまして、県、郡の法令審査会で審査されたものが直接、それぞれの法令外負担金の事務局が町の担当課のほうへ請求をするということで、法令外負担金等も各款項目へ予算計上をさせていただきました。よろしくをお願いします。

25ページの1款議会費でございますけども、議員さんの定数が16名になり、議会費総額としても、前年度より1,137万7千円の減額の予算計上でございます。

内容としては金額の大きいもの、それから去年よりかなり違っている内容のもの、そういうところを中心に話させていただきます。

2款の総務費、1項の総務管理費の中でございますけども、30ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金の中でございますけども、一番下のほうでございますが、広域行政組合の負担金3億492万5千円ということで、議会、それから計算センター、民生課の老人ホーム、消防、広域ネット等々の負担金でございます。

それから31ページ、2目の文書広報費でございますが、13節の委託料1億5,813万円でございます。地域情報通信施設の運営事業ということで、下部のSCTがデジタル放送の移行に伴いまして、10月より民間業者にCATV事業が完全移行される予定であります。これに伴いまして基金から繰り入れまして、建設事業の分、それから維持管理費等を合わせて、1億5,692万6千円を委託料として支出をするものでございます。

それから次のページ、32ページでございますが、4目の企画費、ここにつきましては定住促進条例にある各祝い金や奨励金が8節の報償費等に予算計上をしております。また平成南部藩や一日国替え事業や子どもサミット、静岡市と身延町の交流事業、鴨川市との交流事業に関する経費が予算計上されておるところでございます。

35ページをお願いします。

7目バス運行対策費でございますが、町営バスの設置条例の一部改正が提出されているところでございますけども、ここに関しましては運行費、岩間線、それから常葉線等、3カ月間の予算計上ございまして、またデマンドバスのハード整備、バスを購入したり、機械の購入というようなことがありませんので、前年度より4,893万7千円の減額でございます。

次の36ページをお願いいたします。

真ん中の2項徴税費でございます。1目の税務総務費でございますけども、37ページになってしまいますが、23節の償還金利子及び割引料に、4,400万円の予算計上をしております。これにつきましては還付金でございまして、農工法と過疎対策のための固定資産の免除に関する条例等により、課税免除される還付金でございます。4,400万円を計上させていただきました。家屋や償却資産等でございます。

それから39ページの4項の選挙費でございますが、ちょうど真ん中あたりですが、3目の参議院選挙、それから次の40ページの真ん中、4目の山梨県知事選挙、これはこの選挙に関する費用が予算計上されているところでございます。

なお、41ページの真ん中、統計調査費でございますけど、この2目の指定統計調査費の中にも、国勢調査の指導員や調査員の予算計上がされているところでございます。

それでは、46ページをお願いいたします。

3款民生費でございます。3款1項1目の社会福祉総務費でございますけども、13節委託料等、47ページでございますが、ちょうど真ん中あたりでございますけども、身延福祉センターの建物にかかる維持管理委託等が予算計上をされております。

また19節負担金補助及び交付金でございますけども、次の48ページをお願いいたします。社会福祉協議会へ3,693万5千円、地域福祉推進事業や福祉バス運営、それから介護保険の事業、心配ごと相談等々、社会福祉協議会に補助を出しております。

それから28節繰出金につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。

それから3目の高齢者福祉費でございます。3目の高齢者福祉費の11節需用費74万6千円のうち、消耗品57万3千円の中に項目としては挙げてございませんけども、救急医療情報キット、1千セットを購入する52万5千円の経費が含まれております。この救急医療情報キットというのは一人暮らし、65歳以上の高齢者に自宅で具合が悪くなったり、救急車を呼ぶというような、もしものときに、かかりつけの病院や薬、連絡先、家族、親戚等の連絡先の情報を入れて、容器に入れて自宅の冷蔵庫に保管し、万が一のときに備えるものでございまして、その購入費が盛っております。

それから3目の、50ページの一番上になりますけども、介護保険特別会計と介護サービス事業特別会計への繰出金が2億7,977万2千円、予算計上をしていただきました。また、その下の4目の老人医療費につきましても、老人保健特別会計と後期高齢者の医療の特別会計の繰出金が3億3,035万1千円、予算計上をさせていただいております。

51ページ、6目の高齢者保養施設につきましては、これは門野の湯に関する経費が載っておりますのでございます。

52ページへまいります。2項の児童福祉費でございます。1目でございますけども、8節に報償費52万円、予算計上してありますけども、これが安心子ども基金保育サービス等充実事業ということで、保育サポーター事業ということで、土曜日の一時預かりにかかる報償費分でございます。

それから20節には扶助費としまして子育て支援医療費、それからひとり親の助成金が載っております。

それから一番下、2目でございますけども、児童措置費、54ページのほうへいってしまいますけども、児童手当分と、それから一番下になりますけども、子ども手当1億7,550万円が予算計上されておるところでございます。

それから、その次の3目、4目、5目と各保育所の運営にかかります費用が予算計上をされているところでございます。

61ページの、真ん中よりちょっと下のほうでございますけども、8目として民間保育所費ということで、民間保育所の運営費1億3,805万円ということで、委託料が計上してございます。

次に、衛生費へまいりたいと思います。

65ページでございますけども、2目の予防費でございます。19節負担金補助及び交付金に飯富病院の起債償還負担金、それから交付税の再配分、これは早川町へいくものでございますけども、あと本町にあります5つの診療所分の運営に対しまして、1千万円補助金を病院へ出しております。

それから3目の母子保健費でございますが、一番下の20節の扶助費でございますが、不妊治療医療費助成金として、今年度は20万円で10組、200万円を予算計上しております。

それから67ページ、5目の環境衛生費でございますけども、13節委託料、真ん中よりちょっと下でございますけども、その一番下に地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定

業務ということで、651万円を予算計上させていただきました。これは歳入で説明いたしましたが、NEDOからいただいて、新エネルギービジョンを作成するということでございます。

それから次のページでございますけども、19節負担金補助及び交付金、68ページでございますけども、その中に合併処理浄化槽の設置事業補助金ということで、1,144万6千円予算計上をさせていただいております。5人槽15基分、7人槽10基分、51人槽以上1基ということで、1,144万6千円の予算計上でございます。

その下の6目保健センターにつきましては、すこやかセンターにかかる経費、維持管理の経費が載っているというところでございます。

それから69ページの真ん中になりますけども、清掃費ということで峽南衛生組合への負担金3億1,339万3千円。維持負担、それから交付税の算入分、それから起債償還負担金ということで、予算計上をされております。

3項につきましては簡易水道運営費で、70ページをお願いいたします。28節繰出金、簡易水道特別会計への繰出金、3億3,430万9千円でございます。

それから71ページの5款労働費でございますけども、1目の労働諸費の下のほう、71ページの下のほうにふるさと雇用再生特別基金、ふるさと定期便事業等々、ふるさと雇用にかかる3つの事業、キャンプ場の交流、それから林産生産事業、シイタケの栽培ですね。これの3つ、それから緊急雇用創出事業ということで、次のページにかかりますけども、観光資源の環境保全事業と、それから防犯灯の台帳整備、それから遺跡の調査ということで、それぞれ予算計上をさせていただいております。そのほかの労働費につきましては、シルバー人材センター等をお願いしている草刈り等の事業等でございます。

それでは、次の6款農林水産業費へまいります。75ページをお願いいたします。

1項の農業費の中の3目の農業振興費でございます。15節の工事請負費で、250万2千円を予算計上してございます。これは夜子沢にある中富、お茶の加工施設、解体、それから整地工事ということで、施設が建っておりますが、土地をお借りして町が造ったものでございますけども、これを壊して持ち主にお返しをするということになります。工事請負費が予算計上をしてございます。

その農業振興費でございますけども、一番下になります76ページですが、アグリビジネスモデル確立支援事業補助金ということで、JAふじかわの南天の栽培促進、販路の拡大ということで、予算計上を75万円、支出をいたします。計上してございます。

それから次の4目の農林土木費でございますけども、次の78ページをお願いいたします。これは19節負担金補助及び交付金でございますけども、県営中山間地域総合整備事業負担金ということで3,166万7千円の予算計上で、いよいよ北部地区が始まるということになります。

それから2項の林業費に入りますけれども、81ページ、上になります。3目の林業土木費でございますけども、負担金補助及び交付金のところに林道三石山線の開設事業負担金ということで2,880万円、これが過疎債に充当いたしますけども、予算計上をいたしております。

次に7款の商工費、1項商工費でございますけども、1目15節工事請負費に下部温泉会館の下水道の接続費、100万円を予算計上してございます。

次の82ページ、真ん中にありますけども、2項の観光費のほうへまいります。

84ページの真ん中ぐらいになりますけども、15節工事請負費200万円の計上で、朝市の広場、それから総門の駐車場、それぞれ下水道の接続工事200万円を計上してございます。

次に、8款の土木費へまいりたいと思います。87ページをお願いいたします。

1目の土木総務費でございます。2目の急傾斜地崩壊対策費ということで1,300万円、町内の9カ所を予算計上しております。これにつきましては、国や県の事業の町の負担する部分でございます、町の負担率は5%から10%程度を負担しております。

次に2項の道路橋梁費でございます。それぞれ1目の道路橋梁維持費につきましては、15節の工事請負費に1,700万円、維持管理につきます工事費、あるいは草刈り等の工事の費用が1,700万円、計上させていただきました。

それから次の88ページにつきましては、道路新設改良費、2目でございますけども、工事請負費が9,250万円ということで、本町富山橋等の道路の工事費を計上させていただきました。

それから89ページの中ほど、5項の住宅費のほうに入ります。

90ページになりますけども、ちょうど真ん中あたりに15節の工事請負費175万9千円。これにつきましては、町営住宅の雨河内の団地の水道引き込み工事、それから下水道の接続工事の工事費、それから相又団地のデジタル化の対応工事等が175万9千円、予算計上をされてございます。当然それに伴いまして、19節には水道の加入負担金、それから下水道の受益者負担金が31万5千円と15万円、計上をされております。

それから次の6項の下水道費につきましては92ページになりますけども、一番上の28節に下水道事業特別会計等への繰出金で、3億9,552万7千円が予算計上されているところでございます。

9款の消防費、93ページ、ちょうど中ごろになりますけども、備品購入費1,509万5千円、消防積載車、宮木・中ノ倉に2台、それから消防軽積載車、1台、西嶋でございます。それから小型動力ポンプが横根中に1台ということで、1,509万5千円予算計上されているところでございます。

それから、次の94ページの2目消防施設費につきましては、耐震性の貯水槽4基の工事請負費3,425万円が予算計上されております。

それでは、96ページをお願いします。10款教育費でございます。

1目の教育委員会費でございますけれども、賃金の4,109万9千円につきましては、町単教諭の英語指導助手、AETですね、それから複式解消の町単教諭3名、それから国語や英語、美術の各校の町単教諭5名、あるいは学校司書の賃金4名分等が計上されてございます。

また8節につきましては、福祉教育学校等就学奨励金でございます。

98ページ、中ほどをお願いします。2項の小学校費、1目学校管理費でございます。これにつきましては、各小学校の共通経費等が管理に関する共通経費が計上されております。

11節の需用費、光熱水費1,806万円ということで大きいわけですけども、各小学校の電気代、下水道、水道使用料等の光熱水費でございます。

それから99ページ、13節の委託料になりますけども、一番下のほうに身延小学校大規模改造工事設計管理業務ということで、RC3階建ての大規模改造工事の設計監理業務の費用を計上させていただいております。

なお、その2つ下の15節の工事請負費につきましては、大規模改造の工事費1億1,050万円、予算計上をされているところでございます。

それから、その次から2目、3目等々、各学校の管理に必要な予算が、それぞれ予算計上を

してございます。

108ページをお願いいたします。108ページの上からちょっと下ですけども、10目に教育振興費ということで、これは学校の子どもたちの教材とか、子どもたちに関する費用が予算計上をされており、共通の部分がこの振興費に予算計上をされております。子どもたちのパソコンのリース料や、そういったものが予算計上されているところでございます。

そこから、また各学校の教育振興費が予算計上されております。

それでは3項の中学校費のほう、114ページをお願いいたします。

114ページの1目の学校管理費でございますけども、需用費の光熱水費がやっぱり970万円ということで大きいわけですけども、電気、水道、下水道料等でございます。

それから次の115ページの、19節負担金補助及び交付金の一番下になりますけども、下山中学校閉校記念式典等補助金ということで、400万円を予算計上させていただきました。それから久那土、下部、下山、身延等々各学校、中学校の管理費が予算計上をされております。

119ページ、教育振興費、ちょうど真ん中あたりになりますけども、7目でございますけども、これにつきましても、子どもたちのパソコンのリース料等、共通経費が計上をされておるところでございます。

それでは、4項の社会教育費にまいりたいと思います。125ページをお願いします。

125ページの上から3つ目になりますけども、1目の社会教育総務費の中の繰出金、28節になります。青少年自然の里特別会計の繰出金、1,207万5千円ということでございます。

それから2目の公民館費でございますけども、13節の委託料につきまして、下部地区の公民館新築に伴う費用が中央公民館新築基本設計業務、それから実施設計業務、地質調査業務、それから用地測量業務ということで、一番下のところに計上をさせていただきました。

それから同じ公民館費の、次のページになりますけども126ページ。15節工事請負費143万9千円につきましては、身延分館の下水道の接続費、143万9千円でございます。

それから19節の負担金補助及び交付金の中、集落公民館の整備事業補助金312万円につきましては、清住町の公民館の改修工事、3分の1でございます。総事業費は936万円程度かかるわけでございますけども、3分の1の補助でございます。

それから、それ以降は図書館等の維持管理費、それから128ページにいきまして中富総合会館の管理費、開発センターの運営費等が予算計上をされているところでございます。

それから5項の文化振興費でございますけども、ページでいいますと132ページ、真ん中あたりになります。これにつきましては金山博物館の運営費でございますけども、下水道の接続工事費30万円。それから19節には、加入負担金等が予算計上されております。その下の3目のリバーサイドパークの運営費の中にも、トイレの接続、下水道の接続、それから受益者の負担金ということで、133ページになりますけども、予算計上を工事費が20万円、それから負担金として45万円、計上をしてございます。

それから4目につきましては、総合文化会館の管理費が予算計上をされているところでございます。

それから135ページに和紙の里の運営費、これらは運営管理費が計上されておりますけども、ほぼ前年と同じ金額が予算計上をされております。7目の現代工芸美術館の運営管理費も同じでございます。

続きまして、6項の保健体育費にまいりたいと思います。ページでいいますと、142ペー

ジになります。保健体育費、6項でございますけども、その中の5目体育施設費でございます。142ページの真ん中より、ちょっと下でございますけども、11節需用費に2,296万1千円、この中の消耗品699万5千円でございますけども、この中に遅沢パークゴルフ場の用具代が入っております。OBの杭とかネット、それからスコアカード、ティーマーク、それからクラブ78本、ボール300個、スタート台等々、そういった細かい消耗品等が603万2千円、予算計上されているところでございます。

144ページの上から3番目になりますけども、同じ保健体育施設費でございますけども、15節工事請負費に身延地区の町民体育館、それから弓道場、武道館、テニスコート等のトイレの下水道の接続工事費が343万7千円、予算計上をされてございます。

それから145ページでございますけども、ちょうど真ん中より、ちょっと下ぐらいになりますが、12款公債費ということで、公債費の元金と利子が載っております。これにつきましては、前年度よりも予算が、元金の場合、かなり増えているように見えますけども、実はこの16億6,567万円のうちの、通常の公債費の、返す部分につきましては13億9,837万円ということで、利率見直しによる、先ほどちょっと歳入のほうで説明しましたが、繰上償還が2億6,730万円含まれておりますので、元金としては前年度よりも下回っているということになっております。

その下の13款の諸支出金でございますけれども、基金に対しますそれぞれの積立金を、予算計上を145ページの下から146ページ、147ページまで予算計上をしているところでございます。

以上で、平成22年度の一般会計予算書の詳細説明とさせていただきます。大変、ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

議事の途中ではありますが、ここで暫時休憩したいと思います。

再開は3時15分といたします。休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時15分

○議長（望月広喜君）

休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に議案第25号から議案第27号までの3件について、町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

議案第25号 平成22年度身延町国民健康保険特別会計予算について、詳細説明をさせていただきます。

8ページをお開きください。歳入から説明させていただきます。

1款の国民健康保険税については、平成21年11月末の調定額に徴収率を94%と見込み算出し、滞納繰越分については徴収率を13%として計算し、今年度予算額として、見込みとして3億7,042万7千円を計上させていただきました。

9ページをご覧ください。

4款国庫支出金から10ページ、8款共同事業交付金については、療養費等の実績に上昇率分を乗じて、数値をそれぞれ計上してありますので、よろしくお願いたします。

11ページをご覧ください。

11款1項1目一般会計繰入金、1節については保険税軽減分に対し、町が一般会計より4分の1負担するため、平成21年度申請額に対し、伸び率を掛けた6,084万1千円を計上するものです。

2節について、低所得者に対して保険料額の一定割合を公費で補てんするもので、国が2分の1、県と町でそれぞれ4分の1ずつ負担することになっており、今年度は平成21年度申請額に対し、4分の1の1,213万4千円を計上するものです。

13ページをお開きください。歳出を説明させていただきます。

1款1項2節から4節までは人件費となっておりますので、説明は省かせていただきます。

13節については、レセプト等の電算処理委託および電算システムの保守点検委託で306万6千円を計上するものです。

14ページをお開きください。

2款1項療養諸費から15ページ、2項高額療養費については、平成21年度給付の1月当たりの平均から1年分を算出し、計上した数値となっておりますので、お願いいたします。

16ページをお開きください。

3款1項1目後期高齢者支援金、19節については、平成20年度より創設されています後期高齢者医療保険への財政支援金で、医療保険加入者1人当たりの支援金に被保険者数を掛け、出された数値に調整率を掛けた数値となりますが、平成22年度予算の算定については、21年度実績により算定し、2億1,697万6千円を計上してあります。

4款前期高齢者納付金から、17ページ、6款介護納付金については支払い基金への納付金となっており、数値については基金よりの通知金額となっております。

17ページをご覧ください。

7款共同事業拠出金については、県下市町村で国保連合会に拠出し、市町村が連合会に拠出した金額に対して、国と県が4分の1ずつ財政支援するもので、国保連合会より数値が示されております。

8款1項1目特定健診診査等事業費については、住民健診の費用となっておりますので、よろしくお願いいたします。

18ページをお開きください。

4目健康推進事業については、各地区で実施されておりますスポーツ教室等の経費となっております。

次に、議案第26号に移らせていただきます。

議案第26号 平成22年度身延町老人保健特別会計予算について、詳細説明をさせていただきます。

本特別会計については、後期高齢者医療制度がスタートしたのを受け、最終過誤調整予算となっており、歳入歳出ともに117万3千円の計上となっております。

6ページをお開きください。歳入の説明をさせていただきます。

歳入についてはレセプト調整期間になっており、医療給付費等の見込み数値を勘案し、計上して、それぞれの科目に計上してございます。

8ページをご覧ください。

歳出については1款1項1目一般管理費、12節、13節に通信費および高額医療費システ

△保守料などとして、19万9千円を計上するものです。

2款1項1目医療給付費、2目医療支給費については、前年度支給金額を参考にそれぞれ算定させていただいております。

次に、議案第27号に移らせていただきます。

平成22年度身延町後期高齢者医療特別会計予算について、詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。歳入の説明をさせていただきます。

歳入の保険料については、平成21年12月調定数値をもとに算定してあります。

1款1項1目特別徴収保険料、1節については特別徴収、1,831名分の保険料となっております。

2目普通徴収保険料、1節については普通徴収1,917名分の保険料となっており、徴収率を95%分、見込んで計上してございます。

3款1項1目療養費繰入金については、広域連合よりの数値の12分の1の療養費の町負担繰入分として計上するものです。

2目事務費繰入金について、保健事業費分および後期高齢者広域連合の共通経費を均等割、総人口割、後期高齢者人口割で算出した数値を計上したものです。

3目保険基盤安定繰入金については低所得者に対する軽減措置分であり、県が4分の3、町が4分の1負担するもので、町分として7,437万1千円を計上させていただいております。

7ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

1款1項1目一般管理費、2節から4節についての人件費となっておりますので、説明は省かせていただきます。

19節については、歳入でも説明させていただきましたが、広域連合の共通経費で均等割、総人口割、後期高齢者人口割で算出し、広域連合負担金およびシステムの保守点検等に対する負担金となっております。

8ページをご覧ください。

2項1目保健事業費、13節については高齢者の医療の確保に関する法律に基づく住民健診の委託料となっております。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節については後期高齢者広域連合への納付金額であり、保険料および療養給付費、保険基盤安定負担金を合算した金額となっております。

3款1項1目保険料還付金、23節については過年度において修正申告等をしたため、保険料が変更になり、還付が生じた場合の予算となっております。65万円、計上させていただいております。

以上で3特別会計当初予算、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

次に議案第28号、議案第29号の2件について、福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

それでは議案第28号 平成22年度身延町介護保険特別会計予算の詳細説明をさせていただきます。8ページをお開きいただきたいと思います。

歳入ですけれども、1款1項1目第1号被保険料でありますけれども、これにつきましては65歳

以上の被保険者の保険料でありまして、1節特別徴収保険料2億3,449万2千円につきましては年金から天引きされる分でありまして、保険料調定予定額の98%を計上させていただきました。

2節の普通徴収保険料ですけれども、納付書から納入される分ですけれども、1,530万円で、保険料調定額の87%を計上させていただきました。

3節の滞納繰越分の保険料につきましては、50万円を計上させていただきました。

次に4款1項1目介護給付費負担金の1節ですけれども、3億358万円ですけれども、介護給付費の施設等給付費ルール分の15%を、それからその他給付費の20%の合計で、3億358万円を計上させていただきました。

それから2項1目調整交付金、1節の現年度分ですけれども、1億5,839万円ですけれども、歳出2款の保険給付費の17億5,987万5千円の9%を計上させていただいてあります。

次に5款1項1目介護給付費交付金、1節の現年度分でありますけれども、5億2,796万1千円につきましては施設等給付費分、それからその他給付費分の30%を計上させていただきました。

それから2目の地域支援事業費交付金の1節の、同じく現年度分339万7千円につきましては、介護予防事業費の30%分を計上させていただきました。

それから6款1項1目介護給付費負担金の1節現年度分ですけれども、2億6,837万9千円につきましては、介護給付費と同じように施設給付費の部分として17.5%、それからその他給付費分の12.5%を計上させていただきました。

次に8款1項1目介護給付費繰り入れ分ですけれども、1節の現年度分2億1,998万3千円につきましては、介護給付費の繰り入れ分といたしまして、17億5,987万5千円の12.5%を計上させていただきました。

次の2目の地域支援事業繰入金ですけれども、1節の介護予防事業繰入金141万7千円につきましては、歳出の5款の地域支援事業費、1項の介護予防費の1,132万6千円の12.5%。それから2節の包括支援事業任意事業費繰入金ですけれども、695万4千円につきましては、5款の地域支援事業、2項の包括支援事業の20%を計上させていただきました。

3目のその他一般会計繰入金の1節ですけれども、2,057万1千円につきましては、職員給与繰入金ということで、職員3名分を計上させていただきました。

2節事務費繰入金3,045万7千円につきましては、事務費繰入金としまして、1,805万5千円。それから介護認定審査会として、1,240万2千円の合計を計上させていただきました。

次のページをお願いいたします。

同じく2項1目給付準備基金繰入金、1節の給付準備基金繰入金3,800万円につきましては、第4期の事業計画による給付費不足分の繰入金を計上させていただきました。

それから2目の介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金、1節の第1号被保険者保険料軽減分経費繰入金276万8千円につきましては、介護保険料軽減の交付分として計上させていただきました。

次に、11ページの歳出に移ります。

1款1項1目一般管理費の2節、3節、4節につきましては、介護保険担当の3名分の人件費でございます。それから8節の報償費につきましては、介護保険運営協議会委員さん、10名、

3回分の予算を計上させていただきました。

それから12節役務費の手数料81万3千円につきましては、国保連合会の事務共同処理手数料として、81万3千円を計上させていただきました。

19節負担金補助及び交付金1,464万円ですけれども、その他負担金としまして、国保連合会の機器等の負担金22万7千円。広域行政組合の負担金として、1,441万3千円を計上させていただきました。

次のページをお願いいたします。

1目の介護認定審査会費、19節負担金補助及び交付金ですけれども、1,240万2千円。これは広域行政組合の介護保険の認定審査会の運営費負担金であります。

次に2款1項介護サービス等諸費でございますけれども、このお金につきましては、要介護が1から5の方の給付費に充てるものでありまして、1目の居宅介護サービス給付費から10目の特例居宅介護サービス計画給付費まで、合計で15億5,575万2千円。それから2項の介護予防サービス等諸費、これにつきましては要支援1、2の方が該当になる給付費でありますけれども、1目の介護予防サービス給付費から、次のページの14ページの8目特例介護予防サービス計画給付費まで、合計で6,822万5千円。それから4項1目の高額介護サービス費、2目の高額介護予防サービス費の合計で、3,382万2千円。それから5項1目の高額医療合算サービス等費300万円と、2目の介護医療合算予防サービス費の合計で312万円。それから6項1目の特定入所介護サービス費から、4目の特例特定入所者介護予防サービス費まで、合計で9,669万円はいずれも19節負担金補助及び交付金で、保険給付費として支払われるものであります。

また14ページの中ほどの、3項その他諸費で1目の審査支払い手数料226万円につきましてはですけれども、12節役務費ですけれども、これにつきましては審査支払い手数料で、1件15円を国保連に支払いするものでございます。

次に4款1項1目給付準備基金積立金ですけれども、25節の積立金28万9千円につきましては、給付準備基金の積立金であります。

次に、16ページのほうをお願いいたします。

5款1項1目介護予防特例高齢者施設事業費でございますけれども、8節報償費につきましては、特定高齢者の筋力トレーニングの講師の謝金等、12回分で2クール分を計上させていただきました。

それから13節委託料ですけれども、814万1千円につきましては、高齢者の筋力トレーニング事業に102万2千円。それから生活機能評価事業に3,390円の、2,100人分を見込んで、711万9千円を計上させていただきました。

次に2目の介護予防一般高齢者施設事業費ですけれども、8節につきましては、それぞれの事業の講師謝金を計上させていただきました。

13節委託料につきましては、生活管理指導短期宿泊事業につきましては、3,429円の7日分の5人分を計上させていただきました。それから友愛訪問ですけれども、これにつきましては地域住民グループ支援事業ということで、下部・中富・身延地区の老人クラブ連合会への委託事業でございます。

次に5款2項1目介護予防ケアマネジメント事業でございますけれども、2節、3節、4節は人件費で、地域包括支援センターの4名分の人件費でございます。

8節、9節、11節、12節、13節、14節、19節につきましては、この地域包括支援センターの運営にかかる事業費を計上させていただきました。

2目の任意事業費ですけれども、13節の委託料13万円につきましては、家族介護交流事業ということで、社会福祉協議会への委託事業なんですけれども、在宅で介護されている方の在宅介護者の集いの経費として、計上をさせていただきました。

次のページ、18ページになりますけれども、20節扶助費393万円ですけれども、扶助費としまして、393万円。内訳は介護用品等の扶助でございますけれども、これも先ほど、3月補正で説明させていただきましたように、紙おむつ等の介護用品の支給の事業でありまして、93万円を計上させていただきました。

次に寝たきり高齢者の介護見舞金ですけれども、5万円の50人分で250万円を計上させていただきました。それから認知症の介護人見舞金ですけれども、同じく5万円で10人分を計上させていただきました。

それから7款1項1目の第1号被保険者還付金30万円ですけれども、これにつきましては保険料の還付金でございます。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

続きまして、議案第29号 平成22年度身延町介護サービス事業特別会計の詳細説明をさせていただきます。

6ページをお開きください。6ページ、歳入の説明をさせていただきます。

1款1項1目支援サービス計画費収入、1節の介護予防サービス計画費収入554万6千円ですけれども、これにつきましては、ケアプランの作成料ということで、要支援1、要支援2の方で、新規ケースとしまして月に3件見込みまして、7,120円の36件分で25万6,320円。それから継続ケースということで、月に107件を見込みまして、4,120円掛ける1,284件で、529万円。合わせて、546万円を計上させていただきました。

それから2款1項1目の一般会計繰入金ですけれども、39万円は歳出の1款の事業費に充当する分でございます。

次に7ページをお願いいたします。歳出の説明をさせていただきます。

1款1項1目介護予防サービス計画事業費、4節、7節につきましては臨時職員のケアマネージャーの2人分の人件費であります。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第30号について、水道課長。

○水道課長（千頭和勝彦君）

それでは議案第30号 平成22年度身延町簡易水道事業特別会計予算について、詳細説明をさせていただきます。

まず冒頭にて、身延町簡易水道事業特別会計の科目の統廃合について、説明をさせていただきます。

平成21年度までは歳入歳出において、目を旧町村単位に設定しておりましたが、平成22年度より統廃合をさせていただきました。

7ページを見ていただきますと、1款水道事業収入、1項事業収入のうち、目において目番号が付いていなく、丸の付いております各地区の簡易水道水道使用料を廃止しまして、1目簡

易水道水道使用料に統合いたしました。他の歳入歳出の科目も同様でありますので、よろしく
お願いいたします。

それでは、4ページをお開きください。

第2表の地方債ですが、簡易水道建設費の財源に充てるため、簡易水道事業債ならびに過疎
対策事業債の限度額をそれぞれ1億5,710万円とし、合わせて3億1,420万円に設定
するものでございます。これにつきましては、建設に関わる総事業費として、5億1,144万
4千円を予定しております。

続きまして、歳入から説明させていただきます。7ページをお開きください。

1款1項1目簡易水道水道使用料としまして、1億8,622万3千円の計上であります。
前年度の比較では677万3千円の増額になっております。これにつきましては、本年4月分
終了から、料金改定に基づいて増額を見込んだものでございます。

次に2款1項1目簡易水道負担金につきましては、378万円の予算計上をさせていただきました。
これにつきましては、加入負担金として小田地区10件と、湯町地区43件の給水開
始を見込みました予算計上でございます。

次に3款1項1目簡易水道手数料につきましては、1節では設計審査手数料および完成検査
手数料として5千円計上し、また2節では給水装置工事事業者指定手数料として1万円計上し、
3節では督促手数料として、1千円の計上であります。

4款1項1目簡易水道国庫補助金につきましては、身延中央簡易水道建設事業補助金対象事
業費8,679万3千円に対する3分の1の補助金2,893万1千円と、相又簡易水道建設
費事業補助対象事業費8,146万5千円に対する10分の4の補助金、3,258万6千円
および下部統合簡易水道事業補助対象事業費7,619万7千円に対する10分の4の補助金、
3,047万8千円および湯町簡易水道既管改良事業補助対象事業費500万円に対する3分
の1の補助金166万6千円と、湯町簡易水道区域拡張事業補助対象事業費6,486万円に
対する10分の4の補助金、2,594万4千円および中富南部簡易水道事業補助対象事業費
3,182万5千円に対する10分の4の補助金1,273万円で、合計1億3,233万5千
円の国庫補助金の計上であります。

5款1項1目1節水道事業費繰入金につきましては、総務費繰入金として3,093万5千
円。建設費繰入金として6,490万9千円で、合計9,584万4千円の計上でありまして、
2節の公債費繰入金としては、2億3,846万5千円の計上であります。

8款1項1目水道事業債のうち1節簡易水道事業債として、1億5,710万円。2節過疎
対策事業債として、1億5,710万円。目の合計として、3億1,420万円の計上であり
ます。

次に歳出を説明します。10ページをお開きください。

7節の賃金についてですが、身延地区の施設巡視員賃金124万5千円と各地区の水道検針
員の賃金718万2千円。

8節の報償費については、下部・中富地区で毎日行う水質検査員、12名分の報償費36万
円の計上です。

11節の需用費のうち消耗品については消毒用塩素滅菌剤の購入、ならびに施設機械器具等
の購入として、509万6千円の計上です。

光熱水費については、各水道施設電気料として2,601万6千円の計上です。修繕費につ

いては各地区水道施設および漏水等の修繕として、1,907万2千円の計上です。

12節の役務費のうち通信運搬費については、水道施設遠隔監視の電話回線使用料等に390万4千円で、また手数料については水道使用料口座振替手数料等に69万3千円の計上です。

13節の委託料については、各水系の水質検査業務に1,547万8千円。水道施設ポンプおよび計装設備保守点検業務に288万8千円。西谷、相又、梅平浄水施設保守点検業務に48万4千円。電気設備補修点検業務に29万9千円。減圧弁水位調整弁等、点検業務に52万円。漏水調査業務に100万円。配水池滞積土除去清掃に241万2千円。中央監視テレメーターテレコン装置親局更新業務に104万円です。

以上、委託料合計2,412万1千円の計上です。

続いて、11ページをお開きください。

15節の工事請負費については、梅平浄水場急速ろ過機、ろ過剤取り替え工事に199万5千円。梅平第2配水池配水量水計取り替え工事に130万円。下山町営住宅東団地給水管布設替え工事に200万円。下部第1減圧層水位調整弁取り替え修繕工事に104万1千円。期限切れ量水器取り替え工事に981万2千円。

以上、工事請負費合計1,614万8千円の計上です。

16節の原材料費については、量水器購入費と補修用材料費として、496万8千円の計上です。

19節の負担金補助及び交付金については、水道料金算定関係システム負担金として、46万1千円の計上です。

続いて、12ページをお開きください。

13節の委託料については、身延町中央簡易水道身延橋橋梁添架管実施設計業務に630万円。相又簡易水道清子地区配水管布設実施設計業務に3,150万円。相又簡易水道清子横根中地内配水池等地質調査業務に546万円。相又簡易水道清子横根地内配水池等用地測量業務に315万円。中富南部簡易水道三ツ石地区配水管調査設計業務に570万円。湯町簡易水道廻沢配水管詳細設計業務に700万円。

以上、委託料合計5,911万円の計上です。

15節の工事請負費については、身延中央簡易水道小田地区配水施設築造工事に2,642万円。身延中央簡易水道小田地区配水施設電気機械工事に2,383万3千円。身延中央簡易水道波木井地区送配水管布設工事に1,102万5千円。身延中央簡易水道和田地区県道舗装本復旧工事に630万円。身延中央簡易水道大野地区県道本復旧工事に420万円。相又簡易水道清子地区送水管布設工事に4,021万5千円。下部統合簡易水道送水施設機械電気設備改良工事に5,940万円。下部統合簡易水道下部配水池改修工事に2,060万円。湯町簡易水道湯町第2配水池築造工事に1億1,300万円。湯町簡易水道廻沢配水管布設工事に6千万円。中富南部簡易水道三ツ石地区配水管布設工事に2,612万5千円。

以上、工事請負費合計3億9,111万8千円の計上です。

○議長（望月広喜君）

穂坂君。

○14番議員（穂坂英勝君）

工事を今から発注するのに、金額を全部言ってしまうもいいんですか。よければ、いいん

だけでも、黙って聞いていたら悪いと思って。議長、それだけです。

○議長（望月広喜君）

詳細をお願いします。

○水道課長（千頭和勝彦君）

今、詳細に言ってしまったんですけど、一応、予定ということで、よろしくをお願いします。

続いて、17節の公有財産購入費については、相又簡易水道横根中送水ポンプ室用地等、以上でございます。

続きまして、3款1項1目元金、23節償還金利息及び割引料については、長期債の元金の償還金として、2億192万7千円の計上です。

2目利息、23節償還金利息及び割引料については、長期債利息として7,657万8千円の計上です。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

ご苦労さまでした。

次に議案第31号、議案第32号の2件について、環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池和希君）

それでは議案第31号 平成22年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算についての詳細説明をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

第2表 地方債であります。市町村設置型浄化槽の整備事業の財源として充てるもので、特定地域生活排水処理施設整備事業債および、過疎対策事業債の限度額をそれぞれ250万円とし、合わせて500万円に設定するものでございます。

歳入へ入ります。7ページをお願いいたします。

1款1項1目戸別浄化槽整備事業費分担金につきましては、今年度は大塩地区10基、岩欠地区2基を設置する計画でありまして、設置に対する各個人からの負担金で122万3千円の計上であります。

次に2款1項1目農業集落排水使用料につきましては、上之平地区44世帯からの使用料、151万4千円の計上。2目小規模集落排水使用料といたしまして、北川地区17世帯からの使用料57万9千円の計上であります。

3目戸別浄化槽整備事業使用料につきましては、今年度設置予定の12基を含めまして111基分の373万7千円の計上でございます。

2項1目戸別浄化槽整備事業手数料につきましては、今年度は設置予定の12基分の手数料2万4千円の計上でございます。

次に3款1項国庫補助金につきましては、2目循環型社会形成推進交付金として、戸別浄化槽整備事業分313万3千円の計上でございます。

次に4款1項一般会計繰入金につきましては、1目から8ページの4目まで、合わせて2,134万円となりますが、これは上之平農業集落排水事業、北川小規模集合排水事業、戸別浄化槽整備事業の維持管理費、公債費および建設費の財源に充てるものであります。

次に6款1項1目戸別浄化槽整備事業雑入につきましては、駐車場型浄化槽を希望される世帯の特別工事負担分31万7千円の計上であります。

次に7款1項1目戸別浄化槽整備事業債につきましては、市町村設置型浄化槽整備事業の財源として、下水道事業債、過疎対策事業債、併せて500万円の計上でございます。

続きまして、歳出であります。9ページをお願いいたします。

1款1項農業集落排水事業費、1目上之平地区維持管理費につきましては、職員の人件費のほかに処理施設およびポンプ施設の保守点検業務等、施設の維持管理費351万8千円の計上であります。

2項公債費、1目元金および2目利子はそれぞれの償還金で、合わせて607万3千円の計上であります。

2款1項小規模集合排水事業費、1目北川地区維持管理費につきましては、やはり処理施設およびポンプ施設の保守点検業務等の、施設の維持管理費91万7千円の計上であります。

10ページで、2項公債費、1目元金および2目利子、それぞれ償還金で合わせて416万9千円の計上であります。

次に3款1項1目戸別浄化槽整備事業維持管理費につきましては、浄化槽の汚泥引き抜き手数料や保守点検業務委託料等の維持管理費402万7千円の計上であります。

2目戸別浄化槽整備事業建設費の1,654万8千円につきましては、職員の人件費のほかに15節工事請負費889万4千円。これは、浄化槽設置に関わる工事費および配水管布設工事の工事費であります。

11ページの16節原材料費402万2千円、これにつきましては、合併浄化槽本体12基分の購入費であります。合わせて、2,057万5千円の計上となります。

2項公債費、1目元金および2目利子は、それぞれの償還金で、合わせて131万5千円の計上であります。

次に4款1項1目予備費は、30万円の計上であります。

以上が、議案第31号の詳細説明でございます。

次に議案第32号 平成22年度身延町下水道事業特別会計予算についての詳細説明をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

第2表 地方債であります。身延公共下水道事業および下部下水道事業の財源として充てるために、特定環境保全公共下水道事業債の限度額を1千万円。公共下水道事業債の限度額を1億810万円。過疎対策事業債の限度額を1億1,770万円とし、合わせて2億3,580万円に設定するものでございます。

7ページの、歳入に入っていきます。

1款1項1目中富下水道事業分担金、20万円。これは1世帯分です。

2目帯金塩之沢下水道事業分担金および3目角打・丸滝下水道事業分担金は、科目設定として各1千円。

4目身延下水道事業分担金は、平成21年度に整備が完了しました大野、身延、小田船原地区の各一部を本年10月に供用開始の予定であり164世帯分、3,280万円の計上であります。

5目下部下水道事業分担金は本年10月、供用開始の予定であり17世帯分、340万円の計上であります。

2項1目身延下水道事業負担金および2目下部下水道事業負担金は、簡易水道送水管布設工

事のための受託工事負担金で、合わせて5,925万円の計上であります。

次に2款1項1目中富下水道事業使用料3,350万9千円は、976世帯分。それから2目帯金・塩之沢下水道事業使用料664万3千円は165世帯分。3目角打・丸滝下水道事業使用料922万7千円は270世帯分。4目身延下水道事業使用料222万3千円は、年度末の加入予定としまして、120世帯分。8ページへ入りまして、5目下部下水道事業使用料10万2千円は年度末加入予定としまして、13世帯分。合わせて5,170万4千円の計上であります。

2項手数料につきましては、1目から6目までは督促手数料の科目設定の6千円であります。

次に3款1項1目身延公共下水道事業国庫補助金は、社会資本整備総合交付金として、1億7,500万円。2目下部下水道事業国庫補助金は、同じく社会資本整備総合交付金として2千万円で、今年度の工事分に対する国庫補助金は、合わせて1億9,500万円の計上でございます。

次に4款1項一般会計繰入金につきましては、1目から9ページの6目までは、それぞれの科目に対し、総務管理費、維持管理費、事業費、公債費、予備費等に充てるための財源として、合わせて一般会計からの繰入金、3億7,418万7千円の計上であります。

次に7款1項1目身延公共下水道事業債につきましては、公共下水道事業債と過疎対策事業債で2億1,590万円。2目下部下水道事業債には、特定環境保全公共下水道事業債と過疎対策事業債で1,990万円を見込み、合わせて2億3,580万円の計上であります。

続きまして、歳出であります。10ページをお願いいたします。

1款1項1目下水道事業総務費は、職員の人件費のほか中富浄化槽センター管理棟の維持費等として、1,234万3千円の計上であります。

11ページ、2項1目中富下水道事業建設費につきましては、15節工事請負費に316万円。これは国道52号線、手打沢地内の歩道拡幅工事に伴う管渠布設工事費であります。

2目身延下水道事業建設費につきましては、職員の人件費のほかに13節委託料に732万9千円。これは公共下水道事業積算施行管理業務、1名分の委託料であります。

15節工事請負費に3億8,890万円。これは波木井地内および梅平、小田船原地内の一部の管渠布設工事と中央簡易水道受託工事等であります。

19節負担金補助及び交付金には、7,300万円。これは、県道舗装本復旧工事負担金であり、合わせて4億9,105万7千円の計上であります。

12ページをお願いします。

3目下部下水道事業建設費につきましては、職員の人件費のほか15節工事請負費に4,161万5千円。これは湯町地内の管渠布設と真空弁ユニット設置工事および湯町簡易水道事業受託工事等であります。

19節負担金補助及び交付金に1,617万円。これは県道舗装本復旧工事負担金であり、合わせて7,659万1千円の計上であります。

事業費を合わせますと、5億7,080万8千円となります。

13ページをお願いします。

3項維持管理費であります。1目中富下水道事業維持管理費に3,904万4千円。2目帯金・塩之沢下水道事業維持管理費に1,719万4千円。14ページに入って、3目角打・丸滝下水道事業維持管理費に1,869万3千円。15ページに入りまして、4目身延下水道

事業維持管理費に2,154万5千円。16ページへ入って、5目下部下水道事業維持管理費に449万7千円であり、合わせて1億97万3千円の計上であります。これにつきましては職員の人件費のほか、それぞれの処理施設やマンホールポンプ等の維持管理業務に要する経費に充てるものであります。

次に4項公債費であります。1目から10目まで、それぞれの建設事業の財源に充てるために起こしました長期債に関わる元金及び利子の償還金で、合わせて2億6,722万8千円の計上となっております。

2款1項1目予備費として、100万円の計上をさせていただきました。

以上で、議案第32号の詳細説明は終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第33号について、生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

それでは議案第33号の、詳細説明を申し上げます。

その前に冒頭、訂正とお詫びを申し上げます。

表題についての議案第33号の横ですけども、平成の「成」の字が抜けておまして、誠に初歩的なミスで申し訳ありません。よろしくお願いたします。

それでは議案第33号 平成22年度身延町青少年自然の里特別会計予算の詳細説明を行います。

6ページをお願いいたします。

まず歳入ですけども、1款1項1目施設の使用料です。869万3千円の計上でございます。これは施設使用料としまして、体験活動の利用料、食堂の利用料でございます。

2款1項1目青少年自然の里県補助金でございます。1節の県補助金197万4千円の計上でございます。体験施設の運営費、それから報償費、消耗品等の補助金でございます。

3款1項1目、同じく県の委託金でございます。2,079万9千円の委託金でございます。これは総務費、事業費、それから施設管理運営費等でございます。

4款1項1目一般会計よりの繰入金、1,207万5千円の計上でございます。職員1名の人件費、それから運営費等でございます。

次に、7ページの歳出に入っていきます。

歳出の1款1項1目一般管理費でございますけども、2節から7節の賃金まで、職員1名分と臨時職員2名分の人件費でございます。

8節の報償費12万5千円の計上でございますけども、これは運営委員会、それから県委託の事業の講師の謝礼でございます。

それから11節の需用費、444万7千円。事務費の消耗品、それから下に掲げてあります光熱水費、講師の食事代等でございます。

12ページの役務費228万1千円の計上でございます。通信運搬費、それから手数料としまして、電話、郵送料、切手、それから飲料水の水質検査等でございます。

13の委託料522万円の計上でございますけども、8ページの上段まで続きまして、これはシルバー人材センターおよび専門業者への各種の点検委託料でございます。

それから8ページ、14節使用料及び賃借料ですけども、99万8千円の計上でございます。大きなものが、賃借料としましてシーツのリース、それからモップのリース等でございます。

18の備品購入費11万1千円の計上でございますけども、機械器具費として2万1千円、プロアーバキューム2台ということで、あそこから町道の部分、紅葉の季節になりますと、落ち葉が非常に落ちてまいりますので、少しでも道を広くということで、落ち葉を吹き飛ばす機械でございます。

それから19節の負担金補助及び交付金ですけども、これは10万7千円の計上で、各種協議会、それから研修会等への負担金でございます。

27節の公課費35万1千円の計上ですけども、公課費が平成21年度の消費税の確定申告の納付分でございます。

それから9ページへまいりまして、2款1項1節、7の賃金ですけども、これは20万円の計上でございます。その他賃金ということで、これは和紙づくりとか味噌づくり、農作業等、体験部分についての賃金でございます。

8の報償費26万1千5百円の計上でございます。これも各種体験活動の講師への謝礼等でございます。

それから、11節需用費23万9千8百円。各種体験活動の消耗品、それから光熱水費等でございます。

12節の役務費17万4千円。通信運搬費、それから手数料としまして、体育館と浄化槽等の維持管理費、それから自転車の点検整備等でございます。

13節の委託料でございますけども、28万9千円の計上です。これは体育館の清掃、それから点検等でございます。

14節の使用料及び賃借料でございますけども、48万8千円の計上でございます。これは町の施設分の土地の賃借料43筆分でございます。

それから3款1項1目の食堂事業費、11節の10万円の計上でございますけども、厨房用の消耗品の10万円計上でございます。

それから13節委託料、これは食堂業務の食料、宿泊者の朝、昼、夕食のほか、それに伴う管理費分の委託料でございます。

以上、歳入歳出予算の総額を4,354万1千円と定めたいものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第34号について、下部支所長。

○下部支所長（小林英雄君）

それでは議案第34号 平成22年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算につきまして、説明させていただきます。

それでは、まず歳入予算でございますが、予算書の6ページをお開き願います。

まず1款温泉事業収入ですが、これは29件、加入させていただいております1年間の温泉使用料でございます。

次の2款財産収入でございますが、これは下部奥の湯温泉事業基金の積み立てがありまして、そのの利息収入を予定したものでございます。

次の3款繰越金については、前年度繰越金の科目設定でございます。

なお、今年度につきましては、繰入金の予定は当初予算にはございません。

続きまして歳出予算でございますが、7ページをお開き願います。

まず1款の温泉事業費ですが、11節の需用費として121万2千円。それから次の役務費、電話料等を中心に44万9千円。それから次の13節の委託料として、送湯管・分湯槽関連施設のメンテナンス、それからデータ分析等の委託料として、140万円でございます。

それから次の2款基金積立金として、温泉使用料や基金利子等から維持費を減じたものを積み立てるということで、今年度は352万8千円を予定しております。

以上、歳入歳出予算の総額それぞれ658万9千円とするものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

次に議案第47号について、建設課公共土木主幹。

○建設課公共土木主幹（藤田政士君）

議案第47号 町道路線の認定についての詳細説明をさせていただきます。

先ほどの説明の中で、4つの路線を説明させていただきました。特に起終点は、分かりにくかったと思います。次ページ以降、路線の名前を書きながら位置を示してあります。図面をご覧ください。

門野湯平線、ここは門野の湯のところですが、橋梁の改修工事に伴いまして、旧道がまだ県道で残っております。その部分の区域の見直しということです。

次のページをお願いいたします。

出口常葉線、新常葉川橋から甲斐常葉の駅までの間でございます。ここも300号の開通に伴って、まだ県道の区域がそのまま残っているということでございます。それから常葉川久保線、その同じ図面のちょっと右上のほうにありますけれども、常葉橋から宝運橋までの間、これも柵代常葉線の宝運橋ができ上がっても、まだそのままの状態であるということです。

それから最後の図面ですけれども、波高島若宮線、富山橋、波高島トンネルから市川三郷身延線が富士川沿いに下っておりますけれども、ここの法尻に側道として設置されております。これは昨今、供用開始がされたばかりのところでございます。

いずれにしても、今現在はずべて県が管理する道路でございまして、新しい道路を造ったことによって、並行して、まだ県道が残っているということで、県から協議がありまして、町道として引き受けるということで、今回、認定をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

以上で、担当課長の詳細説明は終了いたしました。

次に請願第1号について、紹介議員であります穂坂英勝君より趣旨説明をお願いいたします。穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

請願文書表を朗読しまして、説明に代えさせていただきます。

請願番号 請願第1号

受理年月日 平成22年2月23日

件名 核兵器廃絶の課題で日本政府に対し、唯一の被爆国として具体的努力を求める意見書の採択を求める請願でございます。

請願者

甲府市古府中町1064-4

山梨県原水爆被害者の会会長 高橋 健

紹介議員 穂坂英勝

請願の趣旨

核兵器のない世界を目指す動きは、これまでにない大きな転換期に差し掛かっております。2009年4月のオバマ大統領の発言は、核兵器のない世界へ踏み出す決意と原爆投下に対する道義的責任に言及しており、画期的意味を持っております。

昨年5月に開かれた核不拡散条約再検討会議の準備会でも、オバマ大統領は同様のメッセージを送り、準備会に参加したすべての国が2000年に、会議で合意した核兵器廃絶の明確な約束を議題とすることに賛成しました。今年の核不拡散条約検討会議に向け、大きな一歩を進めたといえます。

市民民間団体、非政府団体レベルの動きも出ている中、すべての自治体が非核自治体宣言をしている山梨県において、日本政府に対し核兵器廃絶を強く要請するものであります。

以上でございます。

裏面に意見書等が書いてございますので、ご一読ください。終わります。

○議長（望月広喜君）

次に請願第2号について、紹介議員であります渡辺文子君より趣旨説明をお願いいたします。

○13番議員（渡辺文子君）

請願第2号の説明をいたします。

受理年月日 平成22年2月24日

件名 日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の調査・公表・破棄を求める意見書の採択を求める請願です。

請願者

身延町手打沢780-1

身延町平和委員会 星野佳彦

紹介議員 渡辺文子

米兵による横須賀での強盗殺人事件、岩国での集団暴行事件、沖縄での女子中学生暴行事件、横須賀でのタクシー強盗殺人事件など、米兵による犯罪・事件があとを絶ちません。防衛省の資料でも、1952年度から2006年度までに米軍が起こした事件・事故は20万4,785件、日本人1,081人が命を奪われています。こうした米軍犯罪が多発し、繰り返される背景の1つに米軍の犯罪を日本の裁判で、きちんと裁けない仕組みがあることが明らかになってきました。

日本にいる米軍の特権について取り決めた日米地位協定は、日本で罪を犯した米軍に対する裁判権について、日本が第1次裁判権を持つとされる公務外の米兵犯罪についても、できる限り日本が裁判権を行使しないようにする約束が、秘密のうちに結ばれていたのです。

米軍の犯罪事故に関わる日本の裁判権放棄の密約は、自国民の権利を守るべき日本の司法の責任を投げ捨てる、国家主権の根幹に関わる重大な問題であります。

住民の命と権利を守る自治体の責務に基づき、密約の内容を調査・公表し、破棄せよと強く求めるものです。

以上です。よろしくご審議ください。

○議長（望月広喜君）

次に請願第3号について、紹介議員であります日向英明君より趣旨説明をお願いいたします。
日向君。

○9番議員（日向英明君）

請願第3号

受理年月日 平成22年3月1日

件名 「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書の採択を求める請願

請願者

山梨県南アルプス市桃園340

日本労働者協同組合連合会センター

事業団理事長 永戸祐三

紹介議員 日向英明

請願の趣旨を申し上げます。

地域に密着した公益性の高い活動をしている協同労働の協同組合は、働くことを通じて人とのつながりを取り戻し、コミュニティへの再生を目指している。

介護福祉サービスや子育て支援、ビルメンテナンス事業などの幅広い分野や企業で正規雇用されない若者や退職した中高年者を含めた多世代の組合員層により、社会的価値と働きがいのある民主的で労働実感がある職場づくりと、地域に役立つ仕事おこしの活動が全国で展開されている。

しかし、すでに欧米では労働者協同組合についての法制化がされているにもかかわらず、わが国では協同労働の協同組合には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題点がある。

これを解消するために法制化が早期実現されるよう、強く要望する。

ちなみに平成20年12月22日 月曜日、山日新聞にも「協同労働を法制化で支援 雇用安定化にも期待」。今年になりまして、2010年2月14日、日本経済新聞にも「協同労働に法人化」ということで、マスコミ等も、あるいは経済財界についても、このことについては、ぜひともというような声があることを申し添えて、終わります。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

以上で、提出議案の説明は終了いたしました。

本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。

大変、ご苦労さまでした。

○議会事務局長（遠藤守君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時30分

平成 2 2 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 8 日

平成22年第1回身延町議会定例会(2日目)

平成22年3月8日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 提出議案に対する質疑
- 日程第2 提出議案に対する討論
- 日程第3 提出議案に対する採決
- 日程第4 提出議案の委員会付託

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 野 島 俊 博 | 2番 | 望 月 明 |
| 3番 | 河 井 淳 | 4番 | 望 月 秀 哉 |
| 5番 | 芦 澤 健 拓 | 6番 | 松 浦 隆 |
| 7番 | 望 月 寛 | 8番 | 深 沢 脩 二 |
| 9番 | 日 向 英 明 | 10番 | 草 間 天 |
| 12番 | 川 口 福 三 | 13番 | 渡 辺 文 子 |
| 14番 | 穂 坂 英 勝 | 15番 | 伊 藤 文 雄 |
| 16番 | 望 月 広 喜 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。

- 11番 福 与 三 郎

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月仁司	総務課長	広島法明
会計課	長	佐野治仁	財政課長	笠井一雄
政策室	長	赤池義明	町民課長	秋山和子
税務課	長	依田二郎	身延支所長	望月和永
下部支所	長	小林英雄	教育委員長	山田省吾
教育	長	佐野雅仁	学校教育課長	近藤正国
生涯学習課	長	佐野正美	福祉保健課長	赤坂次男
子育て支援課	長	稲葉義仁	建設課公共土木主幹	藤田政士
産業課	長	串松文雄	土地対策課長	滝戸文昭
観光課	長	熊谷文彦	環境下水道課長	赤池和希
水道課	長	千頭和勝彦	社会福祉協議会局長	若狭政雄

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 遠藤 守
録音係 丸山 優

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（遠藤守君）

おはようございます。

それでは、相互の礼で始めたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（望月広喜君）

おはようございます。

本日は、大変ご苦労さまです。

欠席の報告をいたします。

福与議員は、入院のため欠席との届けがござっております。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第2号により執り行います。

日程第1 提出議案に対する質疑を行います。

なお、条例関係の一部、補正予算、財産区等の当初予算を除きましては、委員会付託を予定しておりますので、付託予定の議案の質疑は総括的・大綱的な質疑に留め、詳細な質疑は各委員会で行っていただきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、議案の表題は議案番号のみに省略させていただきます。

議案第2号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第3号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第4号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第5号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第6号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第7号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第8号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

川口福三君。

○12番議員(川口福三君)

議案第8号について、お伺いいたします。

提案理由の中に、条例の全部を改正するという説明になっておりますが、この全部とはどの部分を指しているのか、お伺いいたします。

○議長(望月広喜君)

生涯学習課長。

○生涯学習課長(佐野正美君)

お答えいたします。

条例の制定の全部ということですが、まず20ページ、21ページに休館日の第5条の関係、それから第6条の利用時間の関係、第7条の利用の許可の関係、第8条の許可の取り消し等ということで、これは規則で定められておりましたけども、条例のほうに移行させていただいたものであります。

また従来の条例の部分ですけども、21ページ、第14条から第18条を指定管理者に対応する関係部分ということで、付け加えさせていただきました。

以上です。

○議長(望月広喜君)

川口君。

○12番議員(川口福三君)

この条例の内容によっては、今後、指定管理者に施設の移行がされるわけですが、かつて旧中富町時代、この勤労青年センターという名称について、今の状況から考えますと、青少年の人口よりも、お年寄りの人口のほうが多いではないかということから、この青少年を省いて、勤労増進センターというような名称にしたらどうかという提案を申し上げたんですが、当時、労働省との補助金の関係で、名称変更ができないというような経過がございます。

今回、この施設を指定管理者に移行した上においても、この青少年という形になりますと、やはり使用の範囲に限られるという面から、この青少年を省いて、勤労健康増進センターというような名称変更にする必要があるかと思いますが、行政側ではどのような考えでおられるのか、伺います。

○議長(望月広喜君)

生涯学習課長。

○生涯学習課長(佐野正美君)

お答えいたします。

用途の名前の変更というご質問ですけども、私どもが聞いておりますのは、やはり勤労青少

年福祉法ということで、この譲渡を受けたときに、その名称ということで定められているようです。先ほど議員さんが申されたとおり、従来、そんな話があったようですが、やはり、そのままの状況で進んでおりまして、用途変更はできないということで、確認しております。

○議長（望月広喜君）

川口君。

○12番議員（川口福三君）

そうすると、これは結局、当時は労働省からの、いわゆる補助金といいますが、期限がまだ、償還が終わっていないというようなことでしたが、今現在も、まだそのような状況であるのかどうか。それが切れているのであれば、当然、広範囲に使用できるような形の中で、この施設は有効活用すべきだと私は考えますが、その点、もう少し、上部のほうを調査の上、今後この活用は、いわゆる指定管理者に移管したあとにも広めるような形にする必要があると、私は考えますが、そのへんをよく県、また国等の対応によっては、今後の活用を幅広い活用にできるような考えで進めていただきたいと、このようにお願いをしまして、私の質問は終わります。

○議長（望月広喜君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

大変、ありがとうございます。

先ほど1点、申し忘れましたが、旧条例の中に第6条の中ですけれども、年齢15歳以上、30歳未満の勤労青少年および、その団体ということで、旧の条例には掲げてございました。今回、指定管理の管理者等の話の中で、協議する中で、今、議員さんがおっしゃいましたとおり、子どもからお年寄りまでということで、用途自体は幅広く使えるようにということで、この項は除いております、年齢制限は削除しております。その点も一応、考慮して、今後は広く活用できるよう、進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

今の関連ですけれども、年齢15歳以上、30歳未満というのをカットしてありますけれども、勤労青少年および、その団体というのは残るわけですね。その点について、1つ。

それからもともと、条例と、それから施行規則があったわけですが、今回、これを合体させたような形で新しい条例になっていると思いますけれども、施行規則のほうは、どのようになるのか。その点について、2件、お伺いいたします。

○議長（望月広喜君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

お答えいたします。

まず1点目ですけれども、勤労青少年および、その団体でございますけれども、これはこのまま、年齢制限をとりまして、このまま残すという形にしております。また、施行規則のほうですけれども、これは従来の指定を設けてありました、先ほどの休館日とか、それから許可の取り消し等、5条、6条、7条、8条を条例のほうに向けてございまして、これは条例のほうの、町民

の余暇活動の場、またおよび仲間づくりの機会を与えということで、条例の第1条のほうへ謳ってございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

いろいろ見てみますと、もとの条例の第5条にトレーニングセンターというのがありますけども、これはこちらの新しい条例のほうの第3条のほうでは、それがカットされておりますけども、その点はどういうふうになっているのかということ。

それから施行規則のほうでは、第8条で所定の場所以外で喫煙し、または火気を使用しないことというふうなことが決められておりますけども、新しい条例のほうでは、そういうものがカットされている。利用後の原状回復についてもカットされているようですけれども、その点について、お伺いします。

○議長（望月広喜君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

トレーニングセンターの件ですけども、これは現状、管理棟の一部の中にありまして、そのセンターというか、トレーニングルームということで、管理棟の一部ということで解釈をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（望月広喜君）

・・・生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

すみません、申し訳ありません。第2点目のほうをもう一度、再度お願いしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

条例施行規則の第8条の利用者の遵守事項というところで、これは第2号ですかね、所定の場所以外で喫煙し、または火気を使用しないことということが決められておりますけども、これは新しい条例のほうには、そういうものがないと思いますけども、その点について。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

この条例改正等につきましては、町の中の法令審査会がありまして、そこで職員10数名で議論されまして、前条例、また新しい条例等をしまして、施行規則につきましては、今回の条例を議決された上、規則のほうも、先ほど条例と規則、合体と言いましたけども、全部、合体ではなくて、条例は条例、規則は規則で定めさせていただきます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

どうぞ、芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ということは、施行規則はそのまま残る可能性があるということですか。それとも施行規則のほうも改正する可能性があるということですか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

それは、実情に応じて見直します。

○議長（望月広喜君）

他に質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第9号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第10号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

指定管理者の指定ということで、説明を受けたときに、住民サービスの向上および行政コストの縮減に努めるというふうなことで委託をしたということなんですけども、今までカギを、利用者が借りたいということで、そこに管理人が今までいたのがいなくなって、そういう不便は、きっと住民の皆さん、されていたと思うんです。そういう意味での住民サービスというのは向上するのではないかとは思いますが、今まで最低限の行政コストですね。人件費がかからなくて、最低限の水道光熱費とかそういうものだけだったのが、指定管理になって、これ以上のコストの削減というのは、私、ちょっと考えられないんですけども、細かいことは、これから具体的に話をされるんでしょうけれども、当初にも載っていて、それがここで議決をされれば、6月で補正されるということなんですけれども、そういう意味では、住民サービスの向上、それから行政コストの削減というのは、具体的にはどのような考え方をお持ちなのかということで、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

コストの削減も今回の場合は、大幅な削減は見込まれないとは思いますが、施設の有効利用等、それと過日の説明で説明不十分のところがありましたので、ちょっと説明をさせていただきますけど、今回の指定管理者申請の理由は大きく2つ挙がりまして、現有の施設設備を生かして、勤労者はじめ地域住民の健康維持や文化・教養を深める場を提供し、地域の福祉の増進に少しでも寄与するため。それと、もう1つの大きな目的は、身延町観光振興協議会を今回、申請したわけですけど、国土交通省の建設業と地域の元気回復助成金を活用し、日本三大急流、富士川におけるリバーツーリズム企業化事業に取り組むため、勤労青年センターを拠点施設と

して利活用したいというのが目的です。

以上です。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

2つの目的ということなんですけど、普通、今まで利用されている方、それから今まではなかなか、使いづらいという方たちにとっての住民サービスの面で、片方の面は面で進めていただきたいと思うんですけど、直接、住民の皆さんが関わる問題は、住民サービスがどのように向上するのかというところが私たちも心配ですし、そういう片方の事業をしながら、こっちの住民サービスのほうも、いかに向上させていただけるのかというのが、ちょっと心配だったものですから、そっちの方面で町としてはどういうふうなお考えなのかということを再度、お伺いしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

住民サービスの向上も、自分も前々からですけど、サービス向上ができるものと現状維持とがあるとは思いますが。今回の場合は現状維持を保つ上で、その流れによって、向上できる部分は向上をさせていくということで、現時点では具体的なことは申し上げられません。

以上です。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

だけどやっぱり、住民サービスを、もちろん地域の福祉の増進とか、それはやらなければいけないですよね。そのために、では、これをどういうふうに活用して、住民サービスを向上させたいのか、そこをしっかりと町がもって、業者に最低限、こういうことをお願いしなうとか、そういうことを私はきちっと持っていて、提案していただけるのかなというふうに思っていたんですけども、それは現状維持ということだったら、では一般の町民にとって、この指定管理者が本当にいいことなのかどうなのか。そこところがちょっと、はっきり分らないんですけども、その点で今、ないということなんですけども、それは私、早急に、ではどういふふうにしたら、住民サービスが向上するのかということを検討していただいて、業者に最低限、こういうふうにしていただきたいみたいなことは言っていくべきではないかなというふうに思いますけれども。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

ないとは言っていない。検討します。

○議長（望月広喜君）

ほかに質疑はございますか。

河井君。

○3番議員（河井淳君）

この勤労センターの活用ということですが、2つ目のところで、建設業による川下りのことに関しても利用するということですが、ここでこの事業に関しては、国からもかなり多額の補助金がありておりますけれども、この勤労青年センター自体の改修等は、その補助金で考えているのかどうかというのが、お分かりになりますでしょうか。その中に含まれているのかという。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（赤池義明君）

私たちがお伺いしているところによりますと、先ほども言った富士川を使ったりバーツームの関係で、一部、そんなに素晴らしい建物とは言えないんですが、そういう倉庫的なものを用意したいということと、あと管理棟のほうももうちょっとなんとかしたいなというふうな意向はあるようですが、いかんせん、国からくる金が2,800万円ぐらいということですから、その限られた範囲内でできるところをなんとかしていきたいということと、それから町のほうの行政財産として、必要な部分について、町のほうとしても、この前、生涯学習課長のほうからも皆さま方に説明があったんですが、一部、手直しの部分もあると。というのは管理棟の屋根とか、体育館の屋根とか、そういうふうなところ、そんなふうなところは一部あると。今後、あとに向けては、話し合いの中で、いわゆる仮協定の中でも話し合いによってということがありますから、そのへんにつきましては、今後の話し合いの過程によるということになるというふうに考えます。よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

河井君、よろしいですか。

（はい。の声）

ほかに質疑はございますか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第11号から議案第14号までの、富士川町の設置および市町村自治センターの廃止等については一括質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号から議案第14号までは一括質疑を行います。

質疑はありますか。

深沢脩二君。

○8番議員（深沢脩二君）

山梨県市町村自治センター、これは県のほうの意向だろうと思うんですけど、解散についてですが、解散についてのいきさつがあると思いますので、そのいきさつをちょっと。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

行政改革の一環です。

○議長（望月広喜君）

ほかにございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第15号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

一般会計の補正ですけれども、24ページで、高齢者福祉費ということで、12節、13節、18節で、12節はオープンをすこやかにということで説明は受けたんですけど、この3節の詳しい説明をお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えいたします。

12節の役務費の8万5千円につきましては、ただいま渡辺議員が申されたように、また財政課長が説明いたしましたように手数料でございまして、平成22年度から高齢者の配食サービスを、調理の場を集約する予定であります。この8万5千円につきましては、手数料ですけれども、下部の配食サービスで、調理場で使っておりますオープンに移設します手数料であります。

それから13節の委託料100万円の減額分につきましては、配食サービスの調理業務の減額でございまして、これにつきましては業務量の見直しということで、それぞれみのぶ荘、飯富病院等に調理をしております調理の委託料の減額分であります。

それから18節の備品購入費63万2千円の補正のお願いなんですけれども、備品購入費といまして、配食サービスの調理業務用品一式でありまして、内訳としましては配食容器、今回、不足になりますので、64個分、33万2千円の補正をお願いしております。それから配食の容器の運搬用のキャリーバッグですけれども、これにつきましても28個分の予算、5万7千円をお願いいたしました。それから、その配食容器等々を保管する保管庫、プレハブの倉庫なんですけれども、12万8千円をお願いいたしました。それから配食用の配膳、厨房の配膳用の調理台1台分として、11万4千円を今回お願いしまして、合計で63万2千円のお願いでございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

22年度から配食サービスを1つの場所ということで、ここに載っているんですけども、それともう1つ、飯富病院とみのぶ荘ですか、今まで委託をしていたところを、価格を下げたということなんです。この理由ですね。その配食サービスを統一することなんですけれども、具体的にはどういうふうに統一をされるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

現状の配食サービスにつきまして、まずご説明をさせていただきます。

配食サービスは旧町、それぞれやっていたものを引き継いでやっているわけでありまして、旧身延地区につきましては、みのぶ荘に調理を委託して夕食を配食いたしております。それから旧下部町には、身延町社会福祉協議会に委託をしております、昼食の配食サービスをいたしております。それから旧中富町につきましては、飯富病院に調理を委託して、昼食の配食をいたしております。

それぞれ合併して5年半が経過するわけなんですけれども、合併前のシステムをそのまま引き継いでやっているわけなんですけれども、経費の削減、あるいは同じメニューサービスの提供ということの中で、今回、みのぶ荘を除きました下部地区の社協に委託しております、生きがいデイサービスの厨房で作っております配食サービスと、それから生きがいサービスのお弁当、それから中富地区の配食サービスの分と、身延の福祉センターで作っております生きがいデイの昼食の分、それと併せてすこやかセンターで作っております介護保険のデイサービスの昼食分、併せてすこやかセンターの介護保険の厨房を使いまして、今回統一した調理を実施していきたいと考えております。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

聞いた話によると、その統一をして民間委託をするという話を聞いたんですけれども、それがまず本当なのかというのが1点。それから、これまで配食に必要な食材を仕入れていた地元業者に民間委託するということは、説明したんでしょうか。そして、その人たちとの話し合いはどのようなふうになされたのか、飯富病院を含めて。それから、今まで、そこで働いていた人たちとの話し合い、これはどうなっているのか。いつ、そういう話があって話をされたのかということで、伺いたいと思います。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

調理先の飯富病院につきましては、この話が始まりましたときに、私と、それから社協の次長とで飯富病院のほうにお伺いしまして、山下事務長さんのほうに、この趣旨を説明して理解をいただいております。

それから民間業者のほうの委託ですけれども、これにつきましては、社会福祉協議会のほうから民間業者のほうに、また再委託ということで予定をしております。

なお、中の栄養の問題等につきましては、社協の事務局のほうでやっていただいておりますので、また、そのへんにつきましては、社協のほうからまた、お答えをいたしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

ほかにございますか。

日向英明君。

○9番議員（日向英明君）

補正の議案第15号、13ページですけども、ゴルフ場利用税交付金、200万円の増額補正になっているわけですし、大変ありがたい補正ですけど、この内訳を少し説明していただきたいと思っています。本町には、2カ所のゴルフ場があります。それぞれの利用税の内訳と、それから人数なんかが分かたら、お願いします。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

ただいまのご質問につきましてでございますが、本町のゴルフ場、ゴルフ利用税、県税で身延山カントリーゴルフクラブ400円、それから富士川カントリークラブ600円ということで、県で決められた利用税を取っております。その部分を、本町に交付していただける交付金でございます。

細かい内訳の数字については、ちょっと手持ちに持っておりませんので、あとで示させていただきますが、それでよろしいでしょうか。

（はい。の声）

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

15ページの国庫補助金の衛生費国庫補助金の中で、女性特有のガン検診推進事業国庫補助金が388万3千円、減額になっておりますけども、この理由について、お聞かせ願いたいことと、最近、子宮頸ガンというのも、いろいろなマスコミで取り上げられておりますけども、本町での取り組みについて、お伺いします。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず15ページの国庫支出金の、2項1目1節保健衛生費補助金の女性特有のガンの検診事業の国庫補助金のマイナスの388万3千円の減額でございますけども、これにつきましては財源組み替えでございますが、この女性特有のガンにつきましては、1つは子宮ガン検診の20歳、25歳、30歳、35歳、40歳と5歳刻みの女性が対象であります。9月補正で、この子宮ガン検診につきましては、333人分の補正をいただきました。実際に見込みとしては70人の受診見込みということで、今回、263人分の減額の補正をさせていただきました。

それから、もう1つが乳ガン検診ですけども、乳ガン検診の対象年齢が40歳、50歳、55歳、60歳と、やはり5歳刻みになっておりまして、やはり9月補正で503名の増減の分の予算を計上させていただきました。最終見込みといたしましては、125名が受診見込みということで、今回378名の減額をさせていただきました。

子宮ガン検診の減額の補正額が189万8,800円の減額で、乳ガン検診のほうの378人

分で、198万4,500円の減額ということで・・・すみません、申し訳ありません。3月分の子宮ガン検診の委託料の減額分ですけども、263人分で、1人7,220円です。今回、189万8,860円の減額をさせていただきました。

次に子宮ガン検診の委託料ですけども、3月補正で378人分、1人当たりの検診単価5,250円で、198万4,500円の減額補正をさせていただきました。合わせて3月補正で641人分、金額で389万8,360円ということで、388万3千円の減額の補正をさせていただきました。これにつきましては、全額国庫補助の対象でございました。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

子宮頸ガンについては、いろいろ調べてくれていると思うんですけども、非常に死亡する率が高いということで、最近、非常に問題になっています。特に子宮ガンについて、子宮頸ガンと子宮体ガンということで、2種類のガンがあるということで、子宮頸ガンについては、特にウイルスによるものであり、そのワクチンを接種することが非常に今、お金がたくさんかかるということで、非常に問題になっているということになっておりますけども、この点について、特にこれについての取り組みというのは、されていないということによろしいですか。

○議長（望月広喜君）

答弁のときにも、マイクをしっかりと通して答弁していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。大変、申し訳ありませんでした。

先ほど、芦澤議員からの1つの質問の中で、子宮頸ガンの検診状況でございますけども、子宮頸ガン検診につきましては、身延町では施設のほうで施設検診をしております。それぞれの対象の女性の方に通知を出して、受診される方につきましては、指定の施設のほうで検診をしていただいております。

それから先ほどの質問ですけども、これにつきましては、国の費用等も、12歳までに、先ほど言いましたワクチンをすれば、相当のガンの撲滅ができるということで、国のほうでも1人当たりの経費が5万円というふうな、ちょっと新聞にも出ておりました。このへんの町の取り組みの対応につきましては、国等の動向を見る中で、今後、検討させていただきたいと思しますので、よろしく申し上げます。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

草間君。

○10番議員（草間天君）

23ページの下部支所費の中で、委託料、新設泉源影響監視業務が減額になっておりますけども、その内容をお伺いします。

○議長（望月広喜君）

下部支所長。

○下部支所長（小林英雄君）

今、草間議員さんからのご質問でございますけども、これは新しく奥の湯温泉を掘削・揚湯するにつきまして、既存源泉の影響調査というものを行ってまいりました。18年、19年、20年と行ってきたわけですが、21年になりましたときに、かなり予算的にもかかります。そして各調査をしている既存の源泉を持っていて、調査をさせてもらっている旅館の話も聞き、了承・了解を得る中で、今まで毎月、機械を入れて、毎月1回ということをやっていたんですけども、3年間やってきて影響はないというような状況の中で、もう機械はいいではないかということで、機械をあげさせていただきました。そしてまた、目視、人間によるチェックですね。検査も今まで毎月やってきたんですけど、2カ月にいっぺんでいいでしょうというようなことの中で、昨年9月から回数および機械の引き上げ等を変更しました。それに伴う、この減額措置でございます。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

この調査といいますか、監視は何カ所で行っていたんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

下部支所長。

○下部支所長（小林英雄君）

4カ所、6源泉で行っております。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

これからはこういった方向で、この調査というか、監視をしていく予定ですか。

○議長（望月広喜君）

下部支所長。

○下部支所長（小林英雄君）

そうは言いましても、自然のことでございます。各旅館さんのご希望は、毎月でなくても、2カ月にいっぺんでもいいと。しかし、向こうは何年も、3年でやめるとか、4年でやめるとかではなくて、できるだけ長い期間で行っていただきたいというような希望がありますので、今の時点ではできるだけ、その源泉をお持ちの旅館さんのご意見を拝聴する中で、そのご希望に沿っていききたいと。長い期間でやっていききたいと、そんなふうに考えております。

○議長（望月広喜君）

望月寛君。

○7番議員（望月寛君）

29ページの環境衛生費について、お伺いいたします。

合併処理浄化槽の設置補助金とありますが、4千万円という補助金をどのように使っているのか、もう少し説明を詳細にお願いします。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池和希君）

それでは、お答えをいたします。

ただいまの質問につきましては、合併浄化槽の設置整備事業の補助金 9 万 7 千 3 千円の減額の説明ということで、よろしいでしょうか。

○議長（望月広喜君）

いいですか。望月議員。

望月議員。

○7 番議員（望月寛君）

4 千万円という金額を出しているんだから、なぜ、どういう補助を出して 4 千万円になったのか、それを聞きたいんです。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池和希君）

お答えいたします。

この合併浄化槽につきましては、各個人が設置をする浄化槽に対しまして、5 人槽から 50 人以上の大きい浄化槽まで設置をする場合に、補助金を出しての設置の推進であります。

4 千万円の実績につきましては、5 人槽につきましては 8 基。これは 1 基、3 万 2 千円の補助金でございます。7 人槽につきましては、1 2 基の設置でございます。それから、さらに大きくなりまして、10 人槽につきましては 2 基。それから 21 人から 30 人槽につきましては 2 基。それから 50 人槽が 1 基。21 年度の補助金の実績につきましては以上の合計で、今回の減額につきましては、5 人槽の 3 基につきまして、予定をしました基数より減っておりますので、3 基分の減額の今回の補正でございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

望月明君。

○2 番議員（望月明君）

30 ページの 2 項 2 目林業振興費について、お伺いします。

13 節委託料、ならびに 19 節の交付金につきまして、具体的に内容をご説明願いたいと思います。

○議長（望月広喜君）

産業課長。

○産業課長（串松文雄君）

お答えいたします。

まず最初に、2 項 2 目の林業振興費の 13 節の委託料についてでございますが、これにつきましては、里山エリア再生事業といいまして、今年は清子地区が予定されております。これにつきましては、当初 530 万円で計上させていただきまして、今回、県のほうの補正が認められましたので、今回の補正 220 万円を入れますと 750 万円で、面積的には 33 ヘクタールを予定させていただいております。

次の 19 節の負担金補助及び交付金でございますが、まずこの中の森林整備地域活動支援交付金でございますが、これにつきましては戦後、植えられてきた植林の山々がその後、全然、

手付かずというようなことで、そういった山がどのくらいあるのか。あるいは、その山の境界、あるいは山の林層、それからあとは山に植えられた木なんですね。そういったもの、基礎的なものの調査もするということになっております。その調査に国・県のほうからの交付金で、201万4千円でございます。

その下の環境公益林整備支援事業交付金でございますが、こちらにつきましては、昔からいわれております間伐事業です。これは名前が変わりまして、環境公益林整備支援事業交付金ということになっております。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

よろしいですか。

（はい。の声）

ほかに質疑はございますか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

37ページから事務機器リース料がいろいろありまして、再リースで減額になったということで、かなり多くの金額が減額になっておりますけれども、このリースの更新が必要かどうかというのはどこでどのように判断するのか。あるいは判断できなかったのか、その点について、お伺いいたします。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

お答えいたします。

コンピューター等の機器につきましては、ご承知のとおり、日進月歩といいますが、非常に性能の変動が大きい状況がございます。したがって、その機器を導入するにあたっては、5年間を一応、目標に、そのリースを組むわけでございます。その5年経った時点で、ソフトウェアを動かすような形になるわけでございますけれども、どの程度のスピードで、そういったソフトウェアを動かすことができるのか、そういった部分を考えながら、この機器がまだ使えるのかどうかという部分を判断していくわけでございます。

理想とすれば最新の機器を入れまして、早く、快適に動かせるような環境が望ましいわけでございますけれども、やはり、そこらへんにつきましては、予算との兼ね合いで、ある程度、遅い作動という状況の中でも、やむを得ないというような部分もあるわけでございます。今回につきましては、今年度、機器等を確認して、若干遅い部分はあるわけでございますけれども、再リースをして、もう少し使っていただく中で、経費の節減を図っていこうと、このような考え方で判断をいたしました。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

大変なんか、もっともらしいご説明でございますけれども、非常に問題があるんじゃないかなと思います。これだけの金額が減額されるということは、はじめの、当初の見込みが非常に甘

かったと。なんでもかんでも盛っておいて、あと3月になったら返せばいいやというふうな感じに受け取れますけども、そういうことはございませんか。

○議長（望月広喜君）

教育長。

○教育長（佐野雅仁君）

お答えします。

ちょっと勘違いしているところがあるようですが、当初、見込みが甘かったというご指摘でございますが、甘かったと言われれば、甘いなというふうな考え方もできるわけですが、そうではなくて、このリースを5年で、また5年やるという形で持ち込みますと、こうなりますと。ですが、この会社によりまして、5年やらなくても複数年、毎年やっているリースを複数年やることによって、利率が下がってきますね。これを持ち込んだということです。そのへんのこと、今の課長の説明で、ちょっと分かりにくかったところがございますが、日進月歩はたしかでございますし、それに向けて、お金がかかるとかと言いましたけども、お金がかかるのはソフトにかかるのではなくて、ハード部門ですね。いくら、そのコンピューターの性能がよくても、そこにきている回線がなければ、どんなにあれしても早くはできません。今は大体、1テラぐらいでやっていますので、そういうものができるわけですが、ISDN回線、もしくは光ファイバーが一番いいわけですが、そのものが出ていないとできませんので、そういうようなこともございます。中には入っているところもございます。その格差はあるんですけども、リースというのが、皆さんの車もそうですけども、5年経てば自分のものになるわけですね。リースが終われば、自分のものに。ところがリース会社の契約というのは、その中にやはり、自分の権利というか、そういうものが特記してあるところがあります。このへんの契約をよく見てやらなければならないわけですが、幸いにして複数年契約というのを持ち込んで、私たちは努力をして、ここまで上げてきたということでございます。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

私も長い間、一般の会社で総務のほうの担当をしておりましたので、リースのことを初めて聞いたわけではございません。この今の金額が、こういうふうに変動しているということの明細をお出しいただきたいと思います。もちろん、今でなくて結構ですから、のちほどで結構ですから、このリースがどういうふうな形になっているのかということの明細をお知らせいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

明細につきましては、のちほどお出しさせていただきます。内容といたしましては、先ほど申し上げましたように、リース料と再リースの単価を比較しますと、再リースにつきましては、おおむねリース料の10分の1程度になると。非常に大きい単価差がありまして、それを今回、再リースという形にした、その差額がこの金額だということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（望月広喜君）

他に質疑はございますか。
草間君。

○10番議員（草間天君）

39ページの中学校費の7目の教育振興費の中の、19節負担金補助及び交付金の補助金が350万円減額になっていますけど、この内訳を教えてください。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

お答えいたします。

修学旅行等補助金、減額350万円でございますけども、ここに書いてあります修学旅行のほかに大きなものとして、選手派遣費というものがございます。郡の代表、あるいは県の代表等になった場合、県大会、国の大会等々で、県外にも選手がいくというような場合がございます。野球であるとか、バレーであるとか、テニス、バドミントン、卓球、柔道、吹奏楽等々ございますけども、これにつきましては、当初の予算見込みといたしましては、ある程度の成績を残すだろうという想定のもとで、予算を組むわけでございますけども、これらの部分が、その年の成績によりまして、大きく変動するということでございまして、主なものはこの選手の派遣費が減額となったというものでございます。ちょっと今年度、成績が振るわなかったというような状況がございます。主な内容とすれば、そうした選手派遣費ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

修学旅行と書いてありますが、それは何校の減額でしょうか。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

修学旅行につきましては減額といいますが、そういったものは特にございません。ほぼ同じ金額で支出しています。

○議長（望月広喜君）

他に質疑はございますか。
川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

21年度の一般会計補正予算について、3点についてお伺いいたします。

まず25ページの、20節の養護老人ホーム入所者保護措置費の926万3千円。それから28ページの、19節の保育料の保護者負担金軽減補助金の234万8千円の減ですね。それから37ページの8節身延小の教育振興費、やってみよう外国語活動推進事業等講師の補助金13万8千円の減額の内容について、お伺いいたします。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

ただいまの民生費の、3目の高齢者福祉費の中の20節扶助費926万3千円の減額ですけども、その説明欄にございますように、養護老人ホームの入所者保護費の減額でございます。この養護老人ホーム入所者の保護費につきましては、ここの町内の施設でいえば功德会、あるいは南部町の慈生園等が、この養護老人ホームに該当するわけなんですけども、年度当初には51人の入所を見込んでおりましたけども、21年2月現在で48名の入所者でありましたので、年間で3名分の減額を今回させていただきます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲葉義仁君）

民間保育所費の負担金補助、保育料保護者負担金軽減補助234万8千円の減額補正について、説明させていただきます。

この補助金につきましては、国の徴収基準と町の徴収基準、これを比較しまして、保育料を徴収しているわけですが、町の徴収料は国より安い基準となっております。今回、12月に保育料の単価の改正がございまして、このため保育料徴収基準の階層の4階層、5階層、6階層の3歳以上と7階層の未満児、3歳以上児には保育単価限度額という制度があります。これが保育徴収基準額と保育単価額を比較して、少ない額を徴することができます。今回、その層に該当したための、補助金の減額でございます。

ただ、この減額補助金については、それ以上に保護者からは取っておりませんので、保護者に直接、影響を与えることはありません。

以上です。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

37ページの一番下、18目身延小学校教育振興費、8節の報償費、マイナス13万8千円の内容でございます。身延小学校におきまして、やってみよう外国語活動推進事業という、国からの委託事業をこれを現在、行っております。これにつきましては、報償費13万8千円を減額しているわけでございますけども、講師といたしまして、文部科学省の職員をお願いいたしました。文部科学省の職員の考え方によりまして、この報償費、謝礼を受け取ることができませんということで、これにつきましては、そうした形で減額したものでございます。この減額した分につきましては、需用費等にまわして、その事業費を消化するという形でございます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

川口君。

○12番議員（川口福三君）

保育料の軽減補助金についてですが、これは大体、何人ぐらいの子どもに該当するのか。それから、このやってみよう外国語活動推進事業、これは町内で、この21年度においては、身延小学校だけですが、町内の各小学校においては、21年度実施されたのか。今後また、その

ような計画があるのか、その点について伺います。

○議長（望月広喜君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲葉義仁君）

人数のところでございますが、トータル的に把握してきたものですから、具体的な人数は、今、この場ではちょっと分かりかねますので、申し上げられません。

以上です。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

やってみよう外国語指導推進事業、これにつきましては、すでにご承知かと思えますけども、学習指導要領、これが改正されまして、平成23年度からはすべての小学校におきまして、この外国語指導というものが義務付けられてくるという状況でございます。したがって、23年度からは、これら特別な事業ではございませんけども、外国語の指導につきまして、教育課程の中で取り組んでいくという形になりますので、そのようなことでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（望月広喜君）

他に質疑はございますか。

草間君。

○10番議員（草間天君）

23ページの地籍調査費が減額になっていますが、減額の理由と、今、地籍調査というものがどこを調査しているのか、お伺いします。

○議長（望月広喜君）

土地対策課長。

○土地対策課長（滝戸文昭君）

ただいまの質問にお答えいたします。

減額の470万円でございますが、これは一般競争入札による入札差金でございます。それから平成22年度、今年、地籍調査は、身延地区は門内の町方に入ります。中富地区は寺沢地内の8カ所に入ります。下部地区は、常葉地内の雨河内地内に入ります。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

28ページ、保険衛生費の予防費の、新型インフルエンザワクチン接種事業の1,069万9千円の減額ですが、新型インフルエンザは当町においては、もう終結したというふうにみているのかどうか、その点について。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

大変、この問題につきましては、ご心配をかけたわけですが、現段階においては落ち着いたとみております。

○議長（望月広喜君）

他に質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第16号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第17号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第18号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第19号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

川口君。

○12番議員（川口福三君）

議案第19号について、1件だけお伺いいたします。

介護保険が始まって、介護保険1から5までの認定、今現在、身延町において介護認定を受けられているお年寄り、何人おられるのか、その1点だけお伺いいたします。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

現在、1月末の数字ですが、要介護認定1から5までの認定を受けている方が807名おります。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第20号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第21号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第22号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第23号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議事の途中でございますが、暫時休憩をいたします。

再開は10時30分といたします。

議案第24号から始めます。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時30分

○議長(望月広喜君)

休憩前に引き続き、再開をいたします。

その前に先ほど、日向議員からの質問、ゴルフ場の件について、財政課長から説明をいたします。

財政課長。

○財政課長(笠井一雄君)

先ほどは大変、失礼をいたしました。

平成21年度のゴルフ場利用料交付金につきまして、お答えをいたします。

県のほうの県税ゴルフ場利用税として、平成21年の3月から11月まで徴収をいたしました分につきまして、現在、本町に交付金が交付されております。税総額といたしましては、2,292万4千円余りが県税で徴収をされております。その7割を本町に交付していただきますので、本町の部分では昨年の11月分まででございますけれども、1,548万3千円程度、金額として入ってきております。残り12月、1月、2月分がこれから3月になって交付されてくるわけでございますが、予想として当初予算の1,600万円以上はいただけるということで、確実なところを200万円見込みまして、1,800万円程度に補正をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○9番議員(日向英明君)

先ほどの私の質問は、本町には2つのゴルフ場があるわけですが、身延山が先ほど400円、富士川が600円ということで、今、答弁していただいたのは1,548万円ということで、それぞれの身延山と、それから富士川の利用人数については、お答えがなかったんですけど、その点はいかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

大変、失礼しました。

身延山カントリークラブと富士川カントリークラブでございますけども、先ほど申しました、交付していただいた1,548万3千円のうち、富士川カントリーが約81.4%、1,260万円程度。それから身延山カントリーが18.6%の、288万2千円程度。月の利用人数にすれば、これは薄暮プレイもありますので、ぴったり割り切れませんが、月に富士川カントリークラブの利用者が3,480名程度、それから身延山カントリークラブは月平均いたしますと、1,140人程度の利用者があると見込まれます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

それでは、川口議員から質問がありました保育料のことについて、子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲葉義仁君）

先ほどの、川口議員さんの質問にお答えいたします。

先ほどは、申し訳ありませんでした。19名でございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

それでは議案第24号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

日向英明君。

○9番議員（日向英明君）

では議案第24号について、これはそれぞれの常任委員会に付託されている部分がありますので、大綱的な部分で、3点ほどお伺いします。

平成22年度の予算編成会議が、昨年11月12日のお昼に行われていたと思います。その中で総括的なことを含めて、平成22年度の予算編成作業にあたっては、極めて厳しい状況に置かれていることを十分認識の上、引き続き全町総力を挙げて、歳入歳出の両面から思い切った見直しを行う必要がある。こういうふうな、その会議の内容の最後にとじてあります。したがって、その部分でお聞きします。

3点ほどお聞きしたいと思うんですけども、1点、2点目はそれぞれの課長さん方、それから3点目はその課長さん方のお答えを含めて、町長に3点目はお聞きしたいと思います。

まず1点目ですけど、町単独による補助金の廃止・縮減については、前年9月の決算議会のときも監査委員の指摘事項があったとおり、これらの縮減については、団体あるいは金額、極めて多いものですから、その縮減がどうなっているか、これが第1点目であります。

それから2点目は、特別会計への繰出金の金額があまりにも多額になっている。この原因は何か。また、その原因によっては、見直しは考えられるかどうか。それが2点目の質問です。

3点目については、これは町長にお答えをしてもらいたいと思います。

「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」の創造に向けて、3月5日、ついこの間ですね、町長の施政方針が述べられました。極めて厳しい財政状況のもとで、それぞれ継続事業もいくつかあるわけですけども、昨年1年間、町長は執行に携わったわけですから、昨年1年

間、執行の反省、あるいは自分の思い、そういうものが本年度編成の予算にあたって、どこの項目にどのような思いがあるか。また金額は小さくても、その思いがあれば、その事業等を教えていただければ、ありがたいと思います。

以上3点について、ご説明をお願いします。

○議長（望月広喜君）

最初に、財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは最初の2点につきまして、お答えをさせていただきます。

1点目の、補助金の廃止・縮減の関係でございます。

各担当におかれまして、努力をしていただいているわけでございますが、各種団体等の補助金につきましては、たくさんの方がございます。また、身延町行政改革大綱等でも取り組んでいるところでございます。

金額としては、予算に計上しております補助金の総額で見ますと、平成22年度2億5,076万2千円の当初予算に対しまして、平成21年度は2億5,415万3千円と339万1千円の減額でございました。

金額は本当に少ないわけでございますけれども、補助金につきましては、各区会ですとか、社会福祉協議会とか、本当に町が必要なところも入っているわけございまして、これからも努力をしてまいりたいと考えております。縮減に向けて、努力をしていきたいと考えております。

それから、特別会計の繰出金の増につきましてでございます。

特別会計の繰出金の増につきましては、国民健康保険等の医療費、あるいは介護保険等の利用者が増加すれば、それに従って国・県・町の繰出金が増えていく部分という特別会計、これは国の法律の中で、それぞれの負担割合が決まっておりますので、当然、これは本町でどうすることもできないわけでございます。当然、今、やっている疾病予防等々の努力に頼るわけでございますけれども、それから水道、それから下水道特別会計、これにつきましては現在、事業をしておりますので、それに伴う繰出金がたくさんでございます。それぞれ、下水道の特別会計、あるいは簡易水道の特別会計も事業がある程度になれば、減っていくのかなと思っておりますけれども、起債の償還金のピークと同じで、一般会計のほうは、起債のピークは平成20年度に終わっておりますけれども、特別会計のほうは起債のピークとしては、25年度、26年度を予定しておりますが、これからも繰出金等は増えていくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

日向議員から私の施政についての質問でございますが、皆さんご承知のとおり、開会時にもあいさつをさせていただきましたけれども、私の言葉足らずなのかと思いますが、重なる部分もありますけれども、承知をいただいて、21年度の執行の反省、あるいは22年度に向けてということでございますので、少々、時間をいただきたいと思っております。

私はまず、このことを、21年度の反省、こういうことになりましたと、私がすでに21年度の予算も編成をいたしました。したがって、そのへんから考えていかなければならない。お答えをしていかなければならないと思っておりますから、それを考えていきますと、私が町長就任

の選挙のときに、町民の皆さんにお約束をした、そのことに起因をするのではないだろうか、そういうことでございますので、そのへんからお話をさせていただきますが、私は当時、5つの約束を申し上げました。

1つ目は「住んでよし 訪ねてもよし おらが身延(まち)」でありまして、その中で中部横断自動車道の地域活性化インターの実現と関連道路の整備である。さらには、コミュニティビジネスの活性化である。町民総ガイド運動の推進である。これが住んでよし 訪ねてよしの中のローカルマニフェストという形の中で、皆さんに提示をしたところでもございます。

そして、これらにつきまして、中部横断自動車道の地域活性化インターにつきましては目途が立っておりますし、またコミュニティビジネスにつきましても、富士川トラッキング、あるいは手打沢の農事組合等々で動き出してきた、芽が出てきたと、こういうところでございますが、ただ関連道路事業につきまして、過日お話をしましたとおり、300号については目途も出てまいりました。しかし、西八代縦貫道の三沢市之瀬間については、まだ動き出しがございません。このことにつきましては、今後も県に対して、あるいは国に対して強力に要請をしまいたらなければならないというような気持ちで、いっぱいでございます。

その2番目には、心豊かで元気な町をつくりますという欄がございまして、その中では身延生き生き運動でございます。

1つは体、あるいは心の健康を維持していきますということを申し上げました。これらにつきましては、徐々に軽スポーツ大会等の参加を見ますと、おおぜいの皆さんが参加をいただいている、大変ありがたく思っているところでございます。

さらに、その中に子どもたちの教育環境を充実していきたい、こういうことも約束しております。その中で町民の声や意見を聞きながら、適正規模の小中学校の自立の検討をしております。こういう約束をしたんですけれども、これらにつきましても、ご案内のとおり答申をいただいた中で、教育委員会の前期計画で、すでに4月1日からは学校の統合、あるいは来年度に向けてのお話もいただいているところでございます。

3つ目は安全・安心な身延づくり、こういう欄でございますが、その中では地震や台風等の対策として防災ヘリ、これらの関係をなんとかしなければならない。あるいは、もう1点は交通弱者対策として、お年寄りや子どもの足の確保をします。こういう約束をしております。これらにつきましては、ご案内のとおり、県ではドクターヘリの導入を検討していただいておりますし、足の確保につきましては、デマンド交通の充実等で、逐次進めさせていただいているところでございます。

その4番目につきましては、みんなでつくる みんなのふるさとでございます。

その中ではふるさと町民制度を導入し、多くの皆さんから意見やアイデアを聞く機会を設けます。こういう約束をしております。ふるさと町民制度につきましては、身延ふるさと便を観光センターと連携する中で、すでに発送をしております、比較的好評をいただいていると、こういうところでございます。また町民の皆さんと語る会、意見を聞きます、こういう部分につきましては、町長と語る会を実施させていただいているところでもございます。

最後の5番目ですけれども、現場第一主義の町政運営をというくくりの中で、公正・公平・公開はもちろん、現場第一主義の町政、役場内部の意識改革をより進めて、小さな役場 大きな仕事集団を目指します。そして、子どもや孫に借金のツケを残さないように、健全な財政の町にするように努力したい、こういう約束をしております。

役場内の意識改革、そして子どもや孫に借金を残さない。このことは、自主財源の非常に少ない自治体では仕事をすれば借金が残る、こういう面もございますので、大変、難しい分野でございます。それと同時に、前依田町長さんがお約束をしたことは当然のことですけれども、お金がかかっても実施をさせていただいたところでもございます。

さらに職員の意識改革の面で申し上げますと、職員が徹底して力を出し合うことによって、副町長を置かない、こういうことを定めて、副町長の経費を削減させていただいたところでもございます。

そして私、この5つの中でも分かりますとおり、お金がかかる部分については、これをやりますというような、お約束は極力しておりません。しかし、そうはいつでも町民の皆さんが生活基盤の整備の中で必要なことはやっていく、こういうことを実はお約束しておりますが、金のかかる分については、できる限り県や国をお願いをして、そして基盤整備をしていきたい、というような考えのもとに21年度も、職員とともども、なんとか県をお願いできる方法はないか、よく検討しなさいということで進めてまいったところですが、その表れが峡南橋かなというようにも思っています。

さらに町で施行できる業務につきましては、できる限り国や県の高率補助をいただきたい。このことも職員に徹底をしてきたところでもございますし、たまたま昨年は大変な、国でも不況でございましたから、第1次補正、さらには去る2月18日にご議決をいただきましたとおり、第2次補正も含めさせていただきまますと、職員の努力によって、6億円余の100%の補助というところの、真水の事業も実施することができたわけでございます。そして、2月18日にご議決をいただいた部分につきましては、もちろん町民の皆さんが絶対に必要だ、こういう部分を実施してまいりたいと思います。

そして、言葉が合っているかどうか知りませんが、ケチケチ行政を実施してまいりました。3月5日のあいさつの中でも申し上げましたとおり、地方債の残高も減らすことができましたし、また、たまたま、昨日だったかと思えますけども、新聞報道ですが、財政調整基金と減債基金のことが出ております。都道府県では、前年度に比べて18%減ってしまったよと。もう、なくなった都道府県もあるよというような報道がされたことはご案内のとおりですが、私ども身延町では、財政調整基金に逆に積み足すことができました。さらに財政基金についても追加をすることができ、これはケチケチ運動の賜物かなと思いますし、また国や県にお願いができたことの見返りかなとも思っているところでもございます。

次に22年度に向けてどうするのかと、こういう話でございますけれども、これらにつきましても開会時に申し上げましたとおり、また、ただいま私が申し上げましたように、町長選のときに町民の皆さんにお示しをいたしました、ローカルマニフェストの実現には最大の努力をしております。そして当然ですけども、前依田町長さんが町民の皆さんと交わされました約束についても、これを継続してまいります。こういうように申し上げて、具体的には過日の、私のあいさつの中でも申し上げました。まず、その中ですが、改革をまず、していかなければ、依然として改革をしていかなければならない。私ども職員がその先頭に立って、プロフェッショナルとして自負を持って、常に町民の皆さんの目線で行政ニーズを把握しながら、前例にこだわらない行政対応をしてまいります。職員全員一人ひとりが改革の担い手ですと、こういう再認識をして頑張っております。こういうふうに申し上げたところでもございます。

それから、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、監査委員さんからのご指摘を頂戴してい

ることも事実でございます。これらにつきましても、全体は申し上げませんが、すでに5年も経っているにもかかわらず、依然として旧町のものをそのまま持ち込んでいる部分が見受けられる。旧町の垣根を取り払って、そして頑張っていくように、こういう指摘もございません。1つの町になるべく、議会の皆さんも全町一区で、しかも皆さんが皆さんの意思で定数も減らしていただいた、こういうことを考え合わせるときに、私どもも一生懸命、このことについて頑張っていかなければならない、こういうように考えているところでもございます。

いくつか、来年度の予算にかかわらず大きなものを申し上げましたけども、これは時間の関係もございまして、ちょっと割愛をさせていただきますけれども、いずれにしても、この町の町政を担当していくのは、職員でございます。私は、その職員が町の財産だと考えています。形ある財産というのは、使いますと必ず、その価値は減少をしまわります。人間は日々研鑽を積むことによって、その価値は増えることがあっても減ることはないというように考えているところでもございます。

したがって、私は職員の意識改革になお一層努め、そして研鑽を積んで、町の発展は私ども職員が先頭に立ってやる。そして、また、その先頭の旗振りを私がやっていきたいなど、こういうようにも考えておりますので、ぜひ議員の皆さんのご支援・ご協力をお願い申し上げます。

先ほど、私が町や県にお願いしたいと言いましたが、できることは当然、私どもの町でやることは当然でございます。ぜひ、したがって、町や国や県にお願いをしなければ、いかんともしがたい分は、国や県にお願いをしまわります。皆さんもその節はまた、ご支援・ご協力を特におねがいしたいと思います。よろしくおねがいいたします。

○議長（望月広喜君）

日向君。

○9番議員（日向英明君）

ちょっと長くなって申し訳ないですけど、1点目の課長の答弁に対する再度の質問ですけど、常々、監査委員さんのほうから指摘事項の中で、町単独による補助団体、一昨年、私がちょっと調べたところによりますと、200。それは各課にわたりまして、総体で200有余の補助金、あるいは負担金の交付団体になります。中には、閉館というんですかね、規約さえないものについても、いわゆる町の補助金・交付金が働いている。また、すでに目的を果たして、とっくにやめてもいいようなところまで見受けられる。そういうところが監査委員さんの指摘事項の中に、私はあるんだと思っています。

ですから、こういうふうな、やはり当初予算の編成にあたっては、そういうところ、すでに目的を果たしているとか、あるいはきちっと、その補助金の交付要綱によって、町民が十分、利益を得られているかどうか。そのことを精査して、はじめて町の補助金が生きてくるし、また町民もそのことによって、精神と、あるいは体が健康になってくる。そういうものであるかと思えます。だから、そのへんは毎年毎年、監査委員さんの指摘事項を受けることなく、このへんは十分ご認識の上、次年度については、予算編成について留意していただきたいと思えます。

また一番最後の町長のことについて、再度お伺いしたいわけですけど、まだまだうちの町、地形的にはそれぞれ3町一緒になって、非常に山、あるいは川に隔てられた郷土的な、マイナスというんですかね、あんまり財政効率がよくないということは、もうすでに私たちも知って

いるわけですけど、ハード面、ソフト面、いろんな施策があろうかと思えます。その中で、今、町長がふれられた三沢市之瀬間、これは将来、うちの町にとって、学校の統廃合問題、あるいは商業圏、通勤圏、通学圏、いろいろな部分で、この三沢・市之瀬間のバイパスは大変重要な政治課題だと思っています。長いこと、旧下部町の時代からも、このことに大変、首長さん努力していただいたわけですけど、なかなか思うようにいかない。

というようなことで、やはりまだ、コンクリートから人へというようなことが、まだまだ本町の中では、コンクリートが必要な部分もあろうかと思えます。実は昨日、お隣の市川三郷町の葛籠沢というところで、私にお呼びがかかりまして、西八代縦貫道路のことについて、ちょっと話をさせていただきたいということで行って来ました。昨日です。

その中で、やはり市川三郷の人たちも、縦貫道路が、あそこの山田橋というんですかね、落居の、駅のちょっと行ったところで、広いところから急に、落居から六郷の宿中を通して、本町へ接続と。あそこが非常に狭い。その中で、三沢の奥沢というところですが、あそこにふれあいトンネルという立派なトンネルができて、ぜひ、その山田橋から奥沢のふれあいトンネルまで開通、いわゆる葛籠沢バイパス、仮称で言っているんですけど、そのへんも市川三郷の人たちが、その開通に向けて努力している。やはり私たちの町も、隣の町と呼応して、この西八代縦貫道を整備し、長年の宿題を町民のためにされたいいなと、そんなふうに思っていますので、もう1点、最後に町長にコンクリートから人、とりわけ、うちの長年の懸案である三沢市之瀬間のことについて、もしお答えができる部分がありましたら、答弁していただきたいと思えます。この2点について。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

2点について、お答えをします。

ただいま、補助金、その他について、目的をもう十分に達成した部分がある。あるいは費用対効果が、本当に町民に利益をもたらしているかどうか、その点もよく検討しながらやりなさいと、こういうことでございます。まさにそのとおりでございます。今後も議員さん等のお力をいただく中で、私どもだけで足りない部分は知恵を貸していただいて、もうここはいいと、あるいは皆さんの地域の中で、もう、ここはいいよと、あるいは皆さんの、議員という立場の中で、もうこれは廃止してもいいというような部分を、具体的に教えていただければありがたい、こういうようにも思います。そうすることが、町の発展につながっていくだろうと、こういうように思いますので、ひとつよろしく願いをしたいと思います。もちろん、私どもも十分に考えてさせていただくことは、当然のことでございます。

次に三沢市之瀬間のトンネル、バイパスといいますが、そのことについてですけども、これは本当に50年もの歴史がございます。大変、難しい、その間おおぜいの首長さん、あるいは議員の皆さん等のご尽力をいただいたことは、私も前の職場でも承知はしておりますけども、それがなんとしても、50年経って、まだ大きなものが出てこないという部分に、なんか問題があるような気がいたします。私は今度は逆に、私もお願いするほうでございますので、先ほど日向議員がおっしゃったように、大変な、あそこは厳しい道路でございますので、それは百も承知しておりますので、一生懸命頑張らせていただきたいなということは、先ほど申し上げましたとおりでございます。

あと山田橋から三沢のトンネルのほうは、もちろんこれを、全然、私どもが関係ないわけでもございませんし、そこもやっていただければと思いますけれども、そっちにまた手を付けられますと、うちのほうが遅れてしまうというような面もございますので、そこらへんも含めて検討をさせていただきたいなと、こういうように思います。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

ほかに質疑はございますか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ただいまの件に、ちょっと関連するんですが、下水道の特別会計で、下部下水道に関してですけれども、この間、お伺いしたところ、10月供用開始ということで、今のところ17世帯が接続を希望しているというふうなお話だったと思うんですが、これは下水道そのものが非常に金のかかる話で、大変な町の負担になっていると思うんですが、今後の下水道を敷設する計画、あるいはその浄化槽の、先ほど話も出ましたけども、浄化槽のほうでやっていくほうがいいのではないかと思われるような地域も当然あると思います。そのへんについて、町として今後どのように、この下水道に関して計画をお持ちなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池和希君）

それでは、お答えをいたします。

本町の下水道事業につきましては、生活排水処理計画の中で進められておるところでございますけれども、計画の中で身延処理区、それから下部処理区、これにつきましては、現在、進行中でありまして、特に質問の中で、下部地区につきましては一部の地域、補正のときも説明をいたしましたように、源泉館の周辺と梅乃屋の周辺ですか、埋設の部分で大変、複雑なものがたくさん入っている。東電からNTT、それから温泉、いろいろなものが入ってしまっていて、その分につきましては、まだ22年度の事業として残されているわけですが、それ以外につきましては、管渠につきましてはすべて完成をしまして、これから特に下部地区につきましては、真空弁の設置がそれぞれ、環境が非常に狭いところでありまして、自然流水ができないというところがたくさんありますので、その設置も含めまして、これから進めるわけですが、管渠につきましてはすべて完了をし、今年の10月には供用開始を予定しているところでございます。下部地区につきましては温泉、湯町につきましては、認定を受けての事業がされているわけですが、認定以外につきましては合併浄化槽、あるいは市町村型の10基そろったところでの事業、このへんがあるわけですが、特にこれから計画の中で、当初予算にもお願いしてあるわけですが、計画の見直しを22年度に計画し、今、計画されております計画の中で、集合処理でいこうという常葉地区、あるいは久那土地区、身延地区につきましては下山地区、この3地区が今の計画では集合処理でいこうというふうな形になっているわけですが、この計画からもう何年も経過する中で、この今の計画が完全にまだ完成しないというようなことで、いろいろな条件が変わってきておりますので、その計画を今回、見直しをし、集合処理の認可を受けるなのか、認可を受けてしまうと、そこには合併浄化槽の補助金も出ない

わけですが、認可を受けるまでにどのような、本町の下水道事業がこの繰出金を絡めまして、どれだけのボリュームになるかというふうな、これからの計画の見直しをする中で、合併浄化槽、あるいは市町村型浄化槽の推進をしていったほうがいいではないかということになるかは分かりませんが、とりあえず見直しをしながら、本町の下水道事業を推進していきたいというふうな形で考えているところであります。

○議長（望月広喜君）

他に質疑はありますか。

草間君。

○10番議員（草間天君）

繰入金、湯町開発基金繰入金が前年度は651万円で、本年度は4千万円に増額となっておりますが、この用途の説明をお願いします。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

この湯町開発基金の繰入金でございますけれども、温泉の影響調査につきまして、毎年、源泉の調査につきまして、使われておりました。前年度の651万円というのは、その財源に充てるための繰り入れということになります。

今回、湯町の簡易水道等の事業を実施しておりますところでございますけれども、その事業に対しまして、温泉街ということで、かかる部分につきまして、湯町の開発基金を4千万円取り崩して使わせていただくということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

下水道には使われないのでしょうか。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

この予算では、湯町の簡易水道の繰出金に充当しております。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

それと、もう1点。31ページの委託料、地域情報通信施設整備運営事業、1億5,692万6千円の内訳をお伺いします。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

この地域情報通信施設整備運営事業の1億5,692万6千円でございますけれども、これにつきましては、CATVケーブル等の張り替え等の建設事業に1億4,637万円。それから9月までの指定管理料、それから9月以降の維持管理に関する部分の委託料といたしまして、予算計上をいたしまして、総額で1億5,692万6千円ということでございます。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

この情報システム、CATV、SCTのケーブルの撤去が含まれますか。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

光ケーブルの張り替えにつきましての、建設に関します1億4,637万円の委託料でございますので、それらも含まれた中だというふうに理解しております。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

今、学校とか公共施設の情報通信に対して、そのケーブルを使用していて、公共機関のところは張り替える必要がないのではないかと思われましても、その点についてはどうでしょうか。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（赤池義明君）

ただいまの質問は、情報関係の質問ということでございますので、政策室の担当ということで、今、下部地区につきましては、もともと開発センターに基地がありまして、そこから情報関係については、各小中学校等に、公共施設も含めて配信をさせていただいております。それらを、これまでアナログ波を、機械を入れて光のほうに変換をしているというふうな状況でございます。それを光ケーブルのほうに張り替えるということになりますと、テレビとの競合が果たしてできるのかというのが、私どもではそのへんの関係につきましては、情報的に入っていないという状況でございますが、いずれにいたしましても、情報関係につきましては各小中学校、公共施設につきまして、きちっと光を入れながら、スピードアップができるような形でやっていくという方向は、示してございます。よろしく申し上げます。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

簡単に聞きます。結局、学校と公共施設のものは張り替えないということですね。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（赤池義明君）

先ほど申し上げましたとおり、アナログの関係を光に変えるのに機器を入れるということで、そこでもって光ケーブルに対応できるような対応をするということを、今、考えております。

○議長（望月広喜君）

ほかにございますか。

望月明君。

○2番議員（望月明君）

22年度の一般会計当初予算について、お伺いします。

予算額が、90億1,080万円というようなことでございます。21年度は87億6,825万何がし、それから22年度は94億2,390万何がしということですが、本町の規模でいうと、当初予算の規模は60億円、70億円あたりが将来的には妥当だろうというような、そういう話を聞いておるわけですが、下がりかけている当初予算が、また今年度、2億5千万円弱ですけども、上がったということ。そして、資料として22年度の一般会計当初予算付属書というのが渡されているわけですけども、これを見ますと、昨年度に比較しまして、増えたところは扶助費2億3,500万円ぐらい。それから普通建設事業費が3億2千万円ぐらい。それから積立金、逆にこれは2億800万円何がし減っております。それから公債費が約1億円近く増えていると、こういうようなことを資料で見ることができます。

そのような中で、このようにやりくりが大変であるわけですけども、特に公債費等が増えているわけですけども、逆に積立金が減っていると、このへんが非常に心配といたしますか、私自身、素人のあれとしましても心配しているわけですけども、そのへんに関しまして、担当のほうから安心できるような説明をひとつ、よろしく願います。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

ただいまのご質問でございます。

本年度、前年度よりも予算規模が2億4,250数万円、多くなっております。これにつきましてはご説明をしたとおり、子ども手当等が増設をされたということで、これにつきましては、町が財源を出すわけではありませぬので、国が財源を出して、町が手当を出すということになりますので、実質は国の関係で、お金が増えたということになります。

それから建設費でも多少、増えているということでございますけども、これにつきましては、身延小学校の大規模改造ということで、予算が1,100万円ばかり増えてございます。これにつきましては、合併特例債を予定しておるところでございます。財源的にはですね。これも1億1千万円ぐらい、増えているというところでございます。

あと、公債費が増えているというようなご指摘でございました。これにつきましては、145ページのところでご説明をしたとおり、12款の公債費、145ページでございますけども、前年度に比較いたしまして、1億585万8千円、元金が公債費、増えておるわけでございますが、これにつきましては、通常の償還元金につきましては13億9,837万円でございます。残りの2億6,700万円につきましては、利率見直しによる繰上償還の費用でございます。ですから実質的には、ご心配をなされている公債費が増えているという部分の、通常の部分でいきますと、公債費は減っているということになりますので、ご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（望月広喜君）

他に質疑はございますか。

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

49ページの、高齢者福祉費の配食サービスの調理業務のことなんですけども、昨年から比べまして200万円ほど、この業務が減っていますけれども、これは先ほどの補正でも説明がありました。まとめて民間委託にするということで、200万円ほど減っているということが関係しているのではないかなというふうに思っているんですけども、この内訳と、それと、その民間委託はどこで決まったのかということ。それから町の担当として、ただ経費削減、もちろんコスト削減はやらなければいけない問題なんですけど、どこをどういうふうにもコストを削減するのか。では、コスト削減だからって民間委託でいいのかという問題もあると思うので、どういう思いで社協に委託をされているのか。社協は委託をされているにもかかわらず、また民間委託をするという、ちょっとおかしなことになっていると思うんですね。そういう意味では、200万円減った明細、そしてどこでそういうことが決まったのか。社協に委託しているのを委託でいいのかということで、質問します。

あと1点は、99ページの、先ほどおっしゃったように、身延小学校の大規模改修工事ということで1億1千万円、予算が盛っているんですけども、古くなっているのは分かるんですけども、豊岡小の子どもたちが来ても、広さ的にはそんな問題はないんじゃないか。耐震も問題ではないんじゃないか。そこで、なぜ今、1億1千万円の予算をかけて大改造しなければいけないのかということで、2点、質問したいと思います。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

社協からの再度の民間の委託の業者ですけども、日清医療食品株式会社というところに委託する予定であります。決定ですけども、これにつきましては、先ほどの予算の説明でもお答えしましたように、町と、それから社会福祉協議会と何回か協議する中で、本年度、このような形で経費の削減と、それから統一したメニューの配食サービスを提供したいということの中で、このような決定をさせていただきました。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

99ページの中ほどの、15節の工事請負費の内容をご説明させていただきます。

現在の身延小学校の校舎につきましては、昭和54年3月に竣工いたしました。以来、非常に大規模な改修等は実施しておりません。一部、特別教室棟の屋根の工事なんかは行ったんですが、大規模に行った経過はありませんので、町内でも最も古い校舎の1つでございます。そうした状況の中で、教室の床も凹凸とか、デコボコが出てきているような状況があったり、あるいは水道の配管が非常に、当時、鉄製のものございまして、中が錆びてきまして、赤水が出てしまうというような状況がございました。また、教室棟のほうでも雨漏りが一部するとか、いろいろな部分で不具合が出てきております。そうした中で、今回、来年度、ある程度、大規模な改修をしようという考え方であります。

内容といたしましては、屋根の防水工事であるとか内装の工事、申し上げました水道管の敷設替えの工事、あるいは灯油缶も腐食しまして、灯油が漏れるというような状況も出ておりま

して、それらの工事、あとエアコンの設置工事、これらを主な内容といたしまして、来年度、実施する予定でございます。夏休み等を重点的に工事ができるような形の中で、工程を考えていきたいと、このように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

いくつか答弁漏れがあったんですけど、1点目、配食サービスのことについては、担当はどいういう思いで、配食を社協に委託したのか。お年寄りの皆さんは、本当に配食サービスを楽しみにしているんですね。お弁当を持って行ったら、これで生きられるとおっしゃった、お年寄りの方の声も聞いております。本当にそういう思いで食べること、食につながるということのは、それを楽しみにしているお年寄りの思いをやっぱり、町としてきちんとやらなければいけないということで、配食サービスをやったと思うんです。それを社協に委託して、それを社協の職員が一生懸命、今までやってくれたと思うんですね。それをまた、民間に委託をする。そういうことを考えたときに、本当にそういうお年寄りの思いとか、それから町内業者、今まで仕入れていた町内業者が、その仕入れが全部なくなるとか、それから雇用の問題とか、そういうこともきちんと話をして、そういう方たちとも十分な話し合いの上になったのか、どうなのかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから身延小学校の改造ということで、床の凹凸とか赤水とか雨漏りとか、こんなのは今、始まったことでなければ、もっと早くに子どもたちのために解消すべき問題だったのではないですかね。雨漏りがしたら、その都度、直すというようなことをして、今まで、身延小学校の子どもたちがずっと我慢してきたのかなと思うと、やっぱり子どもたちのことを第一に考える教育委員会としては、まずかったのではないかなと。こういうのは、やっぱり、下山中学校のときもそうでしたけども、子どもたちの教育条件を整えるというのが仕事ですので、早急に、こういうことがあったら対応を、毎年、予算を盛っているわけですから、対応をしていただきたかったなと。それがなぜ、できなかったんでしょうか。これをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

配食サービスのことについて、お答えいたします。

配食サービスにつきましては、先ほども申し上げましたように、それぞれ調理場が違っておりましたので、配食のメニューも異なっております。そのような中で、統一された食事を提供したい。あるいはまた、今回におきましては刻み食とか、ある程度のそのような病食的なものも対応できるということで、利用者のニーズに応えていきたいという中で、今回、このようなことにさせていただいた経過でございます。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

議員おっしゃるような状況がございます。その中でも対応できる部分につきましては、今ま

で努力してまいったわけでございますけれども、やはりすべてに対応するという部分が大変、難しいような状況もあったわけでございます。水道の問題につきましては、前からの課題としてあったわけでございますけれども、これにつきましては、学校のほうの対応で、水を数分間出して、赤水を払って、子どもに使ってもらうような対応をしてきたとか、そういったご負担を掛けた部分もありますけれども、水道を全部改修するというような状況になりますと、非常に多額なお金もかかりますし、校舎が老朽化しているというような状況があったものですから、これはやはり、校舎の改修と合わせて、そういった配管工事もすべきだろうというような判断の中で今日に至ったということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

配食サービスの件については、その配食サービス、今まで各町でやっていたのは、当然、いろいろ違いがあるのは当然ですよ。だから、いろいろ考えているんでしょうけれども、ただ、先ほど地域の皆さんの利用者のニーズとおっしゃったけども、その配食サービスについては、本当にさまざまな形態で、それを1つにまとめることが、本当にいいのかどうかという問題もあると思うんです。例えば、身延の方たちは夕食ですよ。夕食で、ずっと今まで、長いことやっていた方たちが、では1つにまとめてお昼にという問題も出てくるではないですか。けども、その地域地域で、その皆さんがこれでいいというものは、それでいいんじゃないかと、私は思うんです。

配食サービスにしたって、下部のデイの利用者は麦ご飯が好きだとか、中富の人たちは麦ご飯があんまり好きではないとか、やっぱり、その方たちの本当のニーズを聞きながら検討するのは、もちろん必要だと思います。だけれども、やっぱり経費削減ということで一緒にたにして、民間に委託をするというやり方は経費削減、どこか違うところの経費削減だったら分かるんだけど、根本のこういう問題を民間に投げ捨てるというやり方は、どうなのかなというふうに思うんです。いくら、ここでお金が多少浮いたとしても、本当にそれが住民の皆さんに喜ばれる施策なのかどうかということが大切で、この配食サービスについては、まだまだ検討しなければいけない課題が、いっぱいあると思うんです。それを放っておいて、ただまとめて民間委託にするというやり方は、私は納得がいかない問題です。

それは課長に、もう1回、どういう思いで、社協に委託しているのを今度は民間に委託する、社協がトンネルみたいになってしまっていますけれども、それは本当にそれでいいのかという問題と、それから町長は、今、地元の商店の方たち、本当に長引く不況やら、大型店の進出やらで苦しい経営をされているのは、誰も分かっていることです。そういう地域の商店の方たちから、食材納入というのを取り上げてしまうことは、町がやるべきことではないんじゃないか。かえって、今、大変な不況だからこそ、町が後押しをするということでないと、私はおかしいと思うんですけれども、その点について、町長はこの問題を詳細に知っていたのか、どういふふうにお考えなのか、2点伺いたいと思います。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

ただいまの質問にお答えいたします。

この問題につきましては、社会福祉協議会と福祉保健課の、町のほうで何回か検討する中で、町から社協のほうに委託して事業を実施していただいているわけなんですけども、下部地区につきましても、生きがいデイサービスの厨房で作っているわけなんですけども、やはり小規模で行っておりまして、調理員の代替問題、確保の問題、あるいは材料の調達の問題等でロスが出るとか、そんなふうな問題ももろもろありまして、いろいろ検討した結果、今回、委託ですけども、先ほど言った民間会社のほうに調理員の人材の派遣という部分を委託して、あそこの調理場を、施設を使って運営していくと、このように考えております。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

お答えいたします。

町長は知っていたか、当然でございます。予算へ計上してある以上、町長は100%、承知して出しております。

以上でございます。

どう考えているかにつきましては、先ほど21年度の補正の中で、課長が説明をしたとおりでございます。したがって、もう1点、申し上げますと、当然のことですけども、町でやる事業については、同一のサービスをする。このことは当然だろうと、そういうようにも考えているところでございます。

したがって、今まで飯富病院でやっている、あるいは中富のすこやかセンターでやっている、下部でやっている、そしてそれぞれのメニューが違いますので、それが本当にいいのだろうかという部分も十二分に検討させていただく中で、さらに監査委員さんの指導の中でも、町民の皆さんに、本当にサービスは平等に下さいという等々も考えながら、やったところでございます。

○議長（望月広喜君）

ほかに。

野島俊博君。

○1番議員（野島俊博君）

大変、単純な質問で申し訳ございませんけども、ちょっとお伺いいたします。

87ページです。2目19節急傾斜地崩壊対策費ということがありますが、この中に急傾斜地崩壊対策事業ということで、9カ所ということがございますけども、この9カ所の地名とか分かりましたら、ひとつお願いしたいと思いますけども、よろしくお伺いいたします。

○議長（望月広喜君）

建設課公共土木主幹。

○建設課公共土木主幹（藤田政士君）

それでは急傾斜地崩壊対策事業の個所について、お答えをします。

9カ所でございますけども、下部の長塩、大曽里地区。それから下部の上之平地区、それから中富の静川小学校の裏、向坂地区。それから身延にいきまして角打の荒田地区、それからもう1カ所、角打地区という個所。それから身延の門野地区、それから大島の馬込地区。それから塩之沢の榎島地区、それから門内の西谷地区、以上の9カ所の地区でございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

野島君。

○1番議員（野島俊博君）

大変、親切なご説明をありがとうございました。こういうふうに、ちょっとした親切をいただきますと、われわれみたいな新米は、そこへ行って、また確認をして勉強ができるということで、本当にありがとうございました。以後もどうかよろしくひとつ、こういうことをお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

私、本当は学校のことやなんかを聞きたいんですけど、教育厚生常任委員会に所属しておりますので、そちらのほうで聞きたいと思います。

148ページの、特別職という表をいただきました。昨日、訂正があったようですが、ここのその他特別職というのが152名増加しています。報酬で740万円。これについて、どういう特別職が増えたのかということと、それからその次の149ページに、一般職の職員数がございます。前年度196名が185名で11名減ということですが、今年度の採用予定人員、当然、もう採用は済んでいるはずなんですが、採用された人数は何人かということをお伺いします。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは148ページの、その他の特別職の内訳をお答えいたします。

ここには報酬で支払っている各報酬委員さん、例えば消防の関係の報酬職務とか、それから・・・そうです、土地利用審議員さんとか、地域審議員さんとか、報酬で支払っている方々。それから学校の校医、嘱託医の方等々、あるいは公民館の関係の主事館長とか、そういう方、全部含めて、1,500何がしという数字になります。選挙管理委員さんとか、そういう部分も含まれております。

今回、増えている部分につきましては、特に選挙の委員さん、立会人さん等が、前年度も2つございましたけども、町会議員選でございました。今回は知事選ということで、それらの人数が増えているのと、それから国勢調査の調査員の方、指導員の方、それを皆さん、報酬でお支払いします。この人たちのカウントがございまして、増につながっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

平成22年度の新採用職員は4名です。

以上です。

○議長（望月広喜君）

他に質疑はございますか。

草間君。

○10番議員（草間天君）

21ページの農村連絡施設整備基金繰入金、今年度で民間に移りまして、そして基金が2億3千万円ぐらいあると聞いていますけど、その基金を1億5千万円の差額ですか、2億3千万円からの。それを町民に還元する考えがあるのかどうか。それから、ほかに何か用途することがあるのかどうか、お伺いします。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

農村連絡施設等整備基金の繰入金でございます。基金自体は、まだございますけれども、これから毎年、平成32年まで維持管理費を納めていかなければなりません。それぞれ、来年度は851万円というふうな形で、維持管理の委託料を毎年払わなければなりませんので、それらにこの基金を充当させていく予定になっておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

32年までという話ですけども、それは約束か何かがなされているのでしょうか。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

業者と指定管理料で契約してございます。よろしく申し上げます。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

32年以降は料金が高くなるということで、そういう考えでよろしいでしょうか。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

契約期間が32年ですので、32年まで支払うということでございますけども、その後につきましては、今の段階では料金が高くなるか、低くなるかはまだ分かっておりませんので、よろしく申し上げます。

○議長（望月広喜君）

伊藤文雄君。

○15番議員（伊藤文雄君）

先ほど渡辺議員からの質問の関連でございますが、99ページの身延小学校大規模改造の件でございますが、この工事内容について、もう少し詳細に説明をしていただきたいと思います。

もう1点、125ページに中央公民館新築工事の、ここに設計業務等々の金額が約1,300万円ぐらい出ているわけでございますが、その場所やら、新築の予定やら、もう少し詳細にお願いしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

主な工事について、ご説明させていただきます。

まず、教室棟の屋根の改修工事を行います。特別教室棟につきましては、昨年度、すでに実施済みでございますので、教室棟を行います。それから外壁、非常に塗装も剥げたり、あるいは小さいクラックが入っている、そういった状況がありますので、その外壁の改修工事を行います。

それから内装の工事を行います。これにつきましては、先ほど言いましたように床がデコボコしているとか、そういった状況もございますので、内装の工事を行います。それから先ほど申し上げました、水道管の布設替え工事を行います。赤水が出ているというような状況がございますので、水道管を布設替えする工事を行います。それから、エアコンのクーラーですね。エアコンの設置工事を行います。これは各教室にも設置する予定としております。

それから現在、各教室に暖房用の灯油を送る配管があるんでございますけども、やはり地中部の配管が腐食しまして油漏れがあったということで、これにつきましても、今回併せて灯油の配管の布設替え、これを行います。

主な内容といたしましては、以上のような内容でございます。

○議長（望月広喜君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

それでは、お答えいたします。

公民館の建設工事ですけども、これは下部地区の元支所跡に身延町中央公民館として、建設予定でございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

伊藤君。

○15番議員（伊藤文雄君）

最初の1点目でございますが、大体いつごろの予定を組んでいるのか。また、授業には差し支えなくやれるのか、ちょっと伺います。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

お答えいたします。

現在、工事発注の準備としまして、実施設計書を作成しております。発注の時期につきましては、4月から5月、できるだけ早い段階で工事の発注をする予定としております。できるだけ夏休み期間中に、特に騒音とかホコリが出るような工事につきましては、重点的に作業を進めたいというふうに考えておまして、それでもやはり工期とすれば、夏休みだけでは間に合いません。そういった中で、できるだけ授業に支障がないような工夫をしながら進める予定でございますけども、10月中旬までには完成するだろうという見込みを立てているところでございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

松浦隆君。

○6番議員（松浦隆君）

今の校舎の改築のことで、1点だけ伺います。

その校舎そのもの構造は、現在の工事の予定、予算ですね、それに充てるような計画はありますか。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

耐震上に影響があるような躯体そのものを、今回の工事で改造するとか、そういったことはございません。

○議長（望月広喜君）

松浦隆君。

○6番議員（松浦隆君）

耐震そのものとかというのではなくて、校舎の、今の構造がありますよね、建物。それを直すとか付け加えるとか、そういうことは。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

失礼しました。面積を増やすとか、そういった部分はありません。あくまでも、今ある校舎を改造するという考え方でございます。

○議長（望月広喜君）

他に質疑はございますか。

望月寛君。

○7番議員（望月寛君）

61ページの民間保育所について、お伺いします。

相当の金額を出しているんですが、ただ委託料ということで出しております。どこへどのように使うのか、明細に説明をお願いします。

○議長（望月広喜君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲葉義仁君）

質問にお答えします。

下山立正保育園3, 859万2千円、大野山保育園7, 433万1千円、市川のひまわり保育園131万9千円、市川三郷の定林寺立正保育園2, 080万円、市川保育所119万5千円、山保へき地保育所120万1千円、市川南保育所61万2千円、計1億3, 855万円でございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

川口福三君。

○12番議員（川口福三君）

22年度一般会計予算について、何点かについてお伺いいたします。

まず67ページの13節の委託料、地域のエネルギー策定事業651万円ですか、この点。それから同じ67ページの16節の原材料費で、ゴミの収集個所の4カ所ですね。続いて84ページの15節、トイレの関係が出ておりますが、このトイレと併せて、以前、本栖湖のトイレ、夏場、非常に暑くて入れないというような状況で、通風孔を付けたらどうかという提案を申し上げたんですが、そのへんがどうなっているか。それから67ページの補助金の関係ですが、富士川漁協の下部と身延へ33万円出ておりますが、この補助金の関係。それから祭りの関係ですね、下部地区、身延地区においては、かなり各祭りに補助金が出ています。旧中富においては、合併前に、いわゆる合併を控えて、経費を削減しようということから、長年行われておりました富士川まつりも結局、廃止になったと。だけど最近になって、町民から、やはり富士川まつりを復活させてほしいなという意見も多々聞きます。ですから、今回の予算編成の中には含まれておりませんが、そういった点もお考えの上、今後のこうした補助金の選定にあたってほしいと。それから最後に、108ページの遠距離の通学に対する補助金31万8千円。この遠距離とは、どの程度の距離をいって、どこの地域の子どもたちが含まれるのか。以上の点について、お伺いします。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池和希君）

それでは、お答えいたします。

質問の地域新エネルギー省エネルギービジョン策定業務ということでありまして、この事業につきましては、現在、エネルギーとして、石油とか石炭、化石燃料とっておりますけれども、それが使われておまして、特にCO₂の排出が多い、環境面で多いということで、世界中でこれに代わるエネルギーをということで、検討がされておるところでありまして、太陽光あるいは水、それから木質、廃食油、これらの新しいエネルギーとして検討がされているところでありまして、すでに実施がされている部分もあるわけですが、本町におきまして、環境問題を考える中で、これらのビジョンとして策定をし、今後の町の環境問題に役立てていこうということで、このビジョンにつきましては、地域と行政と事業者、3体が一体になりまして、この計画を策定していくわけでありまして、具体的にでは何をということで、町民からのアンケート、あるいは協力を求める中で、二酸化炭素の削減にはどうしたらいいかということで、地域ぐるみでの計画の取り組み等があるわけですが、そのへんを1つの計画として策定しておくことによりまして、今後、その新エネルギーの計画をされている町につきましては、補助金が受けられると。そんなふうなメリットがあるわけで、とりわけ、その計画を立てまして、具体的には、今、本町で何を考えているかということであるわけですが、今は、大きな取り組みはないわけですが、環境問題といたしまして、クリーン大作戦、あるいは緑のカーテン、あるいは菜の花の油田みのぶへの助成、それから町、環境、公共施設におきまして、いろいろな削減への取り組み、これらのものを参考に、今後、本町ではどのような新エネルギーとしての取り組みをしていくか、森林が多いので木質的な、バイオマスといいますが、ボイラーから木質のパレットへの切り替え、各ストーブの切り替え等々が考えられるわけですが、このへんが民間と行政と町民が策定委員というふうな形で、一応、15人を計画

しているわけですが、この15人が今後の計画を立てて、本町のやるべき姿といえますか、町民の協力をどのようにして得ていくかということで、策定していく計画を今回、立てていく。これにつきましては、100%の補助金でありますから、立てておいて、次の事業に補助金をもらうというふうなメリットがありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

原材料支給の、ゴミの収集、設置事業の原材料でありますけども、4カ所の予算計上でありまして、特に場所はまだ決まっておられませんけど、当面、4カ所の予算措置をしながら、補助金、原材料支給をしていきたい。1カ所につきましては、一応、8万円が限度額というふうなことで計上させていただいております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

観光課長。

○観光課長（熊谷文彦君）

先ほどの質問の中で、お祭り、イベントの関係で、ちょっと答弁させていただきますが、合併当時、旧町によって補助金の金額もだいぶ大きい金額で、ばらばらになっておりました。17年からということで、イベントに対しては、今、実施している、要望されている場所を上限100万円に、年々抑えております。そんなことで、例えばヤマメまつりに対しても17年度は150万円でありましたが、現在100万円まで落としています。それから下部温泉まつりに対しても、250万円ぐらいの補助金を出していたんですけども、本年度130万円ですけど、来年、再来年度ぐらいで、毎年少しずつ落として、100万円ぐらいに落としたいと思っております。それから入山行列前夜祭の関係、それから一色ホテルの関係も、実績、いろいろ内容を見ながら、ホテルまつりは80万円まで落としてありますが、上限100万円ぐらいまでは落とす計画で実施しております。

それから、もう1点。本栖湖のトイレの通風についてですが、ちょっと、私、その内容を聞いておりませんでしたので、ちょっと調べて、またのちほど答弁させていただきます。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

遠距離通学費について、ご説明させていただきたいと思ひます。

一応、距離につきましては小学校で4キロ、中学校で6キロという形になっています。現在、古閑地区からの児童生徒の輸送、久那土小ですね。それから中富地区の関係なんですけれども、これは西嶋、曙、八日市場より南側の地域の生徒の輸送。それから帯金、八木沢、和田、大島地区の児童の大河内小学校への輸送でございます。ただ、学校の統廃合にかかる、そういった条件で運行しているものもございまして、ちょっと距離的にはバラツキがございまして。

以上です。

○議長（望月広喜君）

産業課長。

○産業課長（串松文雄君）

76ページの補助金、富士川漁協の補助金、下部第1支部、第2支部、中富支部となっております。予算計上額が33万円となっておりますが、このうち下部第1、第2支部に関しましては、ヤマメの里振興センターの建設、運営および下流に対する影響に同意するために、昭和

59年に、旧下部町のときに取り交わした覚え書でございます。それによりまして、育成費として第1、第2支部に30万円。そして中富支部につきましては、助成金として3万円を交付する内容でございます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

川口君。

○12番議員（川口福三君）

最初の新エネルギー対策事業651万円。これはよその町等においては、一般家庭の太陽光発電設置の場合の補助金等もされておられる市町村がございます。そういったほうへ活用できるかどうか。

それから、もう1点は、この富士川漁協の補助金の問題ですが、当時、旧中富町は7万円の、町から補助をいただいております。先ほども申し上げますように、合併を控えて、できるだけ、こういった補助金の削減をとということで、3万円になったという経緯です。

今、お聞きしたところ、59年ですか、これは下部町と、それから下部の第1支部、第2支部で取り交わされた書類が、新町になってもそのまま生かされている。だけど、あらゆる行政面において、旧町時代のものをそのまま残すということは、やはりいかながなものかなと。やはり新しい町として、こういった問題も当然、対応すべきではなからうかと私は考えます。

今後においても、やはりそういった面を十分、検討された上で、こういった補助金、もしくは使途については、できるだけ削減に努めてほしいと、このように願って質問を終わります。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池和希君）

お答えをいたします。

地域新エネルギー省エネルギービジョン策定業務ということで、一般家庭の太陽光発電の補助金はどうかということでありまして、策定委員の中で具体的に計画が明記されて決まってくると思いますので、対象にはなりません。

以上です。

○議長（望月広喜君）

議事の途中ではありますが、もう12時20分というような、時間が経過しておりますので、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は1時30分といたします。よろしくお願ひいたします。

休憩 午後12時20分

再開 午後 1時30分

○議長（望月広喜君）

休憩前に引き続き、再開をいたします。

議案第24号について、引き続き質疑を行います。

最初に、先ほど川口議員から本栖湖のトイレについての関係で質疑がございました。

観光課長。

○観光課長（熊谷文彦君）

先ほどは、すみませんでした。

ちょっと担当に確認したところ、昨年、その話を聞きまして、専門業者に相談をしましたところ、今現在、換気扇が1つ付いております。そして冬場は、やっぱり高冷地ということで、だいぶ寒くなるので、今現在、水を冬場は出しっ放しとなっております関係で、もう1つ、換気扇を付ける相談をしたんですけど、これ以上、中を冷やすと、冬期の凍結がこれ以上進むと、あまりうまくないということで、実際に具体的な対応はしておりません。

以上です。

○議長（望月広喜君）

川口君。

○12番議員（川口福三君）

今のお答えですと、換気扇を付けたということで、とにかく換気扇より、ちょうど屋根のへりですか、あそこへ小さな窓を付けて、夏場に空けるような形さえとれば、十分だと思うんですよ。とにかく、あそこは夏場の観光シーズンが多いわけですね。冬ももちろん、写真や何かを取りに来て、おおぜい、あそこにもカメラを構えているんですが、夏、私もちょうど通って、たまたま暑い日だったからかもしれません、もうおしっこならともかく、大便是もう本当に汗びっしょりですよ。蒸し風呂に入ったような状態で、トイレへ寄ったんですが、そのときに思ったんです。天井に小窓でも出ている、夏場とにかく開けっ放しにしておけば、暖かい空気が外へ抜けるかなと思ったんですが、換気扇より、むしろ改良するんでしたら、小窓を付けて、夏場はとにかく開けられるような方向にしたほうがよろしいかと思います。

以上です。

○議長（望月広喜君）

観光課長。

○観光課長（熊谷文彦君）

それではまた、専門業者と、そこらへんを換気扇ではなくて、窓という対応をしたいと思います。それから年間を通して、地元の人に清掃管理をお願いしているんですけど、今、毎日のように行ってもらっているんですけど、行くたびに全部開けっ放しで、それで換気はそのたびに通っているということですので、今後、また窓について検討させていただきます。

○議長（望月広喜君）

よろしゅうございますか。

（はい。の声）

ほかに質疑はございますか。

野島俊博君。

○1番議員（野島俊博君）

午前中の、先輩議員の関連質問をさせていただきます。

ページは125ページ、2目の13節、説明の項にあります中央公民館関係の業務委託ですけども、4行ございますけども、これらについて、終わった時点で建築となろうと思うんですけども、もしお分かりになれば、建築の予定等、その規模を教えてくださいたいと思いますけども。よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐野正美君）

お答えいたします。

委託料の、中央公民館の建築の関係ですけれども、本予算をご議決いただいたのちに、これはあくまでも基本設計の部分です。管理委託等の部分と併せまして、即入札契約という形になるうかと思えます。今年度については、来年度、建築予定ということで、それに向けまして、その内容等を地域住民、また公民館、使用していただいている方とキャッチボールをしながら、十分練っていきながら、今年度中に実施設計に向けて取り組んでいきたいということで、行っていききたいと思います。

以上です。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

議長、1議案について1回の質問ですね。1回しか許されていないわけですね。

○議長（望月広喜君）

はい。

○14番議員（穂坂英勝君）

ということで、何件かまとめて質問させていただきます。

まず、今年度当初予算編成の課程で、全般にわたりまして、90億円の当初予算を組まれたわけですが、小さな政府ということでご努力なされたということが、よく分かります。本当にご苦労さまでございました。

もちろん、つい先ほどの同僚議員の質問のように、3億円ばかり前年度より上がっているということは、当然、上がる要因がありまして上がっているものですから、そういう点はよく分かるんですけども、1つ、町長も行財政改革をトップに挙げていう立場で編成したとすれば、その改革の中身は、この予算書を見ると、なかなかよく理解できないものですから、その点で1点。

まず、僕らがとにかくいろいろな要因の中で、財政改革に向けて、本当に足腰の強い町をつくらうという思いを見るときに、数値で見ると、どういう形で見ると、まず経常経費負担比率がどうなったのかなど。これで、行革と財政のあり方の推移を手っ取り早く見ているんですが、そのへんがもちろん予算段階ですから計算できませんし、たぶんそこを見据えて策定して、どうだったんだろうなということでつくってきたという点で、昨年に比べ、その点はどういう数値、89.6ポイントだった記憶がございますけれども、今年度はどういう数値が予測されるのかを1点お聞きし、そして町債なんかについても、発行額がいろいろな理由で数値が、10%が14%になるうと思うんですけども、それらの要因を説明していただきたい。

それから、もう1つ。町長も常日頃、中部横断自動車道ができると町が活性化すると。そのための活性化インターをとということでご努力して、ほぼ町内2つが間違いないというふうな形でいわれております。そのとおりだろうと思えます。本当にご努力、ご苦労さまでございます。

そうした中で、ただ中部横断自動車道の活性化インターは、その地域の活性化のためにとい

う形で訴えてきているはずですし、そういうものが具体的に見えているようなものが、予算書の中では挙がっていない。中部横断自動車道がまだまだ具体化しないから、私どもが先進地を視察し、どういう方法で、この建設に向けての促進を図っているかと勉強をしに行ったとき、そちらの研修先の市町村では活性化インターというふうに、もう具体的に、ここにインターができれば、ここに病院を持ってきて、それからここにこういう道路を造って、ここをこういうふうにする、そういうものが具体的にありました。そこまではなかなか、わが町ではできませんけども、すでにこうしている段階では、そういうものが見えて、そういう計画を反映させるための予算が盛られていなければおかしいだろうかなというつもりで、予算書をずっとめくってみたんですけども、そのへんが見えていなかったものですから、そのへんは、今年度はどういう考えでやられていくのか、そのへんをお聞きしたいと思います。

3点目に、先ほど同僚議員から何回も出ましたように、補助金の見直し、やはり、これも小さな政府、小さな財政ということで減らさなければならぬということのご努力で、皆さんが何年かかけて、少しずつ減らしているということがよく見えて、皆さんも答弁に苦慮しているような面もあったように見受けられました。それはそのとおりだと思います。

しかし、補助金というのはそういうものではなくて、補助金を交付するか、補助金を出すときは必要性があって、過去、50万円なら50万円、この団体にやるよという必要性があってやって、もう何年も経ってきていると、それはもう過去には必要で、本当に大事な補助金だったけども、もう今の時点では見直されなければならないものがある。それから今までの補助金よりも、たくさん差し出さなければならないというものも、たくさんあるかと思います。そういう画一的にやるのではなくて、そういう形で削ったものがどれなのかを見られないという点がありまして、それは一言では答えられないかと思うけど、そういう考えでやって来られたかどうかということすら、私ども分からない。

例えばで申し上げますと、商工会に補助金を出しますよと。900万円盛られている、あるいは温泉会館に500万円盛られている。こういうものは、1つの団体ではありますけども、なぜ900万円なのか。その900万円がいい、悪いの前の話で、なぜ900万円なのか、なぜ500万円なのか。これは諸団体から要求があがってきて、出しているものなのか。町が政策的に考えて出しているのか。それが私どもに見えてこないものですから、それを当初予算の策定にあたっての根本的な考え方の中で、お答えをいただきたいと思います。

それから1回しかできないので、あと小さな問題を3点ほど質問させていただきます。

76ページの6款農林水産業費の3目の19節有害鳥獣防除施設資材補助金、あるいは79ページの農業振興費の中の8節、それぞれ獣害対策として810万円、650万円盛られております。獣害対策については本当に何人も何人も、一般質問でも、ここで町に訴えている議員さんがおりますし、私も過去何年も前に、そのことについては、ここでやらせていただきました。それで、それぞれの答弁があって、それぞれが一生懸命、取り組んでこられたことはよく承知しておりますが、今現在、住んでよし 訪ねてよしというまちづくりの中で、獣害のために山ビルがはびこる。このために住んでよしどころの話ではなくて、そこを通るのも大変だという状況の中で、町内どこへ行っても、私ども選挙をしても、そのことに集中して話が出ているという点から、ここに盛られている予算、この予算は本当に獣害対策として盛られているのか。ただ、町の中で、これだけの費用をかけてやれば、個体数が減って対策になるのかとも、よく考えてやられたのかどうかをお聞きしたい。

というのは、例えば質問のほうが長くなって申し訳ありませんけど、そこだけ、よくお聞き願いたいんですけども、獣害対策、個体数を減らさなければ解決する方法はない。防護柵をいくらつくってもどうしようもないと。町全体に防護柵をつくる以外には、方法がなくなってしまうような状況の中で、個体数を減らすとすると、例えば緊急雇用創出事業のようなときがあったときに、その中に、その対策に充てた市ですか、この間、テレビで放映されていましたけども、そこに銃を、その市はシカでしたけども、シカを大量に捕獲し、処理しながらやっているというのをやっていたと。そういうことをしない限りは、この獣害対策も思うようにいかないだろうと思うんですけども、この650万円、あるいは810万円はどういう施策をしようとして、予算計上をしてきているのか、これを聞きたいと思います。

それから、とても小さな金額ではございますけども、33ページの2款の総務費、4目企画費の中の19節に、静岡市交流事業負担金30万円とあります。たしか私の記憶では、昨年、静岡市に行って、静岡市は葵区が大々的に取り組んで、そこに補助金を500万円なりやって、葵区に主体にやらせている事業のようです。そこの交流で、今年度は身延だよというふうに聞いてきました。今年度、身延でやるとすれば、30万円の予算でできるのかと。おやっと思いました。その点について、1点お聞きします。

それから、とても小さな金額ではございますけど、92ページの9款の消防費の中に非常勤消防の団長交際費8万円が盛られています。もちろん非常勤消防には、本当に安全・安心のまちづくりのために、非常に努力をしていただいて、本当に頭の下がるところでございます。1つはボランティアのような形の中でございますけども、団長の交際費8万円というのは、どうして必要なのかなと思う点が1点ございます。

そして身延町の中に、交際費を使っている団体の長がどれだけあるのか。この予算書の中で探せといってもなかなかできないものですから、それをお聞きしたいと、そんなふうに思います。

いろいろごちゃごちゃ、小さい問題がたくさんありまして申し訳ございませんが、このことのご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは、ただいまのご質問の1点目の部分と3点目の補助金の見直しのことについて、ご答弁を申し上げます。

本町では、本年度90億円余の予算を計上してございますけども、経常収支比率、平成20年度の経常比率は84.5%でございます。実質公債比率が16.2%でございます。この数字につきましても、決算が出てこないと言算の段階では出てきません。経常収支比率につきましても、例えば、今年度は経済対策というような、大きな事業を取り入れたりした部分もございまして、予測ということでもなかなか難しい部分があります。また、実質公債費比率につきましても、起債を借りなければ下がっていくかということ、公債費は据え置き期間がございまして、3年、4年後から響いてくるということがございまして、大変、予測をするのに難しい部分があります。

ただ、われわれの目標としては、この数値を下げるのが、予算をつくり執行していくものの務めだと思っておりますので、できるだけ減らすよう、今後も努力していきますので、よろ

しくご協力をお願いしたいと思います。

それから補助金の見直しにつきましては、各担当課のほうで申請書、あるいは補助金の実績報告書等を吟味して、精査をしております。今後も要綱等を整備する中で、それらをふまえた中で、補助金も妥当な補助をしていくように、心がけていきたいということでございます。また、総額については、要綱等を整備して減らす努力をしてまいりたいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

中部横断自動車道の活性化インターの予算が見えてこないという質問だろうと思います。

ちょっと、私の説明が今まで不足していたのかなと思うんですが、活性化インターなるものは、基本的には市町村は1円もかかりません。したがって、今のところ計上してありませんし、今後、それに付随する道路等が出てきて、それが県でみていただけない部分が万が一あったときには、皆さんに予算をお願いして決裁をいただくということで、基本的には活性化インター、2カ所について、町でお金を出さなくても造っていただけると、こういう施設であることだけ、承知をしていただきたいと思います。

それから、先ほど財政課長が話しましたが、要するに当初の決定のあり方に、政策面では考えていないのかという話でございました。先ほどもお話を申し上げましたとおり、例えば、ふるさと宅急便につきましては、これは政策でございます。したがって、これらについて、商工会でもお願いしている面も当然あると、そのことも承知をいただければ、ありがたいと思います。

以上です。

○議長（望月広喜君）

産業課長。

○産業課長（串松文雄君）

先ほどの有害鳥獣関係についてでございますが、現在、町の中で、農業振興、それぞれの立場で努めさせていただいておりますが、その中でも今言われたような、高齢化による担い手不足、あるいは有害鳥獣による耕作の放棄ということで、耕作放棄地なんかも増えてきて、担当としても大変、苦慮しているところですけども、その中でも、昨年と同じような形の予算計上をさせていただいておりますが、有害鳥獣の防除資機材の補助金、あるいは有害鳥獣の捕獲の報償費、あるいは檻の購入とか、このようなものの組み合わせで、個体数を減らせるような方法でやっていきたいと思います。

このような中におきましても、町内に中富、あるいは身延、下部、それぞれの猟友会の皆さん方には本当に貴重な時間をお借りして、年間を通して、現在、駆除活動に努めていただいております。その中でも県とも協議する中で、個体数の減という、こういった目的での駆除活動のほうにも努めさせていただいております。ということで、町では引き続き、このような予算をうまく活用しながら、有害鳥獣対策には取り組んでいきたいと、このように考えておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

観光課長。

○観光課長（熊谷文彦君）

補助金の関係で商工会の関係と、あと観光協会の関係で、ちょっとお話しさせていただきます。

商工会の関係の、補助金の一般推進事業の補助金と運営費の補助金と2通りになっておりますが、やっぱり、この金額も合併時が1,500万円。また、国の補助金1,200万円の金額でありましたが、昨年は一般推進補助金が968万7千円。それから運用補助金が1千万円ということでしたが、今年度の予算要望に対して、商工会と話し合いの中で、少しは落としてもらいたいということで、昨年より金額はそんなに大きい金額ではないんですけど、950万円、また980万円まで、話し合いの中で落としていただく話をいたしました。それから観光協会の関係ですが、身延山の観光協会、下部の観光協会、2つあるんですが、これも合併時には身延山観光協会が225万円、それから下部の観光協会は415万円という金額になっておりました。やっぱり合併で、旧町という形ではなくて、やっぱり同じような形、金額に合わせたいということで、計画的に金額を、下部のほうを415万円から373万円、350万円というふうにだんだん落として、今年は250万円まで落ちたんですけど、来年度は身延山、また下部、同じ金額の225万円まで落として、再来年には200万円まで落とす計画です。

先ほどお祭り、イベントの関係は全部で100万円ということを行いました、観光協会のほうも限度200万円までは、計画的に落としたいという計画のもとに、順次、調整をしております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

政策室長。

○政策室長（赤池義明君）

静岡市との交流関係ですが、これは安倍峠を挟んで梅ヶ島地域ということで、葵区という非常に大きい区になるんですが、そのうちの梅ヶ島というところとの交流でございます。この件につきまして、30万円の金額で、本当に身延町でうてるのかという話ですが、これは市と町と両方で、お互いに実行委員会に金を、いわゆる補助金を出して、その中で運営をしていこうということで、そのへんにつきましては、静岡市のほうも応分の負担を出しますということで、今回、身延町で会場を設営してくれと、こういうことですから、この30万円だけすべてをやるというふうな状況ではございません。

ただ、これにつきましては、やはり予算の限度というものがございまして、将来につきましては、やはり、これらを少しPRなんかを入れながら、民間企業の協賛みたいなものにしていただければいいねという話の中で、今、話が進められていることは事実ですが、まだ具現化できるというふうな段階には至っていないので、今年は両市町からの助成金、負担金補助金という中で、わが町でうちたいと、こんなふうに考えております。これから、実行委員会を早急に開くということで、この予算が通らないと動けませんので、予算が通りましたら動きたいと、こんなふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

交際費について、お答えをします。

交際費につきましては、町長、議長、教育長、団長ということで交際費が出てございます。町長が150万円、議長が30万円、教育長が35万円、団長が8万円ということでございます。それぞれ予算を計上してございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

92ページ、9款1項1目の非常備消防費の10節交際費、団長交際費の8万円についての質問ですけど、身延町消防団777人の代表ということで、南部署管内の安協や防犯協会の意見交換会等の会費や峡南消防の関係や県の消防協会、それぞれ意見交換等に、会費等がありません。身延山の御年頭会もそうですけど、その場合は身延町消防団の代表ということで行ってもらいますので、交際費がふさわしいかと思ひまして、予算計上をさせていただいています。

○議長（望月広喜君）

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

それぞれ、ご答弁をいただきました。ありがとうございました。

補助金の関係ですけども、誤解のないように付け加えさせていただきます。私は減らしているからいいとか、減らさなければならぬという意味で申し上げたのではないことを、よくご理解の上のご答弁だと思いますけども、念を押してよろしく申し上げます。

もう使命が、その当初、10年前に補助金をやっていた。しかし、その団体、その分、補助金はやらなくてもいいんじゃないか、あるいは減らしてもいいんじゃないかということもたくさん、あるのではなからうかと。あるいは団体の中には、その事務局を町職員がもっているような団体への助成金、補助金もあろうかと思ひます。そういったところの見直しがなかなか難しいし、画一的ではない。新しく生まれたところには、補助金を出す必要があるところもあるかもしれませんし、減らさなければならぬところがある。一生懸命努力して、年次計画を立てて減らしているようですけど、そういう画一的に減らそうなんていう財政改革では、よくないと思つての質問でありましたから、そのへんのご認識をよろしくお願いいたします。

それから有害鳥獣の件でございますけども、これもなぜ、困りきって、努力をしているはずなんですけど、行革の中で、そこに専担職員を置いてもいいぐらいの、身延町の中の社会問題になっているぐらいの、困っているものではあることは皆さんもご承知だと思います。これから春先になって、山ビルが蔓延して、身延山を参拝するお客さんが、山ビルが落ちてこないところはどこだと、道の端を通ったんでは駄目だ、真ん中を歩け、傘を持って歩いたほうがいいよということが住んでよし 訪ねてよしという町ではありません。その対策がないわけです。対策があれば、訳なくやるんですけども、緊急雇用創出のそういったものを使った中で、先端にやる人、あるいは個体数を減らすために猟友会にお願いし、猟友会の方々が一生懸命やってくれたのを何度も見えていますし、よく承知しておりますけども、では、その人たちが集まって休む場所もつくって、金をかけてでも、それに取り組むほうの予算が必要ではなからうかということでございます。とにかく、いくつ減らしたよ、減ったよではなくて、猟友会の方の中に、では専担業務として、雇われているのでやっているという人があるか、ないか分かりません。

しかし、そういう考え方の中で、この鳥獣対策を取り組んでほしい。その中に予算が今言った810万円とか650万円の予算が、そういう方向の予算に使われたほうがいいのではなからうかなということで、申し上げました。これも誤解のように、よろしく願いいたします。

そのほか、ご答弁いただいた内容で納得です。ただ、誤解しないようにしていただきたいのは、交際費の件、過去はたしか、和紙の里のところの美術館の館長にも支給されておりました。それもご意見申し上げて、やめていただいたような経過もございまして、いろいろ工夫していただいていることはよく分かっておりますけども、どういうふうな感じでやられてきたのかというのをお聞きしたままで、不必要なものだと言ったわけではございませんものですから、誤解なさらぬようによろしく願いいたします。ご答弁はいりません。よろしく願いいたします。今後に反映していただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

答弁はいいですね。

（はい。の声）

他に質疑はございますか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第25号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

国民健康保険特別会計なんですけども、2月3日の山日に医療費抑制義務付けということで、国保財政の安定要求ということで、昨年に続いて今年も安定化を計画して、町村に指定をされたという記事が載っていて、昨年に続いて今年もなのかなということで、記事を見たんですけども、何人かの町民の方も大丈夫かと心配されている人もいらっしゃいました。私がいつも言っている、先ほどの配食サービスもそうなんですけども、やっぱりお年寄りの皆さんに、それから町民の皆さんに健康でいていただく、介護保険をなるべく使わないような元気でいただくためには、やっぱり予防ですね。これに力を入れていかないと、その分、医療費もかさむし、介護保険料もかさむということで、今までずっと、予防に力を入れてと言ってきた経過があるんですけども、それなりにご努力は、保健師さんたちが本当に一生懸命やっただいていただいているというのは理解しているんですけども、2年続いて、こういうふうな不名誉な指定を受けてしまったということで、今回のこの予算書を見たんですけども、やっぱり予防のところは、私はもうちょっと力を入れるべきではないかなと思ったんです。町としては、昨年に引き続いて、今年さらに1年やって駄目でしたので、さらになんか考えていらっしゃると思うんですけど、そのことについて、お聞きしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

国指定の関係ですが、医療費自体については、19年度、20年度に比較しますと、若干の下がりがありまして、国・県等の補助金には影響がない程度に下がっておりまして、予防についても保健師さんの努力の中で、上昇をしない対策として、保健事業も進めさせていただいて

おる状況にあります。やはり医療費が下がらないというのを、私たちも懸念はしているんですが、やはりレセプト等、点検をする中で、重複頻回の部分も保健師さんをお願いしまして、巡回をしていただいているという形で、かなり保健師さんたち、時間外もまわってくださるという形の中で、今現在に至っておりますので、よろしくお願いたします。

事業については、保健事業についても、皆さんにご努力していただく中で実施している状況です。

以上です。

○議長（望月広喜君）

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

予算を見ても、給付費は、今年は昨年に比べて少なく予算計上されているということで、なんだん、この数値には届かないまでも、少しずつ低くなっていっているとは思うんですね。だけでも、やっぱり2年続いてということですので、この前の新聞紙上では、南アルプス市で人間ドックを大幅に増やした、75歳までだったですかね、毎年受けられるように、住民の要望に応じて、要望に力を入れているという記事もありましたので、やっぱり今までの経過で、ご努力しているのは分かりますけども、もうちょっと抜本的に、どうしたら医療費がかからなくて済むのか、どういうふうに予防や検診に力を入れていったらいいのかということ、私はもっとももっと研究して実践をしていかないと、なかなか数値は達成できないんじゃないかなというふうに思っているんです。具体的に、では昨年とこういうふうに変ったというところを聞きたかったんですけど、それについてはいかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町民課長。

○町民課長（秋山和子君）

医療の問題については、昨年から急に変わるという問題ではなくて、南アルプス市さんは75歳までの人間ドックを実施されているということなんですが、身延町においては若年層、35歳から補助対象外ですが、単費事業として実施して、若いときから健康に留意をしていただくということで実施しているというのが、現実でございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

他に質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第26号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第27号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第28号について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

介護保険の特別会計なんですけども、本町のようにやっぱり高齢者が多いと、どうしても介護保険を利用する方が多くなってしまっている。ただ、介護保険料は取られているけれども、そのサービスがなかなか受けられない。例えば一人暮らし、高齢者の二人暮らしというときには老老介護で、どうしても施設に入らなければいけない状況になってしまっても、特養も待機者が多くて、3年間も待たないということ、なかなかすぐには、利用したくても利用できないという状況がありますよね。やっぱり、本町のようなところでは、国や県でもなかなか特養というのは、増設するというふうにはいかないみたいで、どうしても在宅で介護しなければいけないということになってしまっていると思うんですね。

そうしたら、やっぱり、在宅でどうしたら、最後まで在宅でいられるか、そういうふうな方法を考えていくしかないんじゃないかなと思うんですね。そういう意味で、本町独自の高齢化が厳しい本町独自の施策みたいなものがないと、なかなか施設にも入れない、そうかといって在宅でもみられないということになってしまうと思うんですね。そういう点を考えて、町はどういう方針で、この22年、やっていこうとなさっているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

平成22年度の身延町の介護保険特別会計の予算でございますけども、歳出の7ページを見ていただいてもお分かりのように、保険給付費が予算額の94.7%を占めている状況でございます。先ほど渡辺議員さんのほうから、国保の特別会計のほうでもお話がありましたように、5款の地域支援事業で、一層、今、言われたような介護予防に、これから平成22年、特に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

望月秀哉君。

○4番議員（望月秀哉君）

16ページ、最後のほうにあります13節委託料の友愛訪問のことについて、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

先日の説明でもありました地域住民グループ支援事業として、老人クラブに委託しているということなんですけども、その老人クラブの組織状況と、それから地域によっては老人クラブのない集落もあるんじゃないかと思いますが、そのへんの状況。

同時に、もう一つ、老人クラブがあっても、老人クラブに加入していない人があると思うんですが、そういう人たちに対する友愛訪問の実態はどうなっているか、そのへんをお伺いいたします。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

老人クラブの組織の状況につきましては、今、手元に資料を持っておりませんので、また、のちほどご説明させていただきたいと思っておりますけれども、この予算の計上をしてございます45万4千円の配分ですけれども、下部の老人クラブに10万円、中富の老人クラブに19万円、それから身延地区の老人クラブに16万円ということで、お願いしております。

それから集落によっては、老人クラブがないところがあるんですけども、この事業につきましては、これも社会福祉協議会のほうに委託しているところなんですけれども、このへんについても、社協と今、検討をさせていただいているところでもあります。やはり老人クラブのないところでも友愛訪問を希望しているご老人もあると聞いておりますので、この件につきましても社協と何回か検討しているんですけども、うまい回答を見出しておりませんので、またこのへんにつきましても、引き続き状況を見る中で検討してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（望月広喜君）

他にございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第29号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第30号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第31号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第32号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

先ほど下水道事業の将来的な計画について、お伺いしたんですけども、この間、たしか使用料及び手数料のところ、7ページのところで、下水道使用料の接続数をお聞きしたと思うんですけども、この数字が間違っていないかどうか、ちょっと確認します。中富が976世帯、帯金・塩之沢が165世帯、角打・丸滝が270世帯、身延下水道が120世帯、下部が13世帯というふうに伺ったように思うんですが、これらは接続が100%で、おそらく運用していくような計画ではないかと思うんですが、すべて100%に近いんでしょうか。それとも、まったくかけ離れた数字になっているのか、その点。それから、そういうことになると、将来の町

の負担が非常に大きくなると思うんですが、その点についてどのようにお考えかお伺いします。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池和希君）

それでは、お答えをいたします。

世帯数につきましては、先ほどのとおり、間違いございません。すでに接続が供用開始されて、1年、2年それぞれ経過をしている事業につきましては中富、それから帯金・塩之沢、角打・丸滝ということでございますけれども、身延につきましては、処理区の中で22年、23年の計画が、波木井がございまして、波木井地区が完成しますと、すべてが、処理区の中の事業が完成をするわけでありまして、今の一部供用開始がされております大野地区、あるいは身延地区、それから梅平地区、それぞれ接続の手続きを今、進行中でありまして、申請はいくつか出ているわけですが、なかなか宅内工事が進んでいないということで、これから100%に向けての努力はするわけでございますけれども、供用開始されても、その後、申請の手続き、あるいは宅内工事、接続まで時間がちょっとかかりますので、22年度の計画でありまして、とりわけ身延処理区につきましては120世帯でございます。これは、まだパーセントは低いわけでありまして、これからの接続に努力をさせていただきます。

下部につきましても、今年の22年の10月に供用開始されて、すぐ手続きをしていただけたところもあるわけですが、真空弁というものを付けなければ、なかなか接続には進んでいかないということで、まだ個人的な接続の工事といえますか、真空弁の設置工事が、下部につきましては50何世帯ですか、これから弁の設置の工事が行われるということで、10月以降、その完成に伴いまして手続きに入るわけですが、22年度につきましては、見込みとして13世帯というふうな数に、低い数になっているわけです。

以上です。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

私は昔、石和温泉に長く勤めていたんですが、石和でも下水道を引いたんですが、温泉旅館、あるいはホテルは非常に接続率が低くて、非常に町のほうでも苦労していたという経過があります。下部でもそういう接続をしないほうがということも結構あるんじゃないかなという懸念があるんですが、その点につきまして、できるだけ努力していただいて、接続を増やしていただく。

それからちょっと、先ほどの質問のお答えがなかったように思うんですが、手数料あるいは使用料で、この下水道が成り立っていくような計算になっているのかどうか、その点をお伺いします。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池和希君）

本来ですと、下水道事業は企業会計で、収入支出の、もちろんその計算の中で手数料等の金額もされているわけですが、本来ですと、使用料で調整をしながら、収入支出の調整をしていくと思うんですが、こういう地形的なもの、あるいは世帯が散乱しているといえます

か、金がかかる地形的なもの、そういうもので、結局、高い工事費に、すべて使用料に跳ね返るといことは不可能でありまして、一般会計のお助けをいただきながら運用をしていくということでございます。

○議長（望月広喜君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

というところを一番心配しているところなんです、今さらやったことをやめさせるというか、引き戻すというわけにもまいりませんので、今後いろんな形で、先ほど計画についてお伺いしましたけども、下水道がすべてではないということと考えていていただきたいということ、これは一応、下水道事業が終了するというか、今のような埋設を終了するのは、大体、何年ごろまでに終わるのか、その点についてお伺いします。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池和希君）

今の生活排水処理計画の中では、先ほど言いましたように、身延処理区と下部処理区が集合処理として工事をしております。それは、身延処理区につきましては、波木井地区が23年度には一応、完成するというので、身延処理区はすべて完成になります。それから下部地区につきましては、すでに浄化センターも完成しておりますし、管布設につきましても、一部の源泉館の周辺の、ちょっと複雑な管が布設されているところ以外は、すべて工事が完成しております。その複雑なところを、22年度で工事を完成したいと思います。それで22年の10月には、一応、下部は供用開始を予定しております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

日向英明君。

○9番議員（日向英明君）

今、同僚議員の主に関連することになるかと思いますが、ご存じのとおり身延町全体の、いわゆる下水道計画、あそこは都留市、下水道は国を滅ぼすというようなことで、大月市あるいは都留市については、そういうことで公共下水道よりは、むしろ合併浄化槽のほうが望ましいということで、従前あった、そういうふうな公共下水道の見直しが図られていることは、私も一般質問でした経緯がございます。

そんな中で、平成22年度、いわゆる常葉地区と、それから久那土地区は集中改革プランの中にも見直しの項目に載っておりますので、そのへんは町長の施策として、将来、常葉地区、あるいは久那土地区、過疎化に備えての、そういうような事業計画は、どういうふうなお考えがあるか、ご答弁を伺います。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池和希君）

今年度の予算でもお願いをしておりますように、生活排水処理計画の見直しを行います。その見直しの中には、いろいろな意見の中で、今後、本町の下水道事業をどう考えるかということで、このまま計画どおり、常葉地区、久那土地区、下山地区、この3地区が集合処理の計画

になっているわけですが、この計画どおり進むのがいいのか。あるいは今、言われたように合併処理浄化槽でいくのか。この認定を受けてしまうと、もう、その地区は合併浄化槽の設置をしても補助金はもらえないということになるし、3年間で接続もしなければならないというふうな、そういうふうな制約があります。そんな状況で、過疎的に人口の減っている地区につきましては、これからどのような、3種類あるわけです。戸別浄化槽、あるいは市町村型設置浄化槽、それから集合処理と3つの方法があるわけですが、どのような方法がいいか。今の計画では、集合処理が今言われたように、常葉、久那土、下山になっているわけですが、その3地区をこれからどのようにするか。まだ工事も、身延処理区もまだ、波木井もこれから2年かけて工事をする、そういうふうな状況の中で、先にもし、集合処理とすれば先にいく、その間、どのような対応をしなければならないか。早く結論を出して、集合処理はやめて、例えば戸別浄化槽、あるいは市町村型設置浄化槽にということになれば、その集落への取り組みが早めにはできないかなということ、早めに見直しを考えております。そんなことで、今年、その見直しを実施していきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（望月広喜君）

日向英明君。

○9番議員（日向英明君）

では集中改革プランの中で、22年度の見直しというのは、それに計画はされているわけですが、そうすると、もう、あと何カ月かすれば、22年度ですね。そうすると、当然、住民合意ということをしていかなければ、当初の計画が、例えば公共下水であるということでありますので、そのことはやはり住民合意の中で決定をされていかなければならないと思うんですよ。そうすると住民合意は、いつ、どのような形で進めていくかという計画はあるんですか。

○議長（望月広喜君）

環境下水道課長。

○環境下水道課長（赤池和希君）

具体的には、何年というふうな計画はされておられません。

○議長（望月広喜君）

他に質疑はございますか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第33号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第34号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

草間君。

○10番議員（草間天君）

34号について、お伺いします。

今年、2月にポンプが故障して、わりとスムーズに対応できたと思います。それでポンプが3年から5年という間に壊れる可能性があるという話だったんですけど、1年で壊れる可能性

もなきにしもあらずという感じで思うんですけど、もし、そのときの対応は、この修繕費で賄えるのかどうか、お伺いします。

○議長（望月広喜君）

下部支所長。

○下部支所長（小林英雄君）

今、議員さんがおっしゃるとおり、機械ものですので、いつ壊れるか分からないこともあるかと思いますが、ポンプについては今年度の当初で、スペアのポンプを調整させていただきました。今、そのポンプが入っております。それで引き上げたポンプを、早急にオーバーホールしまして、次に備えるというふうにするつもりでございます。また、そのときの予算につきましては、急なことでありますので、この間のような専決ということにならないとも限りません。それは本当に、機械の、急なことでありますので分かりませんが、今、使用料から維持費を引いた部分で積み立てもしておりますので、そういう積み立てのほうを充てさせていただいて、早急な修繕にそういう場合はかかりたいと思います。

以上です。

○議長（望月広喜君）

他に質疑はありますか。

（ な し ）

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第35号から議案第46号までの財産区特別会計予算については、一括質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第35号から議案第46号までは、一括質疑を行います。

質疑はございますか。

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

質疑に該当するかどうか、この35号からの財産区特別会計でございますけども、これは恩賜林保護財産区は、なんとなく、町が所有する財産になるのかなという感じがしないでもないですけど、ずっとある中の、まったく、町が関与する法律がどこにあるのか、ないのか分からないような財産区特別会計を持っているんですけど、これは何か理由があるのか。どうして、ここに特別会計として、この予算執行を町がしているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

議事の途中でございますが、暫時休憩いたします。

再開は2時50分といたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時50分

○議長（望月広喜君）

休憩前に引き続き、再開をいたします。

先ほどの議案第35号から第46号までの財産区特別会計の穂坂議員の質問に対して、総務課長。

○総務課長（広島法明君）

勉強不足で、すみません。

ちょっと、財産区の財務ということで規定されていますので、ちょっと朗読させていただきます。

財産区の財務については、地方自治法施行令第219条の5の規定により、原則として普通公共団体の財務に関する規定が準用され、財産区における会計はすべて予算を通して行われるべきであり、決算等についても市町村長に提出し、市町村長は監査委員の監査による意見を付けて、通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならないということで、この規定に基づいてということで、身延町の恩賜林県有財産保護財産区管理条例、また身延町財産区管理会条例に基づいてということで、町の特別会計のほうに載せていると思います。

○議長（望月広喜君）

よろしゅうございますか。

（はい。の声）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第47号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

請願第1号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

請願第2号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

請願第3号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（なし）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第3号、議案第4号について、1年間延長するもの。議案第5号については、労働基準法の一部改正によるもの。議案第7号については、施設を廃止するもの。議案第10号については、指定管理者を指定するもの。議案第11号から議案第14号までについては、富士川町の設置および自治センターを廃止するもの。議案第15号から議案第23号までの補正予算については、年度末の予算調整をするもの。議案第35号から議案第46号までについては、財産区当初予算は、法人格を持つ地方公共団体に属するためのもの。議案第47号については、町道路線を認定するためのものでありますので、以上31件につきましては委員会付託を省略

して、討論・採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、以上31件につきましては委員会付託を省略し、討論・採決を行うことに決定をいたしました。

日程第2 提出議案に対する討論を行います。

議案第3号について、討論を求めます。

討論はございますか。

(なし)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第4号について、討論を求めます。

討論はございますか。

(なし)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第5号について、討論を求めます。

討論はございますか。

(なし)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第7号について、討論を求めます。

討論はございますか。

(なし)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第10号について、討論を求めます。

討論はございますか。

(なし)

討論がないので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第11号から議案第14号までについては一括討論を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第11号から議案第14号については、一括討論を求めます。

討論はございますか。

(なし)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第15号について、討論を求めます。

討論はございますか。

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

議案第15号 平成21年度身延町一般会計補正予算

民生費、高齢者福祉について反対討論いたします。

配食サービスをまとめ、民間委託をするための予算です。私は昔、飯富病院で配食の調理の仕事に従事していた経験がありますが、お年寄りの方たちは食事をとること、献立の中身がなんなのか、非常に楽しみにしています。ですから、調理する者はどういう料理を出したら皆さんに喜んでもらえるか、常に考えて仕事に臨んでいるのです。民間に委託すれば、企業は採算がとれるかどうかを最優先するのではないのでしょうか。この民間委託は、お年寄りの楽しみを奪うことになるのではないのでしょうか。

第2に、地元業者への影響です。

大型店の進出による影響と長引く不況のもとで、商店街は非常に困難な経営を強いられています。学校給食や病院、福祉施設などへよい食材を提供したいと努力してきた地元業者の営業を守る後押しをするのも、行政として非常に大事な仕事だと思います。この問題は地元業者にとって、非常に大きな打撃だと思います。

第3に、働いている人たちの問題です。

ご承知のように、今の私たちを取り巻く雇用状況は劣悪です。これまで働いてきた人たち、飯富病院で配食に従事してきた人たちへの影響も心配です。これらの人たちとの十分な話し合いもされずに、ただ経費削減のため、安易に民間委託することは納得できません。

○議長（望月広喜君）

賛成者の討論はございますか。

穂坂英勝君。

○14番議員（穂坂英勝君）

賛成の立場で、討論をします。

ただいま反対者の意見からのみ、討論させていただきます。配食サービスという1点に絞って、その方法についての反対討論でございましたので、その点。

配食サービスの方法、やはり町内の1つのところということには、私は賛成いたします。ただ、その方法やなんかについては、議論を要するところがございます。たしかに合併前、各町がそれぞれの立場で、考え方もまったく異なってやってきたサービスでございます。ある1町はボランティアを使い、やってきた。ある1町は、ボランティアでもこういう団体。それをすべて、社協に丸投げしたところから、社協の中ではそれぞれのサービスの方法が違うのはまとめようと、単に思った。そこは賛成できませんけども、画一的とは申せず、町内に一定の税の公平さからも一定のサービスでやっていこう、そして効率のいい、できるだけ満足のいくようなサービスをしていこうという点では、今後、努力が必要だろうと思いますけど、この方法がよろしいかなと考えて、その点のみに賛成の討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

他に討論はございますか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第16号について、討論を求めます。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第17号について、討論を求めます。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第18号について、討論を求めます。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第19号について、討論を求めます。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第20号について、討論を求めます。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第21号について、討論を求めます。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第22号について、討論を求めます。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第23号について、討論を求めます。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第35号から議案第46号については一括討論を求めたいと思いますが、これにご異議
ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第35号から議案第46号までは、一括討論を求めます。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

議案第47号について、討論を求めます。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

日程第3 提出議案に対する採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第3号 身延町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第4号 身延町教育委員会教育長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第5号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第5号 身延町職員給与条例及び身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第7号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第7号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第10号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第10号 身延町勤労青年センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決決定をいたしました。

お諮りいたします。

議案第11号から議案第14号については一括採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第11号から議案第14号までについて、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、

議案第11号 富士川町の設置に伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の減少について

議案第12号 山梨県市町村自治センターの解散について

議案第13号 山梨県市町村自治センターの解散に伴う財産の処分について

議案第14号 富士川町の設置及び山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について

は、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第15号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数でございます。

よって、議案第15号 平成21年度身延町一般会計補正予算(第9号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第16号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第16号 平成21年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第17号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第17号 平成21年度身延町老人保健特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第18号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第18号 平成21年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第19号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第19号 平成21年度身延町介護保険特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第20号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第20号 平成21年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第21号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第21号 平成21年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第22号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第22号 平成21年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第5号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第23号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第23号 平成21年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算(第5号)については、原案のとおり可決決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第35号から議案第46号までについては一括採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第35号から議案第46号までについては、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、

議案第35号 平成22年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第36号 平成22年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第37号 平成22年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第38号 平成22年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第39号 平成22年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第40号 平成22年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第41号 平成22年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第42号 平成22年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算について

議案第43号 平成22年度身延町西嶋財産区特別会計予算について

議案第44号 平成22年度身延町曙財産区特別会計予算について

議案第45号 平成22年度身延町大河内地区財産区特別会計予算について

議案第46号 平成22年度身延町下山地区財産区特別会計予算について

は、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第47号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第47号 町道路線の認定については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第4 提出議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

お手元に配布した議案付託のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布した議案付託のとおり、各常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。

大変、ご苦労さまでした。

○議会事務局長(遠藤守君)

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時20分

平成 2 2 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 9 日

平成22年第1回身延町議会定例会(3日目)

平成22年3月9日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	野 島 俊 博	2番	望 月 明
3番	河 井 淳	4番	望 月 秀 哉
5番	芦 澤 健 拓	6番	松 浦 隆
7番	望 月 寛	8番	深 沢 脩 二
9番	日 向 英 明	10番	草 間 天
12番	川 口 福 三	13番	渡 辺 文 子
14番	穂 坂 英 勝	15番	伊 藤 文 雄
16番	望 月 広 喜		

3. 欠席議員は次のとおりである。

11番 福 与 三 郎

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	広島法明
会計課	長	佐野治仁	財政課長	笠井一雄
政策室	長	赤池義明	町民課長	秋山和子
税務課	長	依田二郎	身延支所長	望月和永
下部支所	長	小林英雄	教育委員長	山田省吾
教育	長	佐野雅仁	学校教育課長	近藤正国
生涯学習課	長	佐野正美	福祉保健課長	赤坂次男
子育て支援課	長	稲葉義仁	建設課公共土木主幹	藤田政士
産業課	長	串松文雄	土地対策課長	滝戸文昭
観光課	長	熊谷文彦	環境下水道課長	赤池和希
水道課	長	千頭和勝彦		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 遠藤 守
録音係 丸山 優

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（遠藤守君）

おはようございます。
それでは、相互の礼で始めたいと思います。
ご起立をお願いいたします。
相互に礼。
（ あ い さ つ ）
ご着席ください。

○議長（望月広喜君）

本日は、大変ご苦労さまです。
欠席の報告をいたします。
福与議員は、入院のため欠席届が出されております。
それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。
その前に社会福祉協議会局長が、この席へ参加しております。よろしく申し上げます。
会議に入る前に、昨日の望月秀哉議員から老人クラブの数において質問がありましたので、福祉保健課長から説明をさせます。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

おはようございます。
今、議長さんから話がありましたように、昨日、望月秀哉議員より質問のありました老人クラブの数と友愛訪問をしております老人クラブにつきまして、回答させていただきます。
最初に老人クラブの数ですけども、下部地区で26老人クラブ、それから中富地区で18老人クラブ、身延地区で16老人クラブの、合わせて60老人クラブであります。
そのうち友愛訪問を実施しております老人クラブは下部地区が6老人クラブ、中富地区が14老人クラブ、身延地区が4地区の老人クラブで、それぞれクラブの会員さんが寝たきり老人や虚弱老人の家庭へ訪問して、励ましや心の交流を深めていただいております。
以上です。

○議長（望月広喜君）

本日は、議事日程第3号により執り行います。

日程第1 一般質問を行います。

通告者は3名であります。
まず通告の1番、草間天君。
草間天君、登壇願います。
草間天君。

○10番議員（草間天君）

通告に従って、一般質問を行います。
下部湯町の3者共有泉について、お伺いします。
これまでの経緯はどのようになっているか、お伺いします。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

平成19年10月の改正温泉法施行により、温泉成分の定期的な分析が義務付けられたので、平成20年2月5日に分析を行ったところ、温泉の基準に達しませんでした。

慎重を期し、同年8月25日に再度、分析を行いました。同様の結果でございました。庁内で検討を重ねてきましたが、温泉ではないとなった以上、分湯を続けることは困難と判断し、平成20年12月定例議会において、分湯料条例を廃止する条例に議会の議決をいただき、翌年、平成21年4月1日に施行したところでございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

今、庁内で決定と言われましたけども、庁内で何を決定したのかお伺いします。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

分湯を続けるかどうかということでございます。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

その庁内の決定のものはどういった話し合いというか、何人で話し合われましたか。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

何人ということにつきましては、会議録もございませんので、ちょっと分かりかねます。ただ、分湯条例をどうするかということで話し合いを重ねてまいりました。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

3者、富士ミネラル、下部ホテル、そして分湯を受けている人たちと、どのような話し合いがなされましたか。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは、お答えをいたします。

3者のうち町を除く他の2者である民間業者に、町は温泉ではない以上、分湯事業を行う理由がなくなったことから、議会の議決を経て分湯条例を廃止し、その後、3者の一員をおりることを伝え、了承を得たところでございます。

分湯先の方々である7者につきましては、兼ねてより成分分析の結果によっては、分湯を取り止めることを説明してきましたが、条例の廃止を受け、平成21年1月29日付けで、その

旨を通知いたしましたところでございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

一つひとつ聞きます。

富士ミネラルの会社の誰と話をしましたか。それで、町は誰が出席しましたか。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それぞれ、話し合いには電話等、いろいろございますし、その都度のやりとりがございまして、それぞれについて、誰とどこでどういうということは、ちょっと記録がないので、私どもも分からないところがございます。ただ、何回かにつきまして、話し合いをいたしております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

何回かは行かれたという話ですけども、誰が行かれたんですか。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

行かれたというより、話をいたしました。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

誰が話をしたんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それぞれの民間業者の社長、あるいは工場長等でございます。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

町は誰なんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

町につきましては、担当者でございます。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

担当者は、誰でしょうか。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

異動等があつて替わっている場合もございますけれども、担当者、われわれ担当者でございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

課長も含めた担当者として、理解してよろしいでしょうか。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

当然、課長も含まれております。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

分湯を受けている人たちとは、話し合いをなされたのでしょうか。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

分湯を受けております7者につきましては、町が分湯組合長さんを通しまして、電話等でお話をしたり、文書等を送付いたしたりしたところでございます。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

分湯組合長を通してといわれましたけども、分湯組合長とどんな話をされたのですか。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

分湯料に関する契約に基づいて、お話をさせていただきました。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

契約に基づいてと言われましたけども、どんな話をされたんですか。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それでは、契約に基づいてということでございますので、契約の内容をここでご紹介をいたしたいと思います。

契約書

身延町分湯料条例に基づき、身延町 依田光弥と身延町下部何の何番地は、町有鉱泉の分湯につき、次のとおり契約を締結するということで、このうち第3条、契約の解除ということで、甲は乙が条例に定める権利譲渡等の禁止に該当したと認めた場合は、直ちに契約を解除することができるという条項と、大変、申し訳ないんですが、これは平成20年4月1日、分湯料を廃止する約9カ月前に、7者の方と契約をいたしましたものですが、第3条の2項でございますが、甲は甲もしくは当該鉱泉を使用するものが、温泉法の一部を改正する法律（平成19年法律第31号）に基づき、または当該鉱泉の利用に関し、必要と認めて行う成分分析の結果、当該分湯にかかる鉱泉が温泉法（昭和23年法律第125号）に定める温泉として、適格条件を満たしていないことが判明した場合、乙に対し責を負うことなく契約を解除することができるものとするという2項でございます。

それから3項といたしまして、甲が前項に定める温泉成分分析を行おうとする場合は、甲が必要と認めた期間内に、任意の回数で行うものとするということが謳ってございます。

これらについてご説明をし、ご理解を得たということで、契約書を作成し、7名の方がハンコを押して町長と契約をしたところでございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

契約の解除についてはそうかもしれませんが、温泉でなくても、その水を送るか、送らないかは話し合う余地があると思うんですけど、その点についてはどうなんですか。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

それにつきましては、それぞれ分湯組合長さんたちにもご説明をいたしました。町では分湯料条例ということで、温泉でありますので分湯をしておりますが、条例が廃止されれば、ただの水でございますので、分水条例になります。それは水道法の絡み、またおおぜいの方に給水をしなければならないということで、これは町でできません。したがって、町では分湯料条例を廃止いたしますので、他の2者から水になった場合はいただいておりますので、ご説明をいたしております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

水道としてはそうかもしれないですけど、今、契約書の問題が出ましたけど、3条。では、町としては4条に対しては、どのように考えていますか。4条というのは、条約および、この契約に定めのない事項は甲乙協議の上、決定するものとする。これに該当するんじゃないかと

思われますけど、お伺いします。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

この契約書に定めのない事項は、甲乙協議することになっておりますけども、ただし、この契約についてということはあくまでも分湯条例でございますので、分湯でなくなったときには、分湯料条例は廃止をされてしまいますので、ここの契約では一切関係ないと考えております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

契約に基づいて、水なり鉱泉を送る必要がないという決定を下したのは、会議か何かを開きましたか。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

町で、決定をさせていただきました。

以上です。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

この3者共有の契約書があるかどうか、お伺いします。下部ホテルと富士ミネラルと町との契約書があるかどうかをお伺いします。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

大変、勉強不足で申し訳ないんですが、3者共有泉と申しますのは、県の河川法第23条、第24条の規定により、河川の占用等を許可していただいているわけですが、これに対して、身延町とほかの民間2者が許可を合同でいただいているということで、3者共有泉ということでは、取り交わす条項とか、そういう部分についてはございません。

以上です。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

河川法の河川占有許可と、それから分湯条例、ならびに分湯契約は全然、別のものだと思うんですけど。これはどのようになっていますか。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

先ほども申しましたとおり、町は分湯料条例をつくって分湯しております関係で、3者で河川を占有しておりました。その後、町が他の民間業者2者とともに、県から受けていた河川法第23条および第24条の許可、いわゆる取水および河川の占有の許可につきましては、町は分湯を廃止したため、また民間業者1社は取水の必要がなくなったため、平成21年5月25日をもって、残った民間業者1者が当該許可を受けておる状況です。

以上です。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

その1者に対して、町はどのような対処をしたんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

現在は、何も対処しておりません。その当時、先ほど言いましたとおり、民間業者2者に町は分湯料条例を廃止するので、3者の一員をおりることを伝え、了解をしていただいたということでございます。

また、もう1者の民間業者につきましては説明の必要がないために、それ以降は民間の1業者が当該許可を受けて、県の許可を受けているという状況でございます。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

この分湯を受けている1人の人は、昭和29年から受けているんですね。それで温泉でなかったからといって、何も話をしなくて、「はい」という、勝手というか、話し合いもしなくて、そんなことが公正・公平ということなんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

大変、申し訳ないです。どこに対して公正・公平ということでございますか。

○10番議員（草間天君）

では、質問をちょっと言い直します。

だから、その人たちと話をしなくて、勝手に止めて、その人たちに権利は全然ないとみているわけなんですか。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

その人たちというのは、どの人でしょうか。受けている人たちですか。先ほども申しましたとおり、分湯を受けている人たちにつきましては、何回も電話等でお話をさせていただきましたし、組合長さんとも話をさせていただきました。また、先ほど言ったとおり、20年の4月1日に契約書にまで、契約事項として謳って、ハンコをいただいておりますので、そのとおり

町では実施をしたという、分湯料条例を廃止したということでございます。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

分湯条例を廃止することに対しては、それは分湯でなくなったから、条例をなくすというのはいいと思うんですよ。それをやるということに対しては、全然、別ものだと思います。だから、話し合う必要があると思うんですけど、そのことに対して、お伺いしているんです。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

まず廃止になりました分湯料条例の第3条に、使用に際しては、いかなる場合においてもすべて契約書を作成し、契約するものとするということで、契約に対して、その7名の皆さまにはお願いをしているところでございます。その分湯料条例の中で謳っている契約書に分湯条例を廃止するというので、契約を解除することができるということで謳ってございますので、そのとおり町としては実行したところでございます。

以上です。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

平行線のような感じがしますが、町は県に対してどのような書類を出しましたか、お伺いします。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

県のほうに、町が出している書類につきましては、今まで、先ほどもお話ししましたけども、3者によって、河川法の23条、24条の規定に基づいて、許可を願う書類を今まで提出をしてございましたけども、それについて、今後、町は抜ける。この河川法の中からおりるということで、県にはご承知をいただきました。

以上です。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

だから、どのような書類を提出しましたか、お伺いします。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

ここで、ちょっと、私も勉強不足で大変申し訳ないんですが、河川法をおりるという文書があったかどうか、ちょっと確認をしたいんですけども、今まで3者で提出をしておりましたが、現状は1者で河川法の許可をとっておりますので、その間は身延町が、その許可の申請をおりているという形になります。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

そういうことを聞いているのではなくて、どんな書類を出したかということを知っているんです。

○議長（望月広喜君）

財政課長。

○財政課長（笠井一雄君）

出した書類の名称等については、ちょっと私も分かりませんので、確認をさせて、ご連絡をいたしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

課長が分からないでしたら、町長はその書類に対してハンコを押して提出していると思うんですけど、どんな書類がお分かりでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

それにつきましては、書類がたくさんありますから、どういう書類で文面がどうだ、何月何日というようなことは、ここで明快に覚えておりませんので、回答は控えさせていただきます。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

県に出した書類には、事件譲渡承認申請書と、その許可水利返還届というものが出されていると思うんです。それで権利譲渡をした理由をお伺いします。

○議長（望月広喜君）

暫時休憩いたします。

45分から再開いたします。

休憩 午前 9時30分

再開 午前 9時45分

○議長（望月広喜君）

休憩前に引き続き、再開いたします。

草間天君、登壇を願います。

質問を続けてください。

草間君。

○10番議員（草間天君）

質問があっちだったり、こっちだったり、気をつけて聞きたいと思いますので、よろしく願います。

この分湯に関することに対しては、分湯を受けている人たちになんの話もなくて、一方的に

町が必要ではないからと決めて、それで勝手に申請して、勝手に下部ホテルさんに譲渡したと
いうように見受けられまして、それで下部ホテルさんが使いたいというものを、受けている人
たちだって、使いたいという思いがあると思うんですよ。それで話をするわけでもなし、何も
しなくて、一方的に、ただ通告だけで、はい、下部ホテルさん使ってくださいよというような
ことに見受けられましたので、質問させてもらったんですけど。だから、下部ホテルさんと話
し合いを、どういう話をしたかということも聞きたかったんですけど、その話もちょっとお伺
いできなかったので、残念に思うわけです。

それで譲渡するのに、どうして受けている人たちと話してくれなかったということが、非常
に残念に思います。それで分湯を止めるにあたって、警察の人に要請か何かをしたのでしょ
うか、お伺いします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

もう全然、話をしなくて、一方的に止めたうんぬんの話でございますけれども、それらにつ
いては、先ほどから財政課長が話しているとおりの、議会の議決をいただく中で、皆さんのほう
にも十分、代表者の方にもお願い申し上げますし、契約書に基づきまして、私どもは分湯
ですから、お湯でなくなった以上は、これはおりますということで、契約書を、実は、これは
のちほどにさせていただきますが、先ほど最後に言われました警察の介入の問題でございます
けれども、私どもは4月1日からお湯でないものは止めますということで、周知期間をとって、
そして止めさせていただくべく行ったんですが、私どもの職員がまいりましたところ、名前は
ちょっと、プライバシーに関係がありますから申し上げられませんが、私どもの止めるこ
とに対して、たぶん反対だろうと思うんですけども、それらの人たちが近くへ寄ってきて、
罵声あるいはいろいろ体へ触られたと。狭いところですから非常に怖いということで、これ
では私どもは仕事ができせんということで、帰ってきたと。

したがいまして、これは私どもで解決ができないと。警察の力をお借りしなければならない。
こういって、これにつきましては、私のほうから警察のほうへお願いして、内容を話した
ところ、警察のほうでも、それはということで、現場へ来ていただきました。それは、このと
おりでございます。私のほうから要請をいたしました。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

町長が掲げる公正・公平からいきますと、自分の考えでは、1つのところに便宜を図って、
そして今までずっと使っていた人たちに不利というか、一方的にされたという思いがあるので、
そういう点は、みんな納得がまだ、いっていないんですよ。どうして切られたかというのは、
だから分湯契約を切られるのは、別にいいんですよ、それは契約ですから。それと、取水を受
ける権利。町が勝手に放棄して、放棄するなり譲渡して、そして、その人たちは完全に失っ
てしまうわけではないですか、話し合いも何もなく。という、自分は思いがあります。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

公正・公平ではないということですが、草間議員さんもある会社の代表取締役さんとして、私どもの町と契約をなされている事実もございます。したがって、この契約の内容については十分、承知をされているだろうと。そしてハンコを押していただいたと。こういう契約をしていただいているわけですので、その点、もう一度、契約書をよく読んでいただく中で、ご理解をいただければありがたいなと。

ただいまは、当然、ある会社の社長さんと議員さんと性格が違いますから、質問に対してお答えをしているんですけれども、そういう点もあるということで、契約書をもう一度、よく読んでいただければありがたいなと、こんなように思います。

○議長（望月広喜君）

草間君。

○10番議員（草間天君）

今、契約書の話が出ましたが、第4条には相互、話し合うという項目があります。自分なりに解釈しまして、止めるとか止めないとかという問題は、この条項にあたり自分では思っております。だから、それは町との食い違いだと思います。

大体、話が分かりましたので、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（望月広喜君）

以上で草間天君の一般質問が終わりましたので、草間天君の一般質問は終結いたします。

次に通告2番は、松浦隆君です。

松浦隆君、登壇してください。

松浦隆君。

○6番議員（松浦隆君）

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今回は町民の安全・安心の観点から、住宅用の火災報知機の設置義務化と緊急時の防災ヘリコプター等への対応について質問させていただきますが、その前に私の通告いたしました通告書の1番、1-1と出ていますけれども、県の消防長会条例とありましたが、これは県内各消防本部のおのおのの条例を総称したものを県の防災課のほうではそういう通称で、呼び方をしていたということで、私の勉強不足で訂正を議長にお願いしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

訂正のほうをよろしく申し上げます。

はい、どうぞ。

○6番議員（松浦隆君）

ありがとうございます。

それでは、まず住宅用火災警報器義務化について伺いたいと思います。

わが国の住宅火災における死者数が、平成15年以降、5年連続で1千人を超える高い水準で推移しています。その中でも、65歳以上の高齢者が約6割を占めているというのが、今の状況でございます。

今後の高齢化社会において、さらに増加するのではないかと懸念されている状況なんです。この高齢者の死者数を半減させよう。安心・安全な社会の実現を目指して、平成16年5月27日、衆議院本会議におきまして、消防法および石油コンビナート等災害防止法

の一部を改正する法案が可決成立されました。これは改正消防法第9条の2で、一戸建て住宅や共同住宅において、住宅用火災警報器の設置を義務付けるものですが、その後、10月26日に政令、11月27日に省令が公布され、政令で定める基準に従い、新築住宅に関しては平成18年6月から、既存の住宅に関しては平成20年6月1日から23年6月1日までの3年間に、各市町村条例で住宅用火災警報器等の設置および維持の基準等を示すことが規定されたわけでございます。

本町においては、峡南地区6町で構成されます峡南広域行政組合火災予防条例で制定されたところですが、この峡南広域行政組合火災予防条例、これは本町の条例と同様と伺いましたけれども、その認識でまず、よろしいのでしょうか伺います。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

そのとおりです。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

平成17年7月7日に、峡南広域行政組合で既存の住宅における設置義務化、これを23年6月1日から実施すると、火災予防条例が可決されたわけですが、それに向かって、本町もそういう形の中で進んでいくわけなんですけど、この火災予防条例の制定を受けて、遂行をするにあたっての主体が消防なのか、町なのか。消防なのか、町なのかというのは、峡南広域行政組合の条例で制定されたことによって、消防なのか。それとも、町と同様の権限を持つ条例なので、町なのかということで、非常に私自身が疑問に思いまして、先日、総務課長と、この話をさせていただいたところですが、総務課長からのお答えは、これは消防の責務というふうなことを伺いました。

このことなんですけど、それで非常に余計、私としては疑問が残ってきたわけなんですけど、この間、総務課長が話をした消防のほうに責務があるんだよということなんですけど、それはそういう規約とか条例、なんかあるんでしょうか、お答えをいただきたい。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

自分が言ったのは、その消防事務の共同処理をお願いしているということで、その消防事務に関してのということですけど、町民への周知等については、共同体だと思っています。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

分かりました。先ほど、ちょっと話をしたんですが、私も、この町民の安全・安心のための条例は、峡南広域行政組合の条例であろうが、町の条例であろうが、これは町民のためというのは同じことだと思うんですね。町内の全家庭に周知して、設置してもらおう。そのためには、町民と直接、接している、町の行政が積極的に関与して進めることが一番いいことだろうと。そういうふうに考えて、今、質問させていただいたし、この間、課長とも話をさせていただい

たわけですけれども、今、町行政として、当然、協力をして、お互いに協力し合っていくということなんですが、この町民の生命の危険と財産の損失等を直接、生活に関連する可能性のある、今の火災警報器の問題なわけですね。このことを、これからこの警報器のことにっては、ぜひ町が直接的に、また積極的に関わってやるのが、僕は火災報知機を設置すること自体も、大きな予防になるわけですが、それよりも何よりも、町が大きく関わって周知することのほうが、大きな、これは予防策ではないかというふうに考えているわけです。

町として、先ほど総務課長から話がありましたように、積極的に関わって当然のことなんですが、ただし峡南広域行政組合との話し合いの中で、協力し合って、行政組合のほうの仕事に、業務に差し障りがない中で、私はやっていくべきだと思いますし、ある意味、行政の中ですから、縦割りの行政があるわけですね。しかしながら、その縦割りを横つながりの対応・対策をすることによって、当然、先ほど話をしました町民の安心・安全、生命、財産、それを守るといふような形に、私はなるんではないかというふうに思いますし、それは遂行してもらいたいです。そのへん、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

お答えをいたします。

町でも積極的に関与しなさい、こういうことだろうと思いますが、ご案内のとおり、平成18年の組合が発行しました機関紙の広域きょうなん、これにも掲載をして、全戸に配布をしてあります。さらには、20年の9月のチラシも、これは火災警報器設置義務のチラシを峡南全戸に回覧をしてもございます。

町では、平成19年度の広報みのぶ3月号に掲載をし、火災警報器の設置の義務付けのお知らせをしております。また、昨年のお報みのぶ8月号でも再度、義務化についてお願いをしているところでもございます。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

町長のお考えというのはちょっと聞けなかったんですが、あとでまたお伺いしたいと思いますが、今、町のほうでも広報3月号ですか、それとかチラシ等で周知していると。このように、峡南広域行政組合消防本部でも、こういうふうにやっていますし、またいろんな業界の中でもこういうふうなチラシを、いろんな新聞等に入れて、今、必死にやっているわけなんです。その中で、今の町民への周知の対策の中で、いろいろ広報、それからチラシ等が出てきました。それを私も見た経緯がございますけれども、町営住宅があります。その町営住宅への設置なんかは、どのようになっているか伺います。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

町営住宅におきましては、平成20年に地域住宅交付金、公営住宅に限るということで、その交付金を使いまして、全戸、町営住宅は設置済みです。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

町営住宅設置済みといいますけども、1戸当たり何台ですか。

○総務課長（広島法明君）

設置基準に基づきまして、ご存じだと思いますけど、火災警報器は寝室、寝る場所ですけど、家族自体が一緒の部屋に寝ていればいいんですけど、親は親、子は子という場合には、それぞれの部屋、寝室で、その家庭によって個数は変わります。それと2階に寝ている場合は、その階段ということで、1個、2個、3個というのは、その家の状況によって変わります。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

20年から設置されたという、各家庭によって全部違いますからね。また、それから町営住宅の広さといいますか、住宅によって違うと思いますが、県のほうでも県営住宅、昨年从今年にかけて、今年のはじめには全部終わったという形ですが、3台のところもあれば、4台、5台のところもあったそうなんですけど、そういう形で設置されていると。県のほうも、県営住宅も設置された中で、町営住宅がどうなっているのか改めてお伺いしたわけなんですけど、町営住宅に関しては、そういう状況でやっていただいているということで、一安心なんですけど、実は私もことあるごとに、この法律が改正された。それから火災警報器の設置が義務化されたということ、いろんな場所でいろんなところで、町民の方々に話をさせていただいています。しかしながら、まだ知らない町民が非常に多い。これは私もびっくりしたんですけど、特にこの法律の趣旨とされている高齢者、その高齢者の方々が知らない。周知が徹底されていないと私は感じています。

峡南広域行政組合や消防本部でも、ちょっと話を聞いたんですけど、消防本部、広域行政組合も住民との接点が少なく、周知に限界があると、そういう話をしておりました。また、今まで、いろいろな町の行政のお願いやら、伝達事項やらを回覧板、それからチラシ等で話を出しても、なかなか、やはり高齢者、特に高齢者の方々には徹底ができないというのが、今までの流れでもそういうジレンマがたしかにありますし、そういう事実があるわけなんです。また、悪いことに、今回の火災予防条例が、実は罰則規定がないんですね。罰則規定がないことや、まだ来年の6月1日からということの、1年以上の時間的な余裕もあるということもありまして、正直、緊迫感といいますか、そういうものが今、感じられない。そういう状況ではないかと思うんですが、設置普及率なんですけど、これは去年の11月現在、全国平均、課長もまた、町長もご存じだと思うんですが、全国平均52%でした。これに対して、山梨県は28%。また峡南広域行政組合管内においては、10.9%と。非常に低い状態でした。これは調査が2回行われていますが、21年の11月、それから21年の6月とか、5月に行われたものがありますけれども、一番あとのものを採用させてもらいましたけども、21年の11月のデータなんですけど、この峡南広域行政組合管内で10.9%。非常に低い状態です。これは、いろいろな、今までのことでもありますけど、非常に残念でなりませんけども、これが今の現実なんですけど、そこで現在の本町の普及率と、この状況に関してどう思われるか、お答えいただきたい。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

現状の普及率は分かりません。それと、その10.9%につきましても、消防本部のほうでのピックアップのアンケートに基づいてということはご存じだと思いますけど、実数は先ほど言いました、町営住宅の設置も全部含んでいるかということ、そうでもない。だから実数とは違うと思いますし、町としても、それを現時点では調べる余地がないというのが現状です。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

私も峡南広域行政組合、消防本部もそうなんですが、ピックアップでやっている。その話を聞いたときに、そのピックアップでやって、それだけ正確なものが出てくるのかと。全国平均もそうなのかという話をさせていただきました。

それから、どこまでどうなっているか。たしかに罰則義務がないわけですから、悪い言い方をすれば、付いていなくても、それは自己責任だと、そういう考え方も、見方もできるわけなんですけど、そうはいっても、こういう条例が出て、国で施行しようとしているわけですから。やはり、町としてもある程度、例えば区長さんとか組長さんとか、そういうところを通じての啓蒙・啓発と同時に設置状況、そういうものもやっぱり町として把握するべきではないかというふうに思いますので、そのへんの考えはどうか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

自分自身も、今回の質問をしてくれたことに心から感謝しています。というのは、平成22年の区長会では周知徹底をお願いする予定です。自分もそうですけど、期限が迫らなければ真剣に考える人が少ないのが現状。だから、先ほども町長が言いましたけど、峡南消防本部からの全戸配布、また町でも、何人の町民が読んでくれたかがちょっと疑問ということと、先ほど言いましたように、23年6月1日までということですので、それまで時間があるということで、のんびり構えている人も多いと思いますので、本当にここへ来て、今年の区長会をお願いするのがグッドタイミングではないかということで、区長会にもお願いしまして、さらに地元の高齢者等に一番接点があります民生委員、児童委員の方にも総会の席にでもお邪魔して、お願いするつもりでいます。その実態把握というよりも、とにかく普及推進を図るとというのが先決でございます。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

まったく、そのとおりだと思います。区長会、それから民生委員さん、何しろ、地元の特に高齢者に接している方々に、これから、その総会やら、そういう会合があるわけですから、その場をぜひ使って、これはまず周知、周知しながら、当然、例えば民生委員さんなんかは各家庭を、高齢者のところを訪問させていただくわけですから、その中での話の中で、付けているかと、そんな話もしていただきながら、雑駁でも結構ですけども、そういう確認をする。普

及率の確認もするような、そちらの方向もまた大事なことかと思しますので、ぜひお願いしたいと思います。

また、もう1つ。今度そういうことをやるということであれば、もう1つ、これは大きな問題があるんですが、今、警報器を巡って悪徳業者、粗悪品なのか、それは僕も使ってみたことがないんですが、粗悪品なのか、もしくはちゃんとした商品なのかかもしれませんけども、法外な値段で売りつける。そういう業者の売り込みが横行しているという事実もあります。これも特に高齢者を対象にして、いろいろ消防署のほうから来ましたとか、そんなやり方だと思うんですが、その防止も、そういうこともありますよということの周知と、それから防止も含めて、両面から周知、周知は2面、両面ですが、それと設置状況、3面になるわけでしょうけども、多面的に進めていただくことを要望したいと思います。

では、そのことを要望しながら次に移りたいと思いますが、この改正消防法第9条の2の設置義務化の制定を受けて、各広域行政組合および各消防本部で、設置および維持の基準が定められました。この警報器の設置場所、基本的に、先ほど課長のほうから話がありましたけども、そのもっと基本は寝室、台所、階段で、その寝室、それから子ども部屋の寝室とか、そういう増加する部分において、基準が、台数が変わってくるわけですけども、基本的には今言った寝室、台所、階段です。家屋の階数、寝室や台所の場所、そういうものによっても設置台数が変わってくるわけなんですけど、中には1台で済む家屋もあるんですね。やはり、1台で済む家屋があります。

通常の家屋では最低3台以上、必要と思われるんですが、平成21年10月に県防災課で、県内の各市町村を対象に、火災警報器の設置義務化に対する取り組み、このことを内容調査しました。おそらく本町にもきていますけども、山梨市が75歳以上の各家庭全戸に1台支給。南アルプス市が75歳以上の一人暮らしの家庭に1台給付。それから甲斐市が65歳以上で、市民税の課税世帯に6千円を上限に補助。それから甲州市が65歳以上の世帯、身体障害者世帯に1台支給。市川三郷町が75歳以上と身体障害者世帯に1台を消防団が配布して、設置してあげている。それから、早川町が全世帯に各1台を給付しております。それも、消防団が設置してあげている。丹波山村が全世帯に2台を上限に設置しているという、これはちょっと、古いあれなんですけど、実施されていると聞きました。この調査の時点で、給付等を検討している市町村が、ほかにも数件ありますよと、そういうことで、現時点ではもうちょっと、この対策を進めている市町村が多くなっていると思われそうですが、この取り組みですね。私もいい方法だなと思うんですよ。どう考えても、1台、先ほども申しあげましたように、最低3台必要なんですよ。3台必要なところに、今の各市町村の取り組みは、1台から2台の給付なり、配布なんです。そうすると、当然、不足分、家庭によっては1台から3台ぐらい、不足が出てくると思いますね。

その不足分を町でこうやって給付しますから、不足分は、もう自己負担してくださいということで、自分の身は自分で守るという、そこで自覚と設置の義務化の周知、これを兼ねながらやっているわけですね。それと同時に、高齢者や障害者の住民の命と財産を守る。そういうふうな取り組みだと思いますし、いろんな市町村に確認したら、そのとおりですよ。やはり取り組みを、そういうふうにしないと、先ほど課長がおっしゃったように、なかなか皆さんが理解していただけない。時間もあるし、認識していただいて、行動に進んでいただけないと。そのための取り組みですよというふうな、各市町村の回答もいただきました。

これは非常に、いいことだと思います。それと同時に、この台数を町なり、市町村がまとめることによって、価格もぐっと安くなります。これがもうちょっと進みますと、設置義務化が近くなると、当然、需要が多くなって、需要と供給のバランスが崩れて値段も下げなくなる。今の状態はあまり動いていない状態ですから、業者のほうも今なら安くなりますよという、そういう話も聞きました。

こういう方法を、他の市町村でやっている。私は非常にうまい方法、周知のチラシを何万枚か、いろいろやるよりは、ある意味、周知の効果が出るのではないかと、こう思うわけなんです。本町では、この実施、考えていないのでしょうか。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

今の松浦議員の言葉の中にもありましたけども、本来は補助があるから設置するというものではなくて、自分の大切な命は自分で守るんだということの義務付けだと思います。そういったことで、現時点での補助は考えていませんが、今後の状況を見ながら、また他の市町村の動向を見ながら、設置の普及が進むかも検討しまして、設置を義務化する期限の来年の6月に向けて対応をしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

今、課長の話は、来年の設置までに時間があるということなんですよ。向けてですけどね。向けてですけど、まだ余裕があるということですね、今の話だと。まわりの状況を見ながらということは、余裕があるから、そういう話が出るわけですね。私は、その余裕があるうちに、中にはやはり、まじめな、そういう法律ができたから、では設置しよう、そういう方もいらっしゃる。また地域によっては、西嶋地区ですか、組だか区だかの、組の中ですかね、1つの通りの中で、皆さんが自発的に買って、そして設置しよう。そういう地域も出てくるわけですね。実際にあります。

そうすると、遅れば遅れるほど、基本的には町で、こういうふうな、例えば75歳以上、65歳以上、こういうふうにしましょうとしたときに、では、うちのほうは、もうこうやって、中でやってしまったよという問題が出てくる可能性があるわけですね。ですから、私は時間的に、やはり早急に、そういう部分が出てくる可能性がありますから、早急にこれは検討して、ほかの市町村も確認して、それでやっていただきたい。

そうすることが、一番のことだとは思いますが、この山梨県の中でも、今、限界集落が一番、そういう住民ですよ。特に交通の利便性も悪い、仕事の確保、それから通勤時間、医療施設への距離等々、多くの部分で、この地域の方々、特に奥のほうの方々が決して便利な生活をしているわけではないと思うんです。それでもやはり、この身延に残ってくれて、身延を愛してくれている、そういう、特にお年寄りに対しては、その町民の安心・安全、自己責任ということは分かるんですが、自己責任を周知しながら、そういう前向きな形をいただきたい、このように希望をして、この項を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

次に2番目の緊急時等の防災ヘリの対応について、そちらのほうに入りたいと思います。

県では、災害時の住民の救助や命に関わる急病人、それから遭難者等の搬送や山林火災の消火活動などを安全かつ円滑に進めるため、県内どこでも10分以内で移動できる防災ヘリ赤富士や県警のヘリはやてを活用しているのが現状です。

本町でも、今まで要請をして運行していただいているわけなんですけど、町内には6カ所のヘリコプターが離着陸できる場外離着陸場がございますけども、その6つの場所をまず、お伝えいただきたい。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

場外離着陸場として4カ所、緊急離着陸場として2カ所で、この場外離着陸場の4カ所は八木沢にあります八木沢グラウンド、そして下山にあります富士川クラフトパーク、そして波木井にあります身延町総合文化会館芝生広場、そして下部市之瀬にあります下部地区運動場、そして緊急離着陸場として、中富寺沢にあります中富中学校グラウンド、そして中富の宮木にあります勤労青年センターのグラウンドです。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

ありがとうございます。今、この6カ所、話をさせていただきましたけども、この6カ所のうち、場外離着陸場として認定されています認定というか認められています4カ所、これが航空法第79条のただし書きで、国土交通大臣の運用の許可を受けているわけなんですけど、富士川クラフトパーク、総合文化会館ですね、それと八木沢、それから下部町民運動場、グラウンドとなっていますけども、今までの中で、クラフトパークと総合文化会館が使用されているのがほとんどですが、その理由は、

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

理由は、総合文化会館の芝生広場が使われたのは、緊急の病人を運ぶということで、身延山病院からの、救急車からの要請を受けてということで、そこが近いということもあると思います。そしてクラフトパークが使われたのは火災の際、給水のために、そこが便利ということで使われました。

以上です。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

それ以外の理由はないんですか。一番の理由があると思いますが。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

それが一番だと思いますけども、天候にもよりますけど、基本的にグラウンドの場合、湿っている場合ならいいんですけど、晴れている場合は、風圧により飛散しやすい場合には水をま

くとか、そういったことになりますので、それとヘリコプターが来る場合には、職員を必ず配置しておく。文化会館だったら文化会館の職員にすぐいって、人が入らないようにしてくれとも言えますし、クラフトパークも常の職員が常駐していますので、そういったこともいいということも、1つの理由にも入ります。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

今の職員を配置しなければいけないというのは、これはあくまでも第79条のただし書きを運用した場合なんです。それはそれでいいんです。一番大事なことは、課長、これはぜひ、これは理解していただきたいんですが、ヘリコプターの構造をご存じだと思いますが、ヘリコプターというのはローター、上に付いているプロペラですね、そのプロペラで推進力を維持します。それと同時に、ジェットエンジンが付いているんです。前へ進むのはジェットエンジンなんです。ジェットエンジンというのは、前へ進むわけですけども、プロペラで下に降りたときに、グラウンドのような土のところであると、あそこは土ぼこりが舞いますね。そうすると、土ぼこりがジェットエンジンに吸い込まれます。よく空港で、この間、アメリカでもありましたけども、鳥が吸い込まれて、飛行機が川に不時着した、エンジンが止まった、ああいうことが実際にあるんですよ。ですから、航空隊の機長さんとか、そういう方々もなぜ、土ぼこりが舞うようなところに降りないかというのは、機体に対する愛だといっているわけです。ですから、基本的にそういう二次災害、エンジントラブルを起こして、ヘリコプターそのものが墜落する危険があるということで、防止するために芝生広場、土の舞わないようなところに降りるといのが、これは基本なんです。

しかしながら、どうしても、やっぱりそういう場所がない場合は、グラウンドに降りるわけなんです。そのときも79条でいきますと、まわりに職員を配置したりすると同時に、散水をしなければいけないというのが出てくるわけですね。散水するとなると、緊急の場合、当然、時間のロスが出る。それをしなくてもいいように、緊急の場合は、緊急の用を足すためには、やはり今、この本町においては、クラフトパークと、それから総合文化会館の芝生広場、これを使うというのは、ほかを使用しないというのは、そういうことなんです。

近年、県内においても山間地の小菅村、それから芦川、そして南部、南部には佐野ヘリポートという、非常にいい、こういうヘリポートができました。それから芦川にも、道路の横ですが、こんな感じで、ちょっとしたところなんです。造っています。小菅もそうです。これはやはり、以前にそういう大きな災害とか、緊急を要することで間に合わなかった、そういう大きな犠牲が払われたということがあったことを教訓にして、このヘリコプターの重要性を認識して散水の必要のない、いつでも使えるヘリポートを設置して、緊急時に備える体制を整えているわけなんです。現在、増穂においても平林、あそこに今、建設するというので、計画が進められています。用地買収うんぬんということで、今、進めているようなんです。本町においても平成19年以降、先ほど課長からもありましたけども、富士川クラフトパーク、それから総合文化会館を使った救急患者の輸送、それから急病人の搬送ですね。それから交通事故とか、作業をしていて、重機で横転したとか、そういう患者さんを12回ほどですかね、僕の資料によりますと12件ありました。最近、全国的に運行が増えている救急患者の搬送を目的とした空の救急車といいますが、ドクターヘリ。これは県内で、今現在は神奈川県との協定

の中で、上野原、それから大月、都留、富士五湖の各市町村、それと旧上九一色村が甲府になりましたので、甲府というふうな対象がなっているわけですが、最近、県のほうでもこのドクターヘリの導入に向けて検討をはじめました。ほとんどが山間地で、高齢化が進む本町の場合ですね、この急傾斜地に点在する集落こそ、今たしかに離着陸場が6カ所、緊急も含めて6カ所あるわけですが、この緊急用のドクターヘリはもっと身近に救急車が軒先まで行くのと同じような、そういうふうにもいつでも使えるヘリポートの設置、うちのこの3カ所の中では、それが一番必要なことではないかと思うんですが、町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

昨日もお話をしたところですが、私も町長選のときにもヘリポートをぜひお願いするべく、県のほうにお願いしようということをお願いしました。それは議員が今、大変、素晴らしい、いろいろ指導をしていただきましたことと同じでございます、山間僻地で道路が止まるとは困るということで、お願いをしますよとっておりまして、今までもお願いをしてきているところでもございます。

今後につきましても、一生懸命お願いすると同時に、県と連携をして、そしてこれらについても考えていきたいなと、このように思います。

以上です。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

町長の今の答弁でいきますと、県にお願いして、県と町とで、そういうヘリポートを建設しようというふうな、そういう考えだと思いますが、その認識でよろしいのでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

少なくとも、私は県にお願いをして、そしてヘリポートを造って下さいというのを町民の皆さんと約束しておりますので、その方法で、まず要請をしてみたいです。よろしくお願います。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

それも1つの方法でしょうし、それはそれでいいことなんだと思いますけども、私は1つ、逆にそういう方法を進めながら、町独自のやり方があると思うんです。そのことをちょっと提案させていただきたいと思います。

航空法第6章の航空機の運行、79条にさっきの離着陸率の場所の規定があります。通常、ヘリポートを建設する場合は、着陸進入区域の幅100メートルで、勾配が4分の1。それから離陸の進入区域が幅200メートルで、勾配8分の1。障害物基準が62.5メートルというふうな、こういうふうになっています。すなわち着陸場所の着陸方向手前250メートル以内と、その幅100メートル。離陸側500メートル以内で、幅が200メートルで、高さ62.

5メートル以上の障害物。それから着陸場所の進入区域の左右にも勾配1分の1ですから、45メートル以内。45メートルの高さの障害物がないことが規定されているんです。これで行きますと、79条になるわけです。

これはあくまでも、観光のヘリコプターの降りるところとか、それから行政が使ったり、いろいろ一般的なヘリポートなんです。ところが第81条の2に搜索、または救助のために行う方向については、この限りではないという、特例として定められていることがあるんです。これを航空隊の方々にも、これが実はあるではないですかと。これはどういうことですかというような話を聞きました。そうしましたら、先ほど課長が話をしました中富中学校のグラウンド、山梨県峡南勤労青年センター、これはまわりにクラフトパーク、文化ホールの芝生広場と比べてみてください。まわりに障害物がいっぱいありますよね。それでも緊急時は降りられるんです。それはなぜかということで、ちょっと確認したんですが、これは高さ15メートル、着陸地点から高さ15メートル以内の、通常は着陸する場合には4分の1で降りてきます。8分の1で上っていきます。その着陸地点の真上15メートルを着陸地点と仮想的に地点として、その直上の15メートルまで着陸するときは4分の1、離陸するときは8分の1で離着陸ができますよと。ヘリコプターは、そこから15メートル以内であれば、垂直に降りられる機構を持っているわけですから、それを緊急の場合はやってもいいですよという法律があるんです。法律で、それがOK出ているんです。ですから、この中富中学校とか、峡南勤労センターですか、これができるわけなんです。先ほども言いましたように、前後進入区域4分の1、250メートル以内、若干、進入区域が今度は広くなります。250メートル。それから左右に勾配2分の1、10メートル以内に5メートルの高さ、それでもOKだったということになっています。こういうものを使わない手は、もっと利用しない手はないだろうと。

しかしながら、今、町でやった場合には、中富のグラウンドも勤労青年センターも水をまかなければいけない。基本的には、緊急の場合の用を足さないと、そういう場所ですよ。ですが、そのへんの水をまかなくてもいいようなことをやるには、どうしたらいいかということで、実は航空隊のほうに話を聞いてきました。そうしましたら、この今の81条の2の規定を採用してやったら、航空隊の方々も結構、身延町の山間地にそういう場所はあるでしょうと。逆に山間地の場合ですと、まわりに、例えば山の、ちょっとした田んぼがあったと。そういうところの場合は、高いところですから、まわりに障害物がない、降りやすい、そういう部分もあるんだそうです。そういうところで、できる可能性が大きいですよという、そういう回答もいただきました。それで、同時に県内にあるヘリコプター、一番大きいのが、一般的に言えば中型機といわれているんですが、一番大きいのが全長16メートルの重さが5.5トン、赤富士なんです。赤富士が着陸する場合、通常の土地ですよ、通常の転圧に20センチほどのコンクリートを舗装すれば大丈夫だということです。それで最悪の場合、障害物のない、ある程度、固い、田んぼみたいに歩いてぐちゃぐちゃするところは駄目ですけども、普通、固まっているような畑とか田んぼ、何年も耕作していないようなところであれば、ちょっと厚めの鉄板を敷いてやれば、水平であれば、周りに障害物がなければ降りられますよと。そういう話も伺いました。それと同時に高知県の、ある山村ではやはり今の問題で、非常に緊急の場合、困るということで、高齢者が自分たちで、自分たちの耕作放棄地を利用して、手作りでコンクリート、原材料費をもらったどうか分かりませんが、手作りでコンクリートを敷き詰めて、ヘリポートを建設して、そのヘリポートを使って、緊急時とか救急、それから災害があったときの物資

の輸送とか、そういうもので、実際に使っているんです。それがまた、国のほうでも許可をしているんですよね。法律、航空法なんていうと、どちらかという、私たちはなんか小難しいような、非常に難しいような感覚になるんですけれども、こうやって、いろいろ調べていきますと、そういうことができるんですよ。航空隊のほうでも話をしていました、防災の。

そして、私は一分一秒を争う急病の際なんか、富士川クラフトパーク、それから総合文化会館へヘリを降りて、そこで待機してもらって、救急車が例えば行って、そこから例えば大城でもどこでもいいです、奥のほうの山から下りてきて、クラフトパーク、それから文化総合会館に行くまでに、10分以上かかる、数十分かかるわけです、場所によっては。その一分一秒を争う場合、それをリレーしていたんでは、はっきり言って手遅れや障害があったということも、実際にあるわけですね。そんな経験があって、その集落から離れて、生活基盤を病院に送るのに、これだけ時間がかかって間に合わないとか、障害の残るような方、こういうところで生活するのは不安だということで、この生活基盤を町外、俗に言う町場に移す方もいらっしゃるわけですよ。

この高齢者が多い本町の生活での一番の不安は、こういう緊急の場合の対応がどうできるか。このことに尽きると思うんですね。この不安の解消に今言ったような、81条の2を使えばできるわけですし、どこの地域もそういう不安を持っているところであれば、そういうことは実際に望んでいるんです。ただ、やはり皆さんが、僕もそうですし、町もそうでしょうけども、航空法の縛りというものを、頭の中に大きく描きすぎて、なかなか踏み込めない。しかし、そういうふうな高知の例もありますし、航空隊のほうでもそういう話をしているわけですから、実際には耕作放棄地と地元の方々と話をして、まわりの状況を見て、できる可能性のところがいっぱいあって、ほしいということであれば、地元の方々の力を借りてやることもできると思うんですが、このへんどうでしょうかね。町長、検討はできないものですか。町として。

○議長（望月広喜君）

松浦君、持ち時間があと3分でございます。

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

ご存じだと思いますけども、ヘリの要請につきましては、消防本部からということで、そして救急の場合でも救急車で搬送して、今までの場合、その場で判断する場合がありますけど、ほとんどはいったん病院へ搬送して、そこで医師の診断を受けて、転院が必要かどうかということで、だから今、身延で言いますと、飯富病院が身延山病院へいったん搬送してからということですので、飯富病院だったらクラフトパーク、身延山病院だったら文化会館の芝生広場ということで、その医療的なケースだったら、それでもなんとかクリア、現状ではできるなどは思いますけど、今言った遊休地等の利活用なみたいなものも、町の負担がそれほどなく、地元のボランティア等で、ぜひという協力を得られれば、今後、検討する余地はあると思います。

○議長（望月広喜君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

その消防の要請を受けてうんぬんということは、これはたしかにあるんですよ。あるんだけど、そういうことも含めて、それはだから、消防から要請を受けた場合に、救急車を呼んで、救急車が行って、消防本部に要請してヘリをお願いしますという形、それはあるでしょう。だ

けど、それがそこにヘリポートがあれば、そこに降りられるわけではないですか。そこで時間のロスがなくなるでしょうという話をしているんです、僕は。それを、地元もそういう希望があれば、私はやるべきでしょうと思うんです。

先ほど言いましたように、予算も正直、あんまりかかりません。土地を皆さんが提供していただければ、できるんですよ。原材料支給に毛が生えたぐらいで、できるわけですよ。そういうことを、私は町長に強く言いたいんですが、町長のマニフェストにもありますように、先ほど町長も話しました。私のマニフェストで、そういうこともありますので、県のほうにお願いしていますよと。それは私も思いますし、ぜひ、それも進めていただきたいんですが、町長の、そのマニフェストにあるように、安心・安全のまちづくり、この観点からでも、その今の言ったような方法があるわけですから、ぜひ、その希望する地域、条件、場所を選定して、もっと、例えば産業課、建設課、総務課あたりで、合同チームでもつくって、そういう場所を選定していく、どうなんだということを調査してやるような、そういう前向きにしていきたいんですが、町長、どうですか。最後に。

○議長（望月広喜君）

松浦君、時間がございません。1分をお願いします。

町長。

○町長（望月仁司君）

大変、微に入り細に入り、ご指導を頂戴いたしまして、大変ありがたく感謝をしているところでございますが、もちろん私もやらないと言っているわけではございませんし、常日頃、地震等で道路が切断されたときには大変だなということは、一時も忘れておりませんので、それらも含めて、今後、検討をさせていただきたいと、こういうふうに思います。

○議長（望月広喜君）

松浦君。時間になりました。

○6番議員（松浦隆君）

時間になりましたので、ぜひ前向きな検証と検討を期待して、またそれが町民のための町ですから、ぜひお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

以上で松浦隆君の一般質問は終わりましたので、松浦隆君の一般質問は終結いたします。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

再開は11時10分といたします。お願いします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（望月広喜君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に通告3番は、渡辺文子君です。

渡辺文子君、登壇してください。

渡辺文子君。

○13番議員（渡辺文子君）

私は2点について、伺います。

まず1点目、学校統廃合計画について、伺います。

計画というのは、そもそも1つのもののはずです。統廃合計画を前期計画・後期計画と分け、後期計画はまだ、できていないと、これまでの説明でしたが、それでは多くの住民は納得することができません。静川小学校保護者会の要望書にもあるように、最終計画を3月中に示せという要望が出ていますが、これは静川小学校保護者だけでなく、多くの町民の要望です。

教育委員長にお伺いいたします。最終計画は、すでにでき上がっているのでしょうか。3月末日には明らかにされるのでしょうか。保護者会には、どうお答えになるのですか。これは大事な問題ですので、いつまでに発表されるのか、明確にお答えください。

○議長（望月広喜君）

教育委員長。

○教育委員長（山田省吾君）

お答えいたします。

教育委員会としましては、答申が出まして、その中で答申の中にもありました緊急性のあるものということで、3段階に答申のほうでは出ておりましたが、その1段階を前期計画ということで進めてきました。現在、進行中ではありますが、ここで全体計画を示し、例えば小学校をいくつにする、中学校をいくつにする、あるいはその学校の所在まで、ここで明らかにすることは大変、困難ではないかと、このように思っております。前期計画の進捗状況を見ながら、そのあとの最終計画を検討していかなければならないと、このように思っております。

それから静川小学校の保護者からの件でありますけども、過日、正副PTA会長が教育委員会を訪問されまして、また私もお会いしましたけども、その中で保護者としては、西嶋小学校との統合につきまして、賛成の方向であると。しかし、2つの条件があるということで、1つは旧町に1つ、小学校を置くと。それから、もう1つは10年先の最終計画を示せと、こういう2つの条件のもとに賛成すると、こういうことで、3月末までに、その結論を示せということであります。

私たち委員会としましても、この件につきまして、今月中には一応、検討会を設けたいと思っております。ただし、さっき言いましたように、細かく学校の数、あるいはその所在、そこまで確定するのは非常に困難ではないかというふうに、今、私は思っております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

では、今までの説明どおりに、まだ全体の計画ができていない、最終的に1中2小は決めたくても、その位置がどこなのかというのは、決めていないということでしょうか。それを確認したいと思います。

○議長（望月広喜君）

教育委員長。

○教育委員長（山田省吾君）

答申というのは、私のほうから諮問したわけですから、それは尊重しなければならないのは当然であります。その中に1中2小ということが出ておりました。本来ならば、審議会では小学校も1つでというようなことでありましたけども、児童の通学距離とか、そういうものを考

慮して、1中2小と、これがよかろうということになされました。

しかし、私たちの説明会ですか、懇談会といいますが、各地を歩く中で、静川小学校のPTAのほうから要望がありましたけれども、旧町に1小学校という声は、あちこちでされておりますので、最終的な学校数を決めるときには、それらも考慮しなければならないというふうに、個人的にはそう思っております。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

そういう状況を町民の前に明らかにして、学校をいくつにするかとか、10年後にどうするかということは、町民全体の、私、今までずっと言っていたんですけども、町民全体の問題ですから、教育委員会で検討するだけではなくて、町民の皆さんにそういうのを全部明らかにして、知恵を借りて、ではどうすることが一番いいのかということを検討しなければいけないと思うんですね。そういう意味での説明会なりなんなり、全町をやっていないですけども、そういうことをしながら決めていかないと、教育委員会だけで決めるということは問題があると思うんですね。やっぱり、私ずっと不思議に思っていたんですけども、まだ全体計画が決まっていないと、その都度、お答えになっているんですけども、さっき言ったように、計画というのは、本当に1つのものがあって、そのための前期計画だと思うんですね。それが、町単教諭のところをとりあえず、その緊急だからといって、個別の学校だけの問題として、今まで統廃合をしてきましたけども、大きな全体の中のそういう計画なんだということが、教育委員会としてはその姿勢が、私はないんじゃないかなというふうに思うんですね。

一刻も早く、やっぱりそういうのは全体像を、教育委員会としてはこう考えるけども、住民の皆さんのご意見を聞くということをして、その上で決定するなりなんなりしないと、おかしいことになるんじゃないかと思うんですね。住民の皆さんのご意見を聞くために、全町でそういう説明をするような予定はあるかどうか、お聞きいたしたいと思います。

○議長（望月広喜君）

教育委員長。

○教育委員長（山田省吾君）

今、具体的な計画は立ててありませんけども、今までまったく、組み込まなかった、そういう地域もございまして、今までの審議会の前後での経過とか、あるいは審議会の内容とか、あるいは前期計画で、ここまで進んできているというようなことや、それから保護者や住民の皆さま方のご意見などを聞くような、そういう機会は考えていきたいと思っております。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

そうすると静川小学校の保護者会の皆さんが要望しているように、3月末までに全体像を明らかにしてくださいということが無理ということなんでしょうか。

○議長（望月広喜君）

教育委員長。

○教育委員長（山田省吾君）

私が判断するには、きっと困難ではないかと、こういうふうに思います。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

それは、そういうようなお答えをするしかないということですね。静川小学校の保護者の方には、分かりました。そういうことがないということですので、これ以上、お話をしても、これ以上の答弁は得られないと思いますので、これに関わって、もう1点は学校統廃合の後期計画を、町が町民に明らかにしないのは、明らかになると、まずい問題があるからなんだろうという声が町民の間から出てきています。その中身は、梅平に小学校が1校、下山に小学校と中学校が1校ずつ、つまり中富にも下部にも学校は1つもなくなってしまおうという内容のものです。下山小学校の20億円を超える建設費などと、1つになって言われています。この町の10年後の学校のあり方は、この町の10年後のあり方と直結します。町のあり方そのものです。

こういう大事な問題を、全体計画を示さずに進めていくことについて、多くの町民が憂慮しています。計画を立てたのは教育委員会であったとしても、計画を決定するのは町民です。できるだけ早く計画の全体像を町民に示し、地域住民とよく話をする中で、計画を進めていくべきだと考えますが、町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

この問題につきましては、議員さんが昨年9月の一般質問の中でもお話がありました。したがって、極力、答申を検討しながら、できるだけ早い時期にするのがいいだろうと。しかし、私の権限ではございませんので、その点だけは承知していただきたいと思います。

それと同時に、あと1点。大きな、先ほど議員さんの話の中では、1中2小を決めておきながら、町民に話をしないのはどういうことか、こういう話がございましたけれども、1中2小は、私はこれは教育委員会のほうで説明をしていただきたいんですが、1中2小というのは答申であって、決めてはいないように私は思って、今までいたんですが、その点を少し。議員さんの考え方もそうでしょうけども、そのへんをちょっと、うちのほうでも説明をしていただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

学校教育課長。

○学校教育課長（近藤正国君）

前期計画の期日の中に、目指す目標として、1中2小という記述がございます。これにつきましては、審議会の答申を尊重する中で、教育委員会として、前期計画に盛り込んだ、いわば基本的な考え方、総合計画でいえば基本構想的な部分をここに表しているというふうに、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

審議会の答申に基づいてということで、その審議会の答申が1中2小ということで、多くの

町民はそういうふうになるのではないかという危惧を持っていますけども、それはやっぱり、決定するのは町民でありますから、それは今後、町民の皆さんの声を聞きながら、決めていかなければならないと思いますけども、とりあえず今までは1中2小ということで計画があって、将来的には1中2小でいくという計画を、私たちは示していただいていたので、そういうふうになるのかなというふうに思っていましたけど、それは最終決定は、広く、町民の皆さんに考えてもらうということは当然だと思います。

そして、やっぱり、先ほど教育委員長もおっしゃったように、今まで行っていない、説明をしていない地域の方たちとも説明をしながら、意見を聞きながら、そういう方向でいくということなんですけども、計画書というか、1、2、3段階に分けて、だんだんと少なくなっていくという、その計画どおりではないという。最終的には1中2小という、あの計画どおりではないということ、ちょっと確認したいんですけど。

○議長（望月広喜君）

教育委員長。

○教育委員長（山田省吾君）

先ほども申しあげましたように、答申のほうで1中2小ということが出てきました。これはさっき、申しましたように、ほうぼうで旧町に1校はほしいというような要望もありますので、今後、検討していく中で、対応していきたいと、こういうことであります。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

分かりました。いずれにしても、町民の皆さんのご意見を聞く中で、計画をきちんとお示し、本当にそれがいいのかどうなのかという、町民総ぐるみの、町のあり方に関わることで、教育委員会だけの問題ではないし、最終的には町の問題ですから、町長もそれに関わって、支出の問題とかありますので、教育委員会だけで考える問題ではないので、これは役場含めて、全体の問題として、町民の皆さんに提起していくようなやり方をさせていただきたいと要望いたしまして、私の質問は終わります。

次に社会福祉協議会の事業についてということで、質問をいたします。

まず最初に、下部生きがいデイサービスで調理している給食と配食サービスの変更計画についてということなんですけども、これは昨日の論議でも明らかになってきましたので、確認なんですけども、下部生きがいデイサービスで調理している給食、下部地区の配食サービス、身延のデイサービスの利用者の給食をすこやかセンターにまとめ、今まで飯富病院で作っていた中富地区の配食も含めたものを、民間企業に委託をする計画と理解しましたが、これで間違いはないでしょうか。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

昨日の予算の質疑での答弁と重なる部分もあると思いますが、下部保健福祉センター内の下部生きがいデイサービスセンターでは、下部生きがいデイサービス事業と身延生きがいデイサービス事業の参加者のお弁当と下部地区の配食サービスの調理業務と配食業務を、町から委

託を受けた社会福祉協議会が行っております。

中富地区の配食サービスの調理業務につきましては、先ほども議員さんが申されましたように飯富病院に委託し、身延地区の配食サービスの調理業務につきましてはみのぶ荘に委託し、実施をしております。合併後、旧町の方式をそのまま実施しておりますが、昨年、身延町行政改革推進委員会や地域審議会からの指摘もございまして、町と社会福祉協議会では、より効率的な運営業務を検討する中で、平成22年度から社会福祉協議会が事業者として運営をしております中富デイサービスセンターの厨房を使用いたしまして、下部と身延の生きがいデイサービス事業の昼食、下部地区と中富地区の配食サービス事業、それからすこやかセンターで行っております介護保険のデイサービス事業の昼食を、民間業者に調理業務を委託して計画しております。

以上でございます。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

では、私が言ったことに間違いはないということですね。統一をさせなければという声があったということで、統一をさせるために、そういうふうにしたということなんですけども、下部地区の配食、それから中富・身延の配食数、何人で何食か。それから下部のデイサービスの昼食は何人、中富は何人、身延は何人が教えてください。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

下部生きがいデイサービス事業の配食は、1月の実績で申し上げますと、187食であります。これを1月の開所日、19日で割り算をしますと、1日当たり平均10食となっております。それから身延生きがいデイサービス事業でございますけども、1月の実績が228食でございます。同じように19日で、開所日数で割りますと、平均12食となっております。それから下部地区の配食サービスですけども、1月の実績が176食となっております。同じように開所日、19日で割ると、1日当たり約14食となっております。それから中富地区の配食サービス業務につきましては、1日当たり約14食となっております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

この配食サービスについては、各町の今までの経過があって、さまざまであったと思うんですね。やっぱり、統一をするんだったら、では住民の皆さんはどういうふうな要望があるのか。どうしてほしいのかということ、まず調査してから、それでは1つにまとめたほうがいいのか、そういう結論に達したんだったら理解はできるんですね。だけど、ただ単に統一をしなければいけない。それで、私から言わせると、安易な形で民間企業に委託をするというような方向に持って行ってしまった。これはいろんな問題があるし、いろんな影響を含んでいると思うんですね。まず、例えば身延の方たちは夕食ですね、中富の方たち、下部の方たちは昼食です

よね。私はその地域地域の人たちの要望で、もし、それがいいということであつたら、統一する必要がどこにあるのかなというふうに思うんですね。なんのために配食サービスをしているのか。本当に、この配食サービス、皆さんに喜ばれています。そういうものを、ただ統一するというだけのために、要望も聞かないで、一方的に1つにまとめて民間委託をする。それはコスト削減になるかも分かりません。だけど、本来の目的の配食サービスの目的には、いろんな弊害が出てくるのではないかなというふうに思っているんですけども、皆さんの要望や希望やらということを調査したことがありますか。

○議長（望月広喜君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（赤坂次男君）

お答えします。

合併後も含めまして、利用者にニーズの調査を実施したことはございません。しかし、新年度にあたりまして、利用者の調査を実施しまして、昨日も話をしましたように、真に利用者がどういうサービス、昼間なのか、夜間なのかを望んでいるのか、あるいはそれらを含めまして、ニーズ調査をして、今後の配食サービスの事業の参考にさせていただきたい、このように考えております。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

そのニーズを把握してから、そういうまとめることが必要だつたらする。そうではない先に、こういうふうに、ただ単に経費削減だけでまとめて、民間に委託するということは、私はいかななものかなというふうに思って、これは最初に指摘しておきます。

いくつか、私は影響があると思っています。本当にこの配食サービス、それからデイで昼食として、お年寄りが本当に調理員の皆さんが真心を込めて、一生懸命お年寄りのためにということで作ってくれた、お昼を食べている。今までは、下部のデイで作っていたのは、手をかけたものが作られて、本当に好みに応じたものが作られていたんですね。利用者の方たちからお聞きをしましたが、うちでは一人でそんなにいろいろなものが食べられないけども、ここへ来て、本当にいろいろなものが食べられて、本当に楽しみにしている、そういう声もお聞きをしています。

配食では、ちょっと薄まってしまうんですけど、デイで作っているから温かいものはそのまま温かく、冷たいものはそのまま冷たく、本当においしくて、楽しみに通ってきているんだよという話も伺っています。

それから中富のデイにお邪魔したときには、たまたまですけども、あずきぼうとうをボランティアの皆さんと作っていました。中富のデイは介護保険対象ですから、そんなにきちんとは作れないですけど、でも利用者の方たちが混ぜたり、そういうことはできて、ボランティアの方たちと一緒に、たまたまですけど作っていました。そういうことも民間委託をすると、一括してお弁当を持ってきてくれて、食べるわけですけども、そういう、お年寄りが今まで楽しみにしていた楽しみが、私は奪われてしまうのではないかなというふうに思っています。

それと、地元の商店の問題ですね。土曜日に伺ったときに、2、3日、昨日だかおとといだか、説明に来て、4月から今まで材料をお願いしていたけど、今回から民間に委託になるから、

もう来られなくなったという説明を受けたと。これは私、あまりに冷たいやり方ではないかというふうに思っています。

今、業者の方たちは、本当に大型店の出店や、それから長引く不況のもとで、一生懸命、少しでもよい食材をとということで、納めてきていました。それを一方的に、もう来月から、いいよというやり方は、どうなのでしょう。そして、それは本来、町が地元業者を応援するという役割も大きな仕事だと思っんですね。そういうことを奪ってしまうこと。それから地元の商店の方たちは、儲けだけではなくて、やっぱり大型店とか、通勤途中とかという、若い人たちはそういうところで食材を調達できますけども、本当に歩いていける範囲に商店があるということが、そういうお年寄りたちが、その土地で住んでいられる、本当にそれで食をつなげる、1つの大きな使命を持って、皆さん、閉めるわけにはいかないという思いで、頑張っているという話も聞いています。

そういう地元業者の営業を守る、そして後押しをするということを、町は本来しなくてはいけないのではないかなと。それを、これから民間へ委託したからいいよという、そういうやり方、本当にそれでいいんでしょうか。それは町として、そういうやり方をしていいのか、町長にお聞かせいただきたいと思います。町長にお願いしています。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

先ほども担当課長のほうから話がありました。議員さんは、なんか業者に委託しますと、冷たいものを持ってきてという感覚で受け止めているようですが、材料を持ってきて、1カ所で作りますから、温かいものが皆さんのところにいくことは変わりございませんので、念のため申し上げたいと思います。

それと、先ほども課長のほうから話がありましたように、行政改革推進委員会の皆さんにも、これらの問題については長年検討をしていただいております、長年とって、5年でも7年でもありませんけども、合併後、検討をしていただく中で、もちろん行政改革推進委員会の皆さんも地域のことを、地域の業者はどうなってもいいというのではございません。それらも含めた、すべてを総合的に判断する中で、あるいは地域審議会の皆さん方も、それぞれの地域でどうしたらいいかということも総合的に判断する中で、町が行うサービスは、同じサービスをするのが町民に対しては、これは基本ではないだろうか、こういうようなことでございます。それが行政の役目ではないだろうかということで、さらに実は、町の監査をいただいている監査委員さんのほうからも、昨日も私が申し上げましたとおり、このことではございませんけれども、旧町の垣根を払って、そして町民が1つになって考えていくべきだというようなことも言われておるところでございます。それはもちろん、地元の業者さんに対しては、厳しい面もございませけれども、それらも含めて、先ほどからくどくなりますけれども、行革の委員の皆さん、地域審議会の皆さん、さらには監査委員さん等も、このことは百も承知している中でのご意見でございますので、それを尊重した、こういうことでございます。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

私は民間委託になったから、冷たいものがくるとは言っていない。それはそれできちんと

したものが来ると思いますよ。ただ、配食サービスや、それからデイの給食を作っている人たちが、本当に民間委託だと利益優先ですよ。どうしたらコストを下げられて、どうしたら食材も安く済むかということ、企業ですから、当然、それを考えると思うんですね。そういうときに、今まで、本当にどういうふうに調理したら、お年寄りに喜んでもらえるか。そればかり考えて、仕事に励んでいた、今まで作っていた人たちのように、お年寄りの喜んでもらえる食事が作られるのかどうなのか。そこが民間に委託して、企業が作るものと違うのではないですかと言っているんです。

それで、先ほども昨日も話をしましたけども、例えば下部のデイの人たちは麦ご飯が好きだ。中富の人たちは、麦ご飯はあんまり好きではないということで、そういうお年寄りの皆さんが楽しみにしているものに、なおかつ好きなものが調理できる、それこそやっぱり、社協の事業でやることではないかというふうに思っています。そういうお年寄りの、私は楽しみを奪うことにつながるのではないかなというふうに思っています。

それから、先ほど町長、統一とおっしゃいましたけれども、今まで、合併して、サービスは高く、統一するとおっしゃって、現実、この配食サービスにした、統一してサービスがよくなったんでしょうか。例えば中富にしても、合併前は土日も毎日配食していましたよね。それが合併をして日曜日がなくなり、今回、この民間委託、実施をされると、今まで土日も配食サービスを受けていた人もなくなってしまいうんですね。そういうことを1つとっても、やっぱり住民サービスの低下になる、統一をするんだったら高いほうに合わせる。そして、皆さんに喜んでいただけるような配食サービスを心がける、住民の皆さんの意向調査をしながら、どうしたら意向に添えるのか、どうしたら喜んでいただけるのかということを考えるのが、社協に委託をした町の責任だと私は思いますけど、この点については、町長いかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

社協へ私どもがお願いをしているのは、すでに議員さんもその当時から議員をしておりますので、承知をしているだろうと、そういうように思いますので、その点は申し上げませんが、当然のことながら社協にお願いをしているから、サービスを低下していい、そんなことは少しも考えておりませんし、当然、その中で、サービスも最大のサービスをしていただかなければならないし、先ほども言いましたけども、だったら全然、そのサービスが偏ってもいいだろうかという部分も、ひとつ、冷静に考えていただければありがたいのかなと。

その点、先ほどから私がくどく申し上げておりますけども、行政改革委員会の皆さん等々も、その点を十分検討していただく中で、さらには社協の皆さん方もその点も、十分、議員さんがおっしゃることも念頭に置いて、検討をする中でこの状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

なんか、行政改革推進委員の人たちを引き合いに出しておっしゃっていますけども、やっぱり、それはもちろんコストを削減しなければいけないと思いますよ。だけど、どこでどういうふうにコストを下げるのか。住民に転嫁していいのか。住民サービスを下げて、どんどん下げ

て統一をするのか。町ではこういう思いで配食をやっていますというようなことで、もちろんコスト削減はしつつも、住民の皆さんの希望を十分反映できるようなことを考えていくのが、私は町の責務だというふうに思っているんですね。そういう意味では、先ほど町長、今まで、低いものに結局、合わせてしまってきている現状があるということについては、お答えがなかったんですけど、これについてはいかがでしょうか。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

低いのに合わせているなんていうことはございません。もちろん過剰サービスもいけませんけれども、低くてもいけませんし、皆さんと検討する中で、これを提案させていただいているということでございます。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

今、現実に土曜日も日曜日もご飯を食べなければいけないではないですか。だけでも、だんだん、今まで、土曜日も日曜日も配食サービスを受けていた人たちが、だんだん受けられなくなってしまっている。そうしたら、では、どうしたらみんなが受けられるようになるのか。365日、やっぱりご飯が食べられるようにするには、どうしたらいいのかということ、私は考えるのが、町の仕事だというふうにいっているんですけど、そういう点ではサービスの低下、先ほどのお年寄りの楽しみを奪ってしまう、きめ細やかなサービスができないとか、そういう点では、サービスの低下があるんじゃないかと言っているんです。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

この点につきましては、今日ここで議論していただくものではございませんので、土日は配食が、もうすでになくなっているというのは、今ここでなくしているわけでもございませんので、その点については総務課長のほうから、ちょっとお話をさせていただきます。

○議長（望月広喜君）

総務課長。

○総務課長（広島法明君）

日曜日の配食を中止させてもらった張本人ですから、自分のほうから説明させていただきます。中富の配食サービスは、先ほども言いましたように、日曜日の配食は1人、土曜日の配食は3名ないし4名ということでしていましたが、自分のほうも、そのときに家族のほうに話をさせていただきましたけど、いや、そんなに、とてもほしくてではなくて、くれるだったらもらおうという形で、そのために1人を雇って、配食も雇って、作ってもらって、何でもかんでも費用対効果ではないんですけど、それらの財源は一般町民からも充てているんですね。だから、その必要性に応じて、それが適正サービスだと思ひまして、家族の人にも理解してもらって、申し訳ないけど、去年の1月1日から、日曜日の配食は中止にさせていただきますということと、それと毎日配食が必要でしたら、もともとが介護予防サービス、介護保険にかからないようにということでの目的です。その栄養補給も当然ですけど、安否確認等もふまえてということで、

もし毎日配食が必要な障害等がある人でしたら、介護保険が適用するではないか。ホームヘルパーを派遣して、一緒に食事を作るとか、1食の弁当で過ごせる人はある程度、自立に近い人という判断で、月曜日から金曜日の配食をする。土日は家族、近隣の人に助け合ってもらってもいいのではないかとということで、土日の配食は変更したという経緯がございます。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

それは今までの経過で、私のまわりにも、やっぱり一人暮らしのお年寄りで、家族も遠くに住んでいる。そしたら土日、食べないわけに行かないから、ほしいという人だっていますよね。そういう思いにやっぱり、応えていく。1人や2人だからという問題ではなくて、やっぱり1人でも、そういう人たちがいたら、この町でだって最後まで、住んでいてよかったと思ってもらえるようにするためには、そういうことだって必要でしょう。だから、そういう経過があるのは承知していますけども、今、そういうニーズがあるのを私も聞いています。

ただ、姿勢というか、厳しくて、お弁当屋ではないよということを言われて、頼めないという話も聞いています。そういう点では、もうちょっと住民の皆さんが頼みやすく、ほしいという人には、だからといって全部ということではなくて、またそれなりにしながら、必要だということには、要望に応えていくようなことをしていかないと、この町には住んでいられないと思うんですね。だって、高齢者の一人暮らしが多い町ですから、そういう町だからこそ、やっぱり、こういう在宅で過ごしていけるようなサービスを、私は増やしていかなければいけない。それがやっぱり、介護予防にもつながるし、医療費の抑制にも私はつながるのではないかとこのように思っていますから、この配食サービスは本当に重要な問題だというふうに思っています。それを安易に、民間に委託するというところに、私は本当にそんな町でいいのかなと、そういう危惧を持って、この質問をしています。

時間が限られていますので、あとやっぱり働く人たち、先ほども話をしましたけども、私も飯富病院で、配食サービスに関わっていて、本当にお年寄りの皆さんにどうしたら喜んでもらえるか。飾りつけにしても、どうしたらおいしそうだなと見てもらえるかということで、みんな本当に心を砕いて仕事をしていると思うんですね。そういう人たちが、いろいろ経過があるとは思いますが、やっぱり、そのまま民間にいく人も聞いています。けども、条件的に、社協の臨時職員と民間とでは差があるのは当然ですよ。そういう意味では、利用者にもサービス低下になる。それから地元業者、応援しなければいけない、町が地元の業者の苦しさに追い討ちをかけるとか、それから、この働く人たちの労働条件を悪くするとか、こういう問題がこの民間委託には出てきていると思うんですね。そういう点について、町長に総括的に、それでもなおかつ、この民間委託は予定どおり進めるのか。改善の余地はないのか、そのことについて、お聞きいたします。

○議長（望月広喜君）

町長。

○町長（望月仁司君）

問題につきましては、提案をさせていただきますので、そのとおり進めます。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

それが町長の意思ですね。分かりました。

最後におもちゃ図書館のことについて、質問をいたします。

このおもちゃ図書館は社協独自の事業で、平成9年から旧中富町でやっていて、障害を持った子どもの社会性を育てるということで、今まで続いてきています。私も前は、総合会館で畳の部屋でやっていまして、何回かお邪魔をして様子をうかがっていたんですけども、障害を持った子どもたちはいなかったんですけども、子どもたちがお母さんと一緒に、そしてボランティアの方たちと一緒に、家にはない大きなおもちゃとか、楽しそうなおもちゃを相手に遊んでいる。そして、お母さんたちは、それを見ながら傍らで、ボランティアの人たちと子育ての相談なり、いろんな話をしていたのをよく目にしました。これは月2回ですけども、本当に皆さん、楽しみにして、ここのところ、なんかニーズが少なくなっているようですけども。そしてこれは、中富でやっていたことで、下部にもこういうのがあったらなというふうに思っていたんですけど、合併して、町内どこでも入ってこられるということで、いろいろなところから来ていたのを記憶しています。

この社協独自の事業ですね。年間5万円の予算で、この事業をやっているんですけども、年間5万円の予算で、多くの子どもたちやお母さんたちに喜んでもらえる、この事業をなぜ、この4月から廃止にしなければならないのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

社会福祉協議会局長。

○社会福祉協議会局長（若狭政雄君）

まず、平素は社会福祉協議会の諸事業に対しまして、温かいご支援をいただいておりますことを、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

ただいま、議員さんの質問でございますが、まずおもちゃ図書館事業は、議員さんも申されたとおり、社会福祉協議会独自の地域福祉推進事業の1つとして、町から補助金をいただき、実施をしてきました。

おもちゃ図書館の運営の趣旨について、説明をします。

障害のある子も、ない子も共におもちゃで遊ぶことによる交流、専門職への相談、育児・子育てへの不安や日常のストレス解消などを目的に、国際障害者年を契機に1981年、東京の三鷹市で誕生し、その後、国内で運営されるようになりました。開設当初は、旧中富町で実施しており、合併後の平成17年後半からは、身延町全域に対象を広げ、先ほど申し上げました目的で運営を行ってまいりましたが、なかなか障害児の利用が進まず、当初の目的どおり運営をすることができませんでした。平成21年度からは、今まで開催していた中富総合会館から中富すこやかセンターに会場を移し、本来の趣旨、目的にできるだけ近づける運営を目指し、保健師、障害福祉担当の協力をいただき、発達障害のおそれのある乳幼児、身体障害児等が気軽に利用できる図書館を目指してまいりましたが、残念ながら実績があがりませんでした。

福祉保健課では、乳児健康健診等で異常が疑われる子どもたちは、臨床発達心理士と保健師で療育相談事業、伸び伸び相談会や療育訓練事業「つくしんぼ」を行っており、発達障害のおそれのある乳幼児、身体障害児等に対するきめ細かな事業を行っております。

このような状況の中で、事業形態が児童館とほとんど同じ状態でありますので、会長リーダー会議において、何度となく協議を重ねた結果、本年をもちまして、おもちゃ図書館事業を終了

する方針で、明日行われます三役会議、会長、副会長の会議、また理事会、評議員会にこの件を提案する予定です。

以上です。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

児童館と同じだからということで、廃止にするということなんですけども、私はおかしいなと思うんですね。児童館は児童館の役割があって、これは社協独自の事業ですよ。児童館とは違うところ、ボランティアの皆さんがこれに関わってくれる。そして家にはない大きなおもちゃ、特殊なおもちゃで遊ぶことができる。そして、おやつが出て、その時間には和やかな交流ができて、相談にもものってもらえる。これは児童館とは、私は違う役割があるんじゃないかなというふうに思うんですね。

お母さんたちから話を、その総合会館でやっていたときから、いろんな話を伺ってきました。結構、お腹の大きいお母さんたちもいらっちゃって、近くだから来られるんだという話も聞いています。最近、児童館には行ったことがないけども、すぐ近くだから行けるんですという話も聞いています。子どもたちも保育園に行くようになって、おもちゃ図書館の放送があると、保育園を休んでも図書館に行きたいと泣いていたという子どもも聞いています。そういうお母さんたちの声も、たくさん聞いています。

そういう皆さんの声をちゃんと聞いて、決断をしたんですか。そして、この児童館と違う、まるっきり同じではないではないですかね。このことについては、どう考えますか。

○議長（望月広喜君）

社会福祉協議会局長。

○社会福祉協議会局長（若狭政雄君）

先ほども申しあげました児童館と同等なというふうな答弁をさせてもらいましたが、乳幼児に対しましては、乳幼児を対象とする事業では、児童館に子育て支援センターが開設しております。保育士を含め2名の職員が常駐しております。育児に関することや相談の窓口としての機能も行ってあります。また町立図書館では、毎週火曜日にゼロ歳から保育園入園前の乳幼児を対象に、集まれゼロ・1・2・3小さなお話し会を開催しており、絵本の読み聞かせ、手遊び、わらべ歌、簡単な工作等を行っております。

また福祉保健課におきましては、乳幼児と保護者を対象に実施してまいりました、すすく事業などは、平成20年度をもって終了しております。また議員さんから、ご質問がありました利用者の関係なんですが、下部地区では子どもが7人、保護者が6人。中富については子どもが9人、保護者が7人。身延地区においては子どもが17人、保護者が16人ということで、やはり身延地区の方々がおもちゃ図書館を多く利用いたしております。

そして、この場所が、すこやかが遠いという指摘でございますが、300号線を下ってくる場合については、下山の富山橋からすこやかセンターに来る時間と、あと身延福祉センターに来る時間もほとんど変わりませんので、そんなに遠いかという認識は、私どもでは持っておりません。

○13番議員（渡辺文子君）

遠いか近いか、そういう問題ではなくて、近くにあるから行けるんですという、そ

うお母さんたちの声があるということを紹介したんです。だから身延の人たちが、このおもちゃ図書館に来るから、そういう人たちは児童館に行けばいいではないかという、そういう発想ですよね。そうでなくて、そういう子育ての施設って、いくつかあっていいと思うんです。そして、その人の状況に応じて、お腹が大きかったら、近くに行きたいと思ったら近くに行けばいいではないですか。いくつか、そういうことを提供するのが町の仕事で、こっちは閉鎖して、あっちに行きなさいという問題ではないと思うんですね。いくつか、そういうものが子育てをするときにあること、それがやっぱり、子育てをしやすいまちづくりにつながるんじゃないかなというふうに思うんですね。

さっき、利用状況をお話ししていただきましたけれども、私はこういういいことは、もっと宣伝をして、知らせれば行きたいという人もいると思うんです。以前は放送で、おもちゃ図書館がありますという放送がありましたけれども、最近はどうなくなってしまったので、みんな、気がつかないのかも分からないですけども、私はそういうことを、児童館があるから、そこにまとめるということではなくて、いろんな、まして、これは社協の事業ですから、社協独自の事業ですから、社協は年間、全戸1千円ずつもらっているではないですか。若い人たちに、ではどういうふうに還元するんですか。そういうことも考えて、社協独自の事業として、若い人たちにはおもちゃ図書館、それからもっといろんな事業を検討する。町は町で児童館、図書館でいろんなことを検討する。選ぶのは住民なんだと思います。

あっちへ行け、こっちへ行けという資格はないし、そういうものではないと思うんですね。先ほど、るる話をさせていただきましたけれども、児童館とは違うこと、ボランティアの皆さんが本当に若いお母さんたちの相談にのってくれるとか、やっぱり社協の仕事というのは地域のコミュニティをつくることだと思うんです。それに大きな意味があるんじゃないですかね。だから、社協で、このおもちゃ図書館を始めたんじゃないでしょうか。その地域のコミュニティをつくれるという、こういういいことをなぜ、やめてしまうのか。ボランティアさんがせっかく関わってくれて、地域のコミュニティを一生懸命つくろうとしているのに、なぜこれをやめてしまうのか。そのところがちょっと、よく分かりません。

局長には、ボランティアさんが関わっている意味ですね。そのところを社協として、どう考えるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（望月広喜君）

渡辺君、4分になりました。

社会福祉協議会局長。

○社会福祉協議会局長（若狭政雄君）

先ほど、ボランティアの皆さんの協力はということですが、年間、おもちゃ図書館は月に2回、24回、開催しております。そのうち、おもちゃボランティアということで、旧中富町時代から、おもちゃ図書館のボランティアとして活動していただいた方々が、全部で19名おられます、この方が年間12回。そして、町の愛育会が年6回。そしてあと保護者、自分たちだけでやっているというのが年5回。夏、8月14日がお盆ということで、そこが休館でしたので、通常は保護者が6回、やっています。大変、地域のボランティアの方も協力していただいているわけですが、やっぱり、ボランティアの、ほとんどが年をとっている方なんです。そういう人たちの交流ももちろん分かります。ただ、先ほども申し上げたように、児童館が平均、昨年度が9人、10人を切っております。今年の2月までで、10人台にのっているというふう

な、そして私どものおもちゃ図書館につきましては、児童館が出る前、平成19年度におきましては、平均が13人。これは児童館がなかった時代であります。20年度につきましては、9人。本年度、2月19日では7人を切っておると、そういうような状況の中で、先ほど申したとおり、私どものリーダー会議とか、そういうところで何回も協議をして、社会福祉協議会の立場としての部分を慎重に検討してまいりました結果、このような方針でいくということで、明日の三役会議、また臨時会等にかかる予定で、ただいま進めております。

以上です。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

質問に明確に答えていないんですけども、地域のコミュニケーションがつかれる、それを醸成するのが社協の仕事だと思うんですね。そういう意味では、本当にいい事業だというふうに私は思っているんですけども、町で児童館があるから児童館のほうにということで、社協独自の事業に対する社協としてのこだわりというか、そういうものはないんだなということで理解をしました。

これは最終的には理事会で決定しなければ、社協独自の事業ですから、理事会で決定しなければいけない問題ではないかなというふうに思うんですけども、このことについては、理事会で決定しない間に決めてしまっているものなんでしょうか。それを最後にお聞かせください。

○議長（望月広喜君）

社会福祉協議会局長。簡単をお願いします。

○社会福祉協議会局長（若狭政雄君）

先ほどから、何回も申し上げております。会長リーダー会議で方向を決めまして、まだ、その段階です。明日、三役、会長、副会長会議がございます。その場でまた、提案をします。それが通って、はじめて理事会、評議員会に提案する予定です。だから、まだ、これは事務局段階の話です。

以上です。

○議長（望月広喜君）

渡辺君。

○13番議員（渡辺文子君）

社協の意義というのが、なんか私はちょっと、局長の話からは理解できなかったんですけども、なんでもかんでも1つにまとめればいいのかというような、配食もそうですし、そういうような傾向があるような気がします。やっぱり行政は住民の声を聞きながら、どうそれを施策に生かしていくのかということ、十分に考えていただきたいと指摘して質問を終わります。

○議長（望月広喜君）

以上で渡辺文子君の一般質問が終わりましたので、渡辺文子君の一般質問は終結いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（遠藤守君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 0時15分

平成 2 2 年

第 1 回身延町議会定例会

3 月 1 6 日

平成22年第1回身延町議会定例会（4日目）

平成22年3月16日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 付託議案に対する委員長報告
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 日程第3 委員長報告に対する討論
- 日程第4 提出議案に対する採決
- 日程第5 委員会の閉会中の継続調査
- 追加日程第1 追加提出議案の報告、並びに上程
- 追加日程第2 追加提出議案の説明
- 追加日程第3 追加提出議案に対する質疑
- 追加日程第4 追加提出議案に対する討論
- 追加日程第5 追加提出議案に対する採決

2. 出席議員は次のとおりである。（15名）

1番	野 島 俊 博	2番	望 月 明
3番	河 井 淳	4番	望 月 秀 哉
5番	芦 澤 健 拓	6番	松 浦 隆
7番	望 月 寛	8番	深 沢 脩 二
9番	日 向 英 明	10番	草 間 天
12番	川 口 福 三	13番	渡 辺 文 子
14番	穂 坂 英 勝	15番	伊 藤 文 雄
16番	望 月 広 喜		

3. 欠席議員は次のとおりである。

11番 福 与 三 郎

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月仁司	総務課長	広島法明
会計課	長	佐野治仁	財政課長	笠井一雄
政策室	長	赤池義明	町民課長	秋山和子
税務課	長	依田二郎	身延支所長	望月和永
下部支所	長	小林英雄	教育委員長	山田省吾
教育	長	佐野雅仁	学校教育課長	近藤正国
生涯学習課	長	佐野正美	福祉保健課長	赤坂次男
子育て支援課	長	稲葉義仁	建設課公共土木主幹	藤田政士
産業課	長	串松文雄	土地対策課長	滝戸文昭
観光課	長	熊谷文彦	環境下水道課長	赤池和希
水道課	長	千頭和勝彦		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 遠藤 守
録音係 丸山 優

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（遠藤守君）

おはようございます。
それでは、相互の礼で始めたいと思います。
ご起立をお願いいたします。
相互に礼。
（ あ い さ つ ）
ご着席ください。

○議長（望月広喜君）

本日は、大変ご苦労さまです。
欠席の報告をいたします。
福与議員は入院のため、欠席届が提出されております。
それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。
本日は、議事日程第4号により行います。

日程第1 付託議案に対する委員長報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会委員長の報告を求めます。
総務常任委員会委員長、日向英明君。

○総務常任委員長（日向英明君）

それでは、総務常任委員会審査結果報告書を、朗読をもってご報告いたします。
（以下、総務常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（望月広喜君）

次に、教育厚生常任委員会委員長報告を求めます。
教育厚生常任委員会副委員長、望月秀哉君。

○教育厚生常任副委員長（望月秀哉君）

教育厚生常任委員会の審査結果について、報告を申し上げます。
先ほども、議長から冒頭に欠席のお知らせがありましたけれども、福与委員長が入院中のため、私、望月秀哉が代行いたしております。
まず、すみませんが、最初に訂正をお願いしたいと思います。
先ほど、お配りいたしました報告書の1.現地調査の3月11日の曜日ですが、「金」となっておりますけれども、「木」に訂正をお願いしたいと思います。
（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（望月広喜君）

次に、産業建設常任委員会委員長報告を求めます。
産業建設常任委員会委員長、望月寛君。

○産業建設常任委員長（望月寛君）

それでは、産業建設常任委員会審査結果の報告をさせていただきます。
（以下、産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（望月広喜君）

以上で、委員長および副委員長の報告は終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑を行います。

最初に、総務常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

次に、教育厚生常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

川口福三君。

○12番議員(川口福三君)

教育厚生常任委員会の内容について、お伺いいたします。

この8ページの、西嶋小学校と静川小学校の統合計画、この計画について委員会でも質問がされ、答弁の中に1年先送りして、平成23年度当初の統合を目標として計画しているというようなご答弁ですが、その後、この両地区においての説明会はどのように行われているのか。また、できるだけ詳細な説明をお願いします。

○議長(望月広喜君)

望月秀哉君。

○4番議員(望月秀哉君)

この8ページに書いてありますけど、一応、全般的な話の中で、その西嶋小学校、静川小学校のことについて話が出ましたけど、委員会報告といたしましては、過去のつながりも見ながら、さらには静川小学校から出た要望書を中心に話し合いを進めるよう取り組んでいるということで、ここにございますように、具体的にわれわれが、この委員会の時点で、西嶋小と静川小のことについての具体的なことは出ておりません。

以上です。

○議長(望月広喜君)

他にございますか。

(な し)

他に質疑がないので、質疑を終結いたします。

次に、産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(な し)

質疑がないので、質疑を終結いたします。

日程第3 委員長報告に対する討論を行います。

最初に、総務常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

次に、教育厚生常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論はございますか。

渡辺文子君。

○13 番議員（渡辺文子君）

議案第24号 平成22年度身延町一般会計予算について、2点、反対討論いたします。

1点目、3款民生費、1項社会福祉費について、これまで下部のデイサービスで調理していたデイサービスの昼食と下部地区の配食サービス、身延のデイサービスでの昼食、飯富病院に頼んでいた中富地区の配食サービス、すこやかセンターで作っていた中富のデイサービスでの昼食、これをまとめて1つにし、民間の企業に委託しようというものです。

私は昔、飯富病院で配食サービスの調理の仕事に従事していた経験があります。お年寄りの方たちは、食事をとることはもちろん、献立の中身がなんなのか、非常に楽しみにしています。ですから調理をする者はどういう料理を出したら、お年寄りの皆さんに喜んでいただけるか、常に考えて、仕事に臨んでいるのです。下部のデイサービスの利用者さんは、麦ご飯が好きだということを聞いています。その地域のお年寄りの皆さんの好みに応じた、真心を込めた食事は利用者の皆さんにも大変、喜ばれています。

民間に委託すれば、企業は採算が取れるかどうかを最優先するのではないのでしょうか。この民間委託はお年寄りの楽しみを奪うことになるのではないのでしょうか。

それから、地元業者への影響です。長引く不況、大型店の進出や通勤などの影響で、商店街は非常に困難な経営を強いられています。個々の商店の努力では、どうにもならない状況が生まれています。

そんな中で、高齢者にとっては歩いて買い物ができる町の商店があることが、どれだけ必要かは改めて言うまでもありません。地域から商店がなくなってしまうことは、町としての機能そのものがなくなるということではないのでしょうか。近所のお年寄りの皆さんのためにも、店を閉めることはできないと頑張ってきたと話されていた商店の方もいました。3月に入ってから担当者が来て、4月から民間に委託するから、今月で食材の納入は終わりだと一方的に告げられたということです。学校給食や病院、福祉施設などへよい食材を提供したいと努力してきた地元業者の営業を守る後押しをするのも、行政として非常に大事な仕事です。それを経費削減の一言で、事前の話し合いもなく一方的に打ち切るなど、あまりにも冷たいやり方に怒りを持っている人もたくさんいます。

働いている人たちの問題も深刻です。ご存じのように、今の私たちを取り巻く雇用状況は劣悪です。これまで働いてきた人たち、配食サービスに従事してきた人たちの新たな雇用への影響も心配です。経費削減はできるかもしれませんが、この町にとってよいことであるとは到底、思われません。

2点目、10款教育費です。学校統廃合問題は、町の将来に関わる大問題です。この大きな問題を教育委員会だけで決める権限はないはずですが、全体像をきちんと町民に示し、その前期計画、後期計画を具体的に示すべきです。その上で、決定するのは町民です。しかし、少人数教育が見直されている今、教育委員会でやらなければならないことは統廃合ではなく、町民の皆さんと協力をし、どうしたら児童生徒を増やすことができるのか。地域の皆さんの知恵も借り、あらゆる方法を検討することだと思います。

きちんと全体像を示さず、複式学級解消のための町単教師の負担を削減するため、小さな学校から廃校を無理強引に推し進め、保護者、地域の方たちも泣く泣く苦渋の選択をせざるを得ない、こういうやり方を認めるわけにはいきません。

議案第25号 平成22年度身延町国民健康保険特別会計予算について、反対をいたします。
国民健康保険税は高く払うのが大変、とても払いきれないという声を多くの住民から聞きます。本町だけでなく、全国的に大きな問題とされています。保険料を滞納して保険証がない、無保険になるなどの理由で受診が遅れ、死亡した人が2009年の1年間に、山梨県などを含む全国で33人いたことが、新聞報道されていました。

保険料が高くなった大きな原因は、国が国庫負担を引き下げ、続けてきたことにあります。1984年度に50%だった国庫負担率が、2007年度には25%に半減しています。この間、1人当たりの国保税は2倍以上に値上がりしました。政治の責任で、直ちに国庫負担率を引き上げて、国保財政の立て直しを図り、保険料引き下げの手立てをとることが切実に求められています。

昨年に続き22年度も医療費が高く、厚生労働省の指定を受けた本町では、保健師をはじめ皆さん一生懸命、努力していることは理解していますが、身近で相談できる機会を増やすなど、これまで以上の取り組みが求められています。ガン検診の受診率が年度ごとに下がっていますが、検診の抜本的な改善も必要だと思います。

議案第27号 平成22年度身延町後期高齢者医療特別会計予算について、反対討論いたします。

民主党は総選挙での悪法の速やかな廃止という公約を破り、この後期高齢者医療制度を温存し、廃止を4年先送りし、それまでは現行制度を存続させる方針を打ち出しました。この先送りにより、75歳という年齢で、高齢者を区切って差別する制度の根幹は温存されます。高齢者いじめの、この制度は撤廃すべきです。

議案第28号 平成22年度身延町介護保険特別会計予算について、反対いたします。

本人の状態が変わらないのに、介護度が軽くなり、今まで利用できたサービスが使えなくなった。家でみたくてもみるできないのに、特養ホームに入れない。特養ホームに入るには、2年から3年、待たなくてはならない。利用料が払えなくて、必要なサービスが利用できないなど、たくさんの声が寄せられています。本町のように、高齢者の一人暮らし、夫婦だけの世帯が多い町では深刻です。当初から言われていた保険あって介護なしの状況です。

国の制度の改正で、介護に携わる人たちの苦労も大変だとは思いますが、介護を社会で支えるための制度にするために、国に改善を求めるのは当然ですが、町独自の保険料、利用料の負担軽減で、誰でも必要なサービスが受けられるようにすべきです。さらなる介護予防、健康づくりの充実が必要だと思います。

○議長（望月広喜君）

次に、賛成の討論を求めます。

望月秀哉君。

○4番議員（望月秀哉君）

渡辺議員の反対討論を聞いていて、私もなるほどと頷けるところがないわけではございません。いくつか、ありました。まず、給食費の問題ですけれども、現在5つですか、分散してそれぞれ献立等を、配食されているという現実です。非常に小さいところ、小規模のところがいくつもあって、景気もよろしくないということで、今、渡辺議員が指摘されるような、いわゆる効率化という面、これは否めないと思います。

ただ、行政でやっているサービスですから、極力、町民の皆さんに、なるべく均等なサービ

スが行き渡るようにという配慮があって、社協に一応、まとめて委託をするという形で、あと、このほかのことにも全部、通じることなんですけども、先ほどの報告のときも申しあげました、当日、6時半まで、常に長時間にわたって、るる、こういう議論を重ねてきたわけでございます。そのときには、渡辺さん、傍聴席におられたんではないかと思えますけども、そういうことで、差し当たり、たしかにいろいろ問題点はあると思えますけども、一応、社協に委託をするということについては、了解したということでございます。

学校の統合の問題ですけども、たしかにおっしゃるとおりですけども、現実にも目を向けていただけると分かると思うんですけども、今、この時点で最終段階の計画を示すべきだという主張ですけども、日々その状況が変わります。こういう社会情勢の中で、今、10年後を見据えて計画を立てるということは、非常に困難だと。したがって、現時点での推移を見ながら、最終的な計画はいずれは立てるという説明がございました。

それから国保のこと、それから後期高齢者、介護保険、これもおっしゃるとおりですけども、やはり、これは町独自でやっていることではございませんので、われわれは今回の予算について審議をしたわけで、この制度そのものについては、そういう言及はございませんでした。それぞれ当局も、この厳しい財政状況の中で、それなりの予算の組み立てをしたということを長時間の話し合いの中で了解いたしましたして、常任委員全員が賛成いたしましたわけでございます。

したがって、常任委員会としては原案どおり賛成するというところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（望月広喜君）

他にございますか。

穂坂君。

○14番議員（穂坂英勝君）

反対討論を受けての賛成の立場から、もう1点、私のほうからも賛成の討論をお願いいたします。

まず24号について、配食サービスの点についての反対者のご意見をお伺いしました。まさに、私もそのとおりだと思っております。しかし予算編成上、24号について、これだけを反対だから、すべてを反対ということにはなりません。この配食サービスの方法について、反対者の討論がありましたが、その方法については何もこれで、将来、この形でいくよと決めていたものではありません。今、来年度の予算編成に向けて、そういう格好で統合する。たしかに、その中で900万円の削減をきちっと予算編成上、昨年比900万円、コストの軽減を図っているという点を捉えまして、もちろんサービスはお金だけの話ではないんですが、予算を審議する中では、私どもは賛成だという形しております。

それから24号の中で、学校統合問題を取り上げて反対のご意見をいただきましたけども、私どもは別に学校の最終統合の形が見えてきていないから、この予算編成上の予算を認めないよという形には至っておりません。住民が決めるものであるよと。よく住民と話し合いの中でのことは、現在、予算の中に盛られているものは、すでに住民との間に20数年かかって、統合問題をやってきておりました。20数年前に、例えば下山中学校の統合反対同盟の会長が議員に立候補してきまして、身延町の議会の中でも反対、賛成の討論が約20年前からございました。これはずっと重ねて、私どもも何度も豊岡小学校の住民の意見という形、あるいは各種団体の代表という形で、重ねて重ねて論議をしてきた経過が今につながっているのではない

かと思えます。それで、住民との話し合いがされていなかったというふうには、私どもは理解しておりませんし、最終目標ができていないから、統合が拙速だというふうには私どもも考えておりません。それで予算編成上、この統合問題が今の形で、予算の中に持ってきたものの執行に反対だという立場は、まったく見当たらないということで、これについても賛成の立場をとっております。

それから16号、国保特会において、反対の立場の方のご意見は保険料が高いと。しかし、身延の国保税は給付から考えると安い立場だと。非常に国保特会が厳しい状態の中に置かれているのは、皆さんもご承知だと思います。こういう中で、私どもが賛成をしております。

それから27号、後期高齢者についても、やはりわが町にとっては、この制度、全体的に見ると悪法の部分、たくさん見られますけども、わが町にとっては後期高齢者の連合体で、今、やられているこの保険制度は、私どもは誰が考えても賛成ではないかと。小さな町の小さな器の中での保険というのがどんなに厳しいか、国保特会を見ても分かります。そういう意味では賛成だということで、この予算についても認めてきております。

それから28号、介護保険についても種々いろいろあります。問題は、中身に書いてあるように、いっぱい論議が出ました。2日間、まったく夜6時まで論議をしながら、賛成の立場をとってきました。大綱的に賛成であります。賛成者の立場で、委員会の中でやられた話は反対もたくさんあります。個々的には賛成できないものはありますけども、予算編成上はすべて賛成ということになります。よろしく願います。

○議長（望月広喜君）

他に討論はございますか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

次に、産業建設常任委員会委員長報告に対する討論を行います。

討論はございますか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終結いたします。

日程第4 提出議案に対する採決を行います。

議案第2号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第2号 身延町町営バス設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第6号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

挙手多数であります。

よって、議案第6号 身延町湯町開発基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第8号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第8号 身延町勤労青年センター条例の制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第9号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第9号 身延町簡易水道事業の設置等に関する条例及び身延町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第24号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第24号 平成22年度身延町一般会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第25号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第25号 平成22年度身延町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第26号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第26号 平成22年度身延町老人保健特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第27号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第27号 平成22年度身延町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第28号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第28号 平成22年度身延町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決決定をいたしました。

議案第29号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第29号 平成22年度身延町介護サービス事業特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第30号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第30号 平成22年度身延町簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第31号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第31号 平成22年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第32号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第32号 平成22年度身延町下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第33号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

挙手多数であります。

よって、議案第33号 平成22年度身延町青少年自然の里特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

議案第34号について、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第34号 平成22年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算については、原案のとおり可決決定いたしました。

請願第1号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、請願第1号 核兵器廃絶の課題で日本政府に対し、唯一の被爆国として具体的努力を求める意見書の採択を求める請願については、採択することに決定いたしました。

請願第2号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、請願第 2 号 日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の調査・公表・破棄を求める意見書の採択を求める請願については、採択することに決定いたしました。

請願第 3 号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、請願第 3 号 「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求める意見書の採択を求める請願については、採択することに決定いたしました。

日程第 5 委員会の閉会中の継続調査について、議題といたします。

総務常任委員会委員長、教育厚生常任委員会副委員長、産業建設常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長、議会活性化等特別委員会委員長より所管事務の調査について、会議規則第 7 4 条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

以上 6 委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長および副委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、町長から追加議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 として議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

・・・川口君。

○ 1 2 番議員 (川口福三君)

追加議案、異議ございません。

○ 議長 (望月広喜君)

進行いたします。

よって、追加日程第 1 として議題にすることに決定をいたしました。

追加日程第 1 追加提出議案の報告、並びに上程を行います。

議案第 4 8 号 身延町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について

同意第 1 号 身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について

同意第 2 号 身延町大河内地区財産区管理委員会委員の選任について

以上、議案 1 件、同意 2 件について一括上程をいたします。

追加日程第2 町長から提案理由の説明を求めます。

議案第48号、同意第1号、同意第2号について、町長。

○町長（望月仁司君）

ただいま、追加議案をお認めいただきましたので、議案1件と同意2件を一括提案させていただきます。

まず議案第48号 身延町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について。

身延町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の議案を提出する。

平成22年3月16日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由でございます。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、身延町保育の実施に関する条例の一部を改正する必要性が生じました。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次に同意第1号 身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任についてでございます。

身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理委員会委員に、下記の者を選任したいので、身延町恩賜県有財産保護財産区管理条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めます。

記

住 所 身延町大塩2011番地

氏 名 佐野公臣

生年月日 昭和16年11月7日

平成22年3月16日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由についてであります。

身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理委員会委員に欠員が生じました。したがって、新たに委員を選任したい。

これが、この議案を提出する理由であります。

次に同意第2号 身延町大河内地区財産区管理委員会委員の選任について。

身延町大河内地区財産区管理委員会委員に下記の者を選任したいので、身延町財産区管理条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めます。

記

住 所 身延町大島4208番地

氏 名 佐野一

生年月日 昭和7年7月19日

平成22年3月16日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由

身延町大河内地区財産区管理委員会委員に欠員が生じたので、新たに委員を選任したい。

これが、この議案を提出する理由でございます。

以上でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせますので、ご可決・ご同意をいただけますよう、お願いを申し上げます。

○議長（望月広喜君）

町長の説明が終わりました。

次に、担当課長より詳細説明を求めます。

議案第48号について、子育て支援課長。

○子育て支援課長（稲葉義仁君）

議案第48号 身延町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

本条例は、根拠法令として、趣旨に児童福祉法第24条第1項の規定に基づきと謳っております。その児童福祉法の一部改正に伴い、上程するものでございます。

改正内容は、次のとおりでございます。

題名を、身延町保育所における保育の実施に関する条例と改めます。

次に1条中、「保育の実施」を「保育所における保育」と改めます。

続きまして、第2条の見出し、「保育の実施基準」を「保育所における保育を行う基準」に改め、同2条中、「保育の実施」を「保育所における保育」と改めます。

第3条中、「保育の実施」を「保育所における保育」に改めます。

なお、施行日は平成22年4月1日を予定しております。

この本条例の改正につきまして、追加議案となりましたのは、県からの通知が2月下旬であったため、すでにその時点では、もう最初に上程したものが印刷済みであったため、今回の追加議案となったわけでございます。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（望月広喜君）

担当課長の説明が終わりました。

なお、同意第1号、同意第2号につきましては人事案件でありますので、詳細説明は省略いたします。

追加日程第3 追加提出議案に対する質疑を行います。

議案第48号について、質疑を行います。

質疑はございますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

同意第1号、同意第2号につきましては人事案件でありますので、質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第1号、同意第2号については質疑・討論を省略いたします。

追加日程第4 追加提出議案に対する討論を行います。

議案第48号について、討論を行います。

討論はございますか。

(な し)

討論がないので、討論を終結いたします。

追加日程第5 追加提出議案に対する採決を行います。

議案第48号について、原案可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員です。

よって、議案第48号 身延町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決決定いたしました。

同意第1号について、原案のとおり選任することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第1号 身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区管理委員会委員については身延町大塩2011番地、佐野公臣氏、昭和16年11月7日生まれを選任することに決定いたしました。

同意第2号について、原案のとおり選任することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第2号 身延町大河内地区財産区管理委員会委員に身延町大島4208番地、佐野一氏、昭和7年7月19日生まれを選任することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで、町長よりあいさつをいただきます。

町長。

○町長(望月仁司君)

大変、お疲れさまでございます。

平成22年身延町議会第1回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつをさせていただきます。本定例会は去る3月5日に開会をされ、本日までの12日間、望月広喜議長のもとで、私どもの提案をいたしました50件の提出案件につきまして、ご熱心に、しかも真摯にご審議をいただき、ただいま、すべての提出議案につきまして、すべてご承認・ご可決・ご認定、さらには同意をいただき、閉会を迎えることができました。議員の皆さまのご労苦とご協力に心から敬意を表し、お礼を申し上げたいと存じます。

本議会で議決をいただきました一般会計予算90億1,080万円と、特別会計の65億3,196万5千円を合計いたしますと155億4,276万5千円となり、大きな金額であると認識しておりますので、職員ともども知恵を出し合って、これの執行には最善を尽くしてまいりたいと思います。

特に予算を議決していただきましたことは、その結果について、私どもとともに直接、町民

の皆さんに責任を負っていただくわけですから、このこともふまえ、町民の皆さんから一点の疑義をも持たれることのないよう、また議決をいただいた議員の皆さんにご心配をおかけしないように事業を執行してまいりますので、今後も温かく見守っていただくことと同時に、ご指導とご協力をいただければ、幸いです。

また本会議での一般質問の方法の変更も1年が経過し、それぞれの理解も深まり、そのため議会の活性化につながったと考えております。

今後におきましても大いに議論を重ね、共に住民の福祉向上という共通の目的に向かって、なお一層のご尽力をいただけますことをお願い申し上げたいと思います。

今まさに季節の変わり目でございます。議員の皆さんには年度末のご多用と併せ、ご健康にご留意をいただき、住民福祉のためにますますご活躍いただけますことをご祈念申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

○議長（望月広喜君）

町長のあいさつが終わりました。

以上をもちまして、本定例会の会議に付議されました事件は、すべて議了いたしました。議会議事規則第7条の規定により閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は、これで閉会することに決定いたしました。

会期12日間、議員各位には慎重審議をいただき、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

日増しに暖かさも加わり、桜のつぼみも膨らみはじめ、春も間近であります。各位におかれましてはくれぐれもご自愛していただき、町政発展になお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。これをもちまして、平成22年身延町議会第1回定例会を閉会したいと思います。

大変、ご苦労さまでした。

○議会事務局長（遠藤守君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時10分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長遠藤守が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長並びに署名議員により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上